



Policy Research Institute
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

プロジェクト研究
〔主要国農業政策・
食料需給〕
研究資料 第1号

令和4年度カントリーレポート

EU, ドイツ, ロシア・ウクラ イナ

令和5年3月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果について、主として行政での活用に資するため取りまとめた資料であり、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

まえがき

このカントリーレポートは、当研究所の研究者が世界の主要各国について農業・農政の分析を行った成果を広く一般に提供するものである。

当研究所においては、平成19（2007）年度から、単年度の「行政対応特別研究」の枠組みの下で毎年カントリーレポートを作成・公表してきたが、平成25（2013）年度からは、研究の枠組みが3年度にわたる「プロジェクト研究」に移行した。プロジェクト研究は、平成25（2013）年度から平成27（2015）年度までを一期目、平成28（2016）年度から平成30（2018）年度までを二期目、平成31（2019）年度から令和3（2021）年度までを三期目とし、令和4（2022）年度から四期目を実施している。

これまで当研究所では、農業政策立案の観点から重要となる国・地域を対象とした農業情勢と関連政策の分析と国際食料需給の分析を実施してきた。四期目の「主要国における農業政策の改革の進展とそれを踏まえた中長期的な世界食料需給に関する研究」においても、これまでに蓄積された知見を活用しながら、世界の主要国・地域の農業情勢及び関連政策の調査研究を行っている。そして、国・地域別の知見と定量的な食料需給予測の連携を深め、よりの確な需給見通しの策定に努めている。さらに、多くの国々が共通した課題に直面するようになっていく現状を踏まえ、各国・地域単独での分析に加えて、関連した複数国を横断する課題を設定し、各国の政策や関連状況を比較・分析している。

本レポートは、農林水産政策研究所における研究成果について、主として行政での活用に資するため取りまとめた資料であり、学術的な審査を経たものではない。農林水産政策研究所では今後も海外農業情報の収集・分析を充実させる方針であり、広範の読者の方より、御指導・御指摘を賜れば幸いである。

【参考】 平成19年～令和3年度カントリーレポート

（平成19年度）

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第1号 中国、韓国

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第2号 ASEAN、ベトナム

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第3号 インド、サブサハラ・アフリカ

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第4号 オーストラリア、アルゼンチン、EU 油糧種子政策の展開

（平成20年度）

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第5号 中国、ベトナム

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第6号 オーストラリア、アルゼンチン

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第7号 米国、EU

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第8号 韓国、インドネシア

（平成21年度）

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第9号 中国の食糧生産貿易と農業労働力の動向

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第10号 中国、インド

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 11 号 オーストラリア, ニュージーランド, アルゼンチン

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 12 号 EU, 米国, ブラジル

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 13 号 韓国, タイ, ベトナム

(平成 22 年度所内プロジェクトカントリーレポート)

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 1 号 アルゼンチン, インド

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 2 号 中国, タイ

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 3 号 EU, 米国

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 4 号 韓国, ベトナム

(平成 23 年度行政対応特別研究カントリーレポート)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 1 号 中国, 韓国 (その 1)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 2 号 タイ, ベトナム

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 3 号 米国, カナダ, ロシア及び大規模災害対策
(チェルノブイリ, ハリケーン・カトリーナ, 台湾・大規模水害)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 4 号 EU, 韓国, 中国, ブラジル, オーストラリア

(平成 24 年度行政対応特別研究カントリーレポート)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 1 号 中国, タイ

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 2 号 ロシア, インド

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 3 号 EU, 米国, 中国, インドネシア, チリ

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 4 号 カナダ, フランス, ブラジル, アフリカ,
韓国, 欧米国内食料援助

(平成 25 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 1 号 中国, タイ, インド, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 2 号 EU, ブラジル, メキシコ, インドネシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 3 号 アメリカ, 韓国, ベトナム, アフリカ

(平成 26 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 4 号 タイ, オーストラリア, 中国

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 5 号 米国, WTO, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 6 号 EU (フランス, デンマーク)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 7 号 インド, アルゼンチン, ベトナム, インドネシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 8 号 米国農業法, ブラジル, 韓国, 欧州酪農

(平成 27 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 9 号 総括編，食料需給分析編

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 10 号 EU (CAP 改革，フランス，スコットランド，デンマーク，フィンランド，酪農)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 11 号 中国，インド，インドネシア，中南米，アフリカ

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 12 号 タイ，ベトナム，ミャンマー，オーストラリア，ロシア，ブラジル

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 13 号 米国，フランス，韓国，GMO (米国，EU)

(平成 28 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 1 号 総論，横断的・地域的研究，需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 2 号 米国 (農業支援政策，SNAP 制度)，EU (価格所得政策と CAP 簡素化，酪農，農業リスク管理，フランス)，韓国，台湾

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 3 号 タイ，ベトナム，オーストラリア，ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 4 号 中国，インド，インドネシア，メキシコ，ケニア

(平成 29 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 5 号 横断的・地域的研究，需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 6 号 米国 (米国農業法，農業経営の安定化と農業保険，SNAP-Ed)，EU (CAP 農村振興政策，フランス，英国)，韓国，台湾

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 7 号 タイ，ベトナム，オーストラリア，ロシア，ブラジル

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 8 号 中国，インド，インドネシア，メキシコ，アフリカ，フィリピン

(平成 30 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 9 号 横断的・地域的研究，需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 10 号 米国，カナダ，EU (条件不利地域における農業政策，共通農業政策 (CAP) の変遷における政治的要因等の検討，ドイツ，フランス，英国)，ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 11 号 中国, 韓国, 台湾, インドネシア, フィリピン, タイ, インド, アフリカ

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 12 号 メキシコ, ブラジル, アルゼンチン, オーストラリア

(令和元年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 1 号 米国, EU (CAP), フランス, 英国, CETA, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 2 号 中国, 台湾, ベトナム, アフリカ (ケニア)

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 3 号 ブラジル, メキシコ, アルゼンチン, ウルグアイ, オーストラリア

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 4 号 横断的・地域的研究, 世界食料需給分析

(令和 2 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 5 号 EU (農産物貿易政策等, 持続可能性確保と経済復興・成長に向けた取組, フランス), 英国, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 6 号 タイ, ベトナム, インドネシア, 韓国, 中国

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 7 号 ブラジル, アルゼンチン, パラグアイ, オーストラリア

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 8 号 横断的・地域的研究, 世界食料需給分析

(令和 3 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 9 号 EU (農産物貿易政策等), 英国, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 10 号 タイ, ベトナム, インドネシア, 中国, インド, 西アフリカ

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 11 号 ブラジル, アルゼンチン, パラグアイ, オーストラリア

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 12 号 横断的・地域的研究, 世界食料需給分析

プロジェクト研究 「主要国における農業政策の改革の進展とそれを踏まえた中長期的な
世界食料需給に関する研究」

令和4年度 カントリーレポート 第1号

EU, ドイツ, ロシア・ウクライナ

目 次

第1章 EUの農産物貿易政策等の方向性についての政治的要因等の検討

(羽村康弘)

1. はじめに
2. 域外事情の側面 (②及び④)
3. 域内事情の側面 (①及び③)
4. まとめ

第2章 EUの新たな共通農業政策—持続可能な食料システムへの移行に向けた新たな政策展開—

(桑原田智之)

1. 新たな共通農業政策の目標, 制度的特徴, 鍵となる改革分野
2. 新たな共通農業政策における予算と環境的・社会的・経済的諸要件
3. ウクライナ情勢と食料安全保障・環境の両立
4. おわりに

第3章 ドイツにおける持続可能性への配慮と食料消費の変化

(飯田恭子)

1. はじめに
2. 地域支援型の有機農業
3. 食料消費の変化 —畜産品離れの傾向—
4. おわりに

第4章 ロシア ・ ウクライナ—侵攻の長期化と世界食料需給への影響— (長友謙治)

1. はじめに
2. 2022 年のロシア経済
3. 2022 年のロシアの農業生産・農産物貿易動向
4. ロシアの農業政策・2022 年 4 月～2023 年 3 月の動き
5. ロシアのウクライナ侵攻と世界食料需給への影響
6. おわりに

第1章 EUの農産物貿易政策等の方向性についての 政治的要因等の検討

羽村 康弘

1. はじめに

EUの農産物貿易政策については、その骨格をなすEUの共通農業政策（CAP）が狭い農業分野的性格を失ってきていることから^①、特に、農業以外の分野やEU域外からの要因に着目して、これらの要因が及ぼす影響について国際政治学の視点から、過去3年度間にわたり検討してきた。検討に際しては、対象にすべき要因が広範にわたるので、経済的事情及び政治的事情並びに域内事情及び域外事情という検討軸を置き^②、これらを組み合わせて、①経済的・域内事情の側面、②経済的・域外事情の側面、③政治的・域内事情の側面、④政治的・域外事情の側面という四つの側面のマトリックスにし、それぞれの側面で毎年度特に重要だと考える要因を取り上げている。近年、立て続けに農産物貿易に影響を及ぼす事態が発生しており、これまで、以下に掲げたような要因を検討してきたところである。

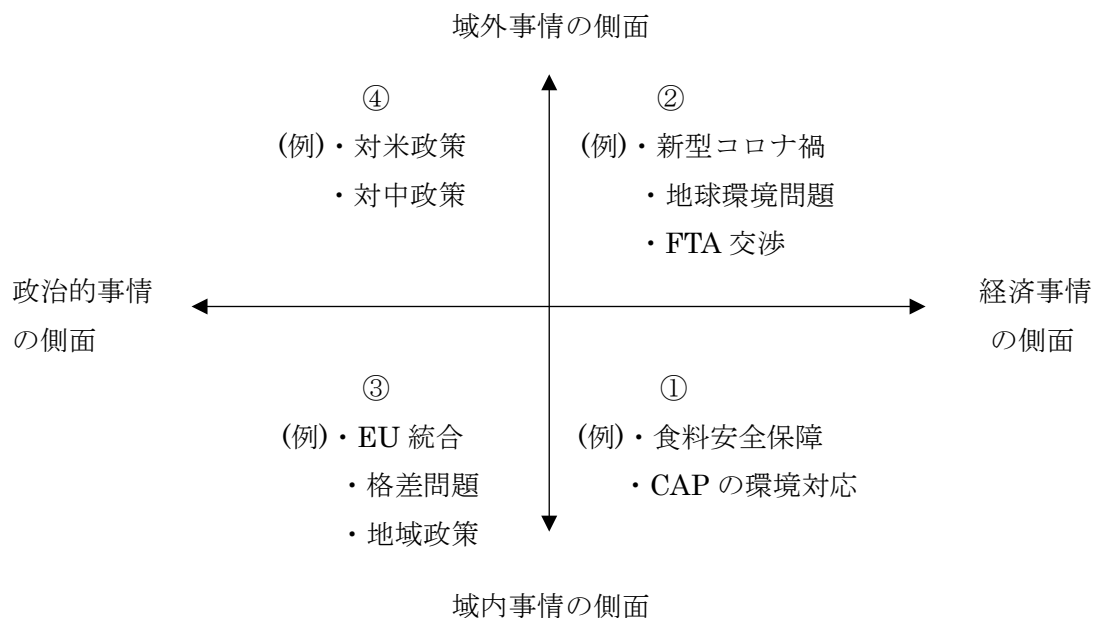


図 EUの農産物貿易政策形成の背景事情（これまで取り上げた要因例）

資料：筆者作成。

今年度は、昨年2月にロシアがEUの隣国でもあるウクライナに侵攻したところ、この域外事情がEUの政策全般に非常に大きな影響を与え、域内事情にも波及的な影響を与えており、EUの農産物貿易政策を検討するに当たってもこの域外事情の側面が非常に重要となっている。したがって、今年度は、ウクライナ戦争という要因を中心に、域外事情の側面（②及び④）を重点的に取り上げることとしたい。

またこのロシアによるウクライナ侵攻は、主権国家に対する明白な侵略であって国際秩序の基本原則の侵害であり（中西、2022）、西側諸国においては、自らの価値、規範、アイデンティティ、そして国家の存在自体が危険にさらされていると受け止められている（Spohr, 2022）。このような状況下では、経済的な利益よりも安全保障上の問題が優位に置かれ、経済の論理が主役の座を降りつつあるとも言われる（ヤーギン、2022；日本経済新聞、2022a）。このように、これまで経済事情の側面として取り上げてきた要因も政治的事情の影響を大きく受けざるをえない状況になっていることから、今年度は、経済事情の側面を政治事情の側面と分けて取り上げることとはせず、これまで両事情の側面として取り上げてきた要因を一体として政治事情の側面を中心に検討していきたい。

ところで、以上のような域外事情及び政治事情を踏まえると、農産物貿易政策においては、国際貿易より国内生産を重視する動きにつながるのではないかと考えられがちであるが、EUの農産物貿易政策に関しては必ずしもこのような動きにつながらず、むしろ国際貿易を重視する動きにつながっている面が多々見られるところ、このような状況及びその背景理由を中心にして述べていくことにしたい。

なお、本稿は、2023年1月末までの情報を基に記述している。また、このレポートにおいてEUと記載している場合は、特にコメントしない限り、EEC（European Economic Community, 欧州経済共同体）、EC（European Community, 欧州共同体）、EU（European Union, 欧州連合）の総称である。

2. 域外事情の側面（②及び④）

（1）ロシアのウクライナ侵攻とEUの貿易政策

1）貿易による相互依存についての認識の変化

かつてKeohane and Nye (1989)は経済的な相互依存は最終的には良好な国家間関係につながるとした（飯田、2007：43）。しかしながら、ロシアのウクライナ侵攻を受け、この経済的な相互依存については、権威主義国家が悪行の許可証と見なす可能性があること及び権威主義国家が手段として悪用することを可能にすることがより強く認識されるようになった。貿易が、平和及び団結への道であるという考え方は終わったとも言われる（クルーグマン、2022；Financial Times, 2022af）。

2）西側諸国における友好国回帰

近年、米中対立や新型コロナ禍を受けてサプライチェーンの^{きょうじん}強靱化の必要性が意識さ

れつつあったが、ロシアのウクライナ侵攻によりこの必要性が格段に強く意識されるようになった。英国元外務大臣は、悪意のある国にエネルギーや鉱物資源、レアアースなど経済及び安全保障を戦略的に依存することを止めなければならないとしている（Financial Times, 2022f）。西側諸国においては、自らに必要不可欠な産品（essential goods）を安定的に確保するため、そのサプライチェーン強靱化のための政策が強力に打ち出されるようになっていった。このような状況を踏まえ、グローバリゼーションが脆弱化している、グローバリゼーションが後退している、グローバリゼーションの時代は終わった等と評されるようになってきている（Financial Times, 2022l; 2022m; 2022n; 2022o）。

ただし、サプライチェーンを強靱化することは、それを分断化して（fragmentation）国内で自給することではなく、備蓄や供給元の多様化との組み合わせによって達成されるものであり、同盟国によるグローバリゼーションの再編成が望ましく、地域化されたグローバリゼーション（regionalised globalisation）が妥当とも言われる（Financial Times, 2022w）。米国の財務長官の Janet Yellen は、貿易を価値に結び付け、「友好国回帰（friend-shoring）」という新しい言葉を使い、グローバル経済においてどのように行動するかについての一定の規範及び価値を共有する信頼できる国へサプライチェーンを回帰することを奨励する（favor）とした（Financial Times, 2022r）。

3) EU の貿易政策への考え方の変化

以上のような西側諸国における認識等の変化を受け、西側諸国の一員である EU の貿易政策も変化していった。

EU の貿易政策においては、依存を高めてきたロシアからの天然ガスの供給をロシアが絞る動きに出たことが特に大きな影響を及ぼすこととなった。天然ガスは、農業生産資材の肥料の生産においても、さらに農業生産活動自体におけるエネルギー源としても重要である。ロシアは旧ソ連時代から引き続き半世紀間、政治的な緊張がどのようなものであっても中断することなく欧州へエネルギーを供給し続けて信頼できる供給者としてのブランドを勝ち取ってきたが、天然ガスの供給を止めることでロシアはルビコン川を渡ったとされる（Financial Times, 2022s）。EU は将来エネルギーを人質にとられないようにするため、エネルギーの脱ロシアを段階的に進めることとした（Financial Times, 2022t ; 日本経済新聞, 2022b）。EU にとって、ロシアからのエネルギーの輸入を止めることは、非常に大きな経済的コストがかかることである。しかしながら国家安全保障という言葉はエネルギー効率性を理由とした抗議より強力であるとして、EU において自己犠牲のプロセスが動き始めたと言われる（Financial Times, 2022e; 2022s）。ロシアの天然ガスへの依存度が特に高かったドイツの経済大臣は、我々は自らを害する準備ができていると言っている（Financial Times, 2022u）。なお、ドイツは元々ロシアに対して、「貿易を通じた変化（Wandel durch Handel（change through trade））」を追求してきたと言われるが（Financial Times, 2022c）、ロシアのウクライナ侵攻は、このドイツ外交の理想主義と幻想も打ち砕いたとされる（ジルバーホルン, 2022）。

また、ロシアのウクライナ侵攻は、その際にロシアがEUに対しエネルギー供給という経済関係を政治的な武器として使っただけでなく、FTA締結を通じてEUと経済関係を深め、政治関係も進展させてきた隣国への侵略であり、さらには、国際貿易がよって立つところの国際関係の主体である主権国家への侵略である。EUは、2014年のロシアによるクリミアの一方的併合を受けて既にロシアへの経済制裁を発動していたが、自由は自由貿易よりも貴い（NATO 事務局長：日本経済新聞，2022a），自由を守るには費用がかかる（Financial Times, 2022e）として、経済制裁の対象を順次大きく拡大し、エネルギーだけでなく鉄鋼、木材その他の物品においてもロシアとの貿易を断絶する方向に貿易政策が進められていった。まさしく、政治が経済を打ち負かしたような状態（Financial Times, 2022b）である。

なお、ロシアとの関係については、ロシアが大きく妥協し、停戦に応じたり、自ら撤退したりしたとしても、(欧州に)ロシア不信は残され、米欧と中国の間でも不信は決定的なものになりつつあるといわれる（佐橋，2022）。そして、西側とロシアが新たな外交基盤と信頼関係を築くには、長い年月がかかるだろうともいわれている（ブレマー，2022）。

4) EUにおける貿易政策の手段化

以上のような権威主義国家への認識の変化に対応して、EUは、自らも貿易政策を政治外交上の目的を達成する手段として用いることができるよう制度改正を加速化させた（Financial Times, 2022aa）。まずは、反経済威圧行動措置法案（EU版の米通商法301条）として、EU加盟国が外国から経済的に不当な圧力を受けた場合、関税引き上げ、対内投資差し止め、政府調達停止などの対抗手段を直ちに打ち出せるようにした。この背景にはリトアニアへの中国のいやがらせがあるとされる（日本経済新聞，2022d）^③。また、欧州委員会は、移民政策の手段として貿易政策を使えるよう、違法に欧州に入った自国民の送還を受け入れない国に対し、懲罰的に関税をかけることを提案している（Financial Times, 2022p）。

FTAに関しては、元々EUは特に連合協定（Association Agreement）の締結を通じて、単に経済関係の深化だけではなく政治関係を深化させ、人間の尊厳、自由、民主主義、平等、法の支配、人権を尊重するという基本理念を進展させようとしてきたところである。ただし、2006年にグローバル欧州戦略（European Commission, 2006）を打ち出した以降、EUはアジア諸国等へFTA締結の相手国を拡大し、経済関係の深化を主目的とした政治的意図が薄いFTAを締結するようになっていた。しかしながら、近年、中国やロシアが対外的に強権政治の色合いを濃くして露骨な行動を取るようになってきたことに対応し、FTAについても政治的な戦略目的のための手段として利用するようになってきている。ロシアのウクライナ侵攻を踏まえ、貿易担当委員は、現在の地政学的なチャレンジに対応するためFTAを使うとし、友好国との締結を加速化させるとしており（Financial Times, 2022ab），EUのFTA締結戦略はより政治的な意図が濃い元の姿に戻ってきている。

5) EU の対米関係

EU にとっては、加盟国の多くが NATO に加盟しており、この軍事同盟関係がある米国等との大西洋間のつながりが圧倒的に重要である。EU はこの NATO との協力関係を更に深化させることとした。本年 1 月に出された NATO との共同宣言においては、EU は独自の防衛・安保能力を拡大しつつあるが、NATO が欧州を含む同盟国の「集団防衛の基盤」として EU の独自の措置はあくまで NATO を補完するものと位置付けた（日本経済新聞, 2023b）。ここにおいて、ウクライナ戦争前に EU の米国に対する自律性を主張していたフランスの主張は後退することとなったとされる（Financial Times, 2023a）。この宣言には、協力事項としてサプライチェーンの強靱化に係る事項（resilience issues）も含まれている（EU-NATO, 2023）。

米国との貿易関係については、一昨年 9 月に立ち上げられたときは放談会と評されたともいわれる米 EU 貿易技術評議会（US-EU Trade and Technology Council: TTC）が、ロシアのウクライナ侵攻を受けてより輸出管理などで協調体制を築く方向でのより建設的な取組になったとされる（Financial Times, 2022v）。昨年 5 月の第 2 回会合では、多国間のルールベースの秩序及び国際法の基本原則に脅威を与える国々等のアクター達に対抗して市民を守るため、二国間の貿易投資関係、環大西洋安全保障関係を活用する（draw upon）としている。ここにおいて、貿易関係を政治目的の手段として活用する姿勢が現れてきている（農産物貿易政策における活用方向については次節第 4 項で言及）。

なお、最近、米国がインフレ抑制法（Inflation Reduction Act : IRA）を制定しエネルギー安全保障と気候変動対策として大規模な税額控除や補助金で北米企業を支援すること等に関して、同盟国である EU へも差別対応をしていると懸念が表明されている（Financial Times, 2022ad）。ただし、EU はウクライナ戦争下において大西洋間の団結を維持するため、かつての米国ボーイング社と欧州のエアバス社への補助金問題のように WTO に訴えることについては多くの加盟国が消極的であるとされる（Financial Times, 2022aj）。そして EU は、単一市場における各国間の競争条件の公平性（level-playing field）が少々犠牲になっても加盟国による補助金への規制を緩和するなど独自の政策で対応しようとしている（Financial Times, 2023c; 2023d）。EU の欧州委員会の執行副委員長は連名で、米国と IRA について協議を進展させる必要を述べつつも、環境対策やデジタル化に必要な天然資源が豊富ではない EU は、友好国との貿易に開放的な路線を続けるとしている（Dombrovskis et al., 2023）。

6) EU の対中政策

権威主義国家である中国との関係については、数年前までは中国との関係を維持することによる経済的な利益の追求と EU の基本理念との乖離への両立に悩んでいる状態であった。しかしながら、近年、中国が政治目的で貿易政策を多用するようになってきていることに加え、昨年のロシアのウクライナ侵攻に対する中国の対応を念頭に、EU はこれまでに以上に中国と距離を置くようになっていった。

EUのミシェル大統領は、価値観を共有する民主主義国家が対中ロで連携を強化する必要性を訴え、フォンデアライエン委員長は、プーチンと習が無制限の友情を確認している中で、より広い国際秩序への挑戦と受け止めなければならないと説いている（日本経済新聞，2022c）。また、欧州の一般の人々の中国への感情も大きく悪化してきているとされる（Financial Times, 2022z）。さらに、中国がロシアのウクライナ侵攻を非難せず、かばうような言動を続けていることで、EU加盟国においても、中・東欧諸国で中国離れの動きが勢いついており、これら中・東欧の対中姿勢が厳しくなることで、EU全体の中国政策はより強硬な方向に傾いていくとされる（日本経済新聞，2022f）。また、中東欧だけでなく独仏も対中政策で強硬になってきているとされる（Financial Times, 2022ae; 日本経済新聞，2023a）。

これまでのNATOの「戦略概念（strategic concept）」においては、中国は言及さえされていなかったが、2032年までの新しいものにおいては、中国が「我々の利害、安全保障及び価値への挑戦（a challenge to our interests, our security and our values）」と位置付けられることになった（Financial Times, 2022x）。この中で、貿易政策についても、中国が戦略的物資及びサプライチェーンなどをコントロールして戦略的に依存される関係を作り出そうとしており、NATO諸国はサプライチェーンなどの戦略的な脆弱性や依存を特定し緩和するようとも行動するとしている（NATO, 2022）

このような状況認識を踏まえ、EUの対中国方針について、これまで以上に厳しい姿勢を示し、米国及び他の友好国との関係を強化すべきとのペーパーが欧州委員会から外務大臣会合に提出された。この中では、貿易政策に関しても、半導体及びレアアースを中国に依存していることが戦略的に脆弱であるとされ、域内生産の増大などが提言されているとされる（Financial Times, 2022ae）。

（2）ロシアのウクライナ侵攻とEUの農産物貿易政策

以上のような、西側諸国における貿易関係についての認識等の変化やこれを受けたEUにおける貿易政策等の変化を踏まえ、本節では、農産物に係るEUの貿易政策がどのような方向に動いたかについて、主として食料安全保障の観点から見ていきたい。

ところで、食料安全保障についてFAOは「全ての人々が、何時でも、活動的かつ健康的な生活をおくるのに必要な食事上の必要性及び食の嗜好を満たすに十分な量の、安全かつ栄養的な食料を、物理的にも経済的にも手に入れることができる時に存在する」としているが（FAO, 1996）、EUは現時点においてこのような状態を基本的に達成しているとされる（Zahrnt, 2011）。しかしながら、前節で述べたようにEUの外交方針や貿易政策全般についての考え方が大きく変わってきており、また、世界的に、特にEUの近隣国である中東諸国や北アフリカ諸国がウクライナやロシアからの穀物輸入に依存していることから、EUにおける農産物貿易政策についての考え方も変化する可能性がある。ゆえに、以下検討することとしたい。

1) 農産物貿易政策についての二つの考え方

各国政府等が具体的に国民に食料を供給する手法としては、それぞれの国の自然条件等農業生産の優位性やその国の置かれた国際関係といった状況の違いにより組み合わせの比率に違いはあるものの、世界共通であって、①国内生産、②海外からの輸入、③備蓄の三つの手段の組み合わせで構成されている。これらの手段のうち備蓄については、一時的、短期的な食料不足に対応するためには有益であって必要であるが、食料は長期保存が難しいこともあって中長期的な食料の安定供給を頼ることは困難である。ゆえに、毎日の食料の安定的な供給を頼る手段は、国内生産か、海外からの輸入かということになるが、両者のどちらに重きを置くべきかという点で、考え方に大きな違いが生じる。

Ewing-Chow and Slade (2012)は、食料問題への対応策を考える際の根本的な対立点は、食料安全保障のために国際貿易が果たすべき役割で、逆に言えば、自給政策にどの程度頼ることができるかということであるとしている。Clapp (2017)も、各国の食料政策について、ほとんどの国の食料政策は、国境を全て開放して完全に輸入に依存する政策と、国境を閉鎖して国内生産に完全に依存する政策の間に存在しているとしている。

食料の国際貿易について国内生産と輸入のどちらに重きを置くべきかについては、これまで大きく分けて次の2通りの考え方があった。

①国内生産重視論

この考え方は、食料安全保障を確保するためには、食料の供給についてはなるべく他国に依存しないようにすべきであって、国内で十分な食料生産を確保することが重要であるとする（自助努力の強調）。

この考え方は、内外で農業の競争力に差がある場合等においては、例えば工業品の輸出に多少の支障が生じて、農業の国内生産の維持のために、必要な国境措置を設けるといふ保護貿易・管理貿易の政策に向かう傾向にあり、また、貿易歪曲効果が懸念されたとしてもできるだけ国内補助金を提供する必要があるという考え方に傾くことになる。

この考え方の背景には、生存のために必要不可欠で価格弾力性が低い食料については、国際市場における流通が比較的少ない産物も見られることもあり、国内で不足した場合には、どの国も食料を輸出しようとしないうか、又は輸出するとしても搾取的な価格を提示する可能性があるとする。また、GATT/WTO等の国際貿易制度については、例外という抜け穴が多く、また、適切に執行されないことも多く、いざという時には頼ることができないと考える。このように、国内生産重視論には、貿易相手国や国際貿易制度は国民生活にとって重要な食料の取引を任せるに足りないという国際貿易制度に対する信頼感の欠如がうかがえる⁽⁴⁾。

②国際貿易重視論

一方で、食料安全保障を確保するためには、自国内に拘るべきではなく、国際貿易による輸入に頼ることが望ましいという考え方がある。

この考え方は、自国内での食料生産に拘ることは、グローバルに食料が取引されている現代においては効率的でなく非常にコストが高くなり、貿易に頼った方が安定的かつ安価に多様な食料を入手できると考える。また、国内の自給が自然災害や人工災害によって中断されたときは海外からの輸入に頼らざるを得なくなるので、自国内生産に依存しすぎるのはかえって危険であるとして、貿易障壁や貿易歪曲効果の大きい国内補助金の削減・撤廃に向かう傾向にある。

この考え方の背景には、生存のために必要不可欠な物資は食料に限らず、エネルギー、医療機器、半導体等広範にわたっていて、その全てを国内で生産できる国はほとんどないとの現状認識がある。ゆえに、各国は基本的に国際貿易に依存しており、各国は食料が不足したからといってにわかに輸出を規制することはないであろうし、ましてや全世界の国が全て輸出を規制することはないであろうとする考え方がある。このように、国際貿易重視論には、貿易相手国や国際貿易制度は国民生活にとって重要な食料の取引を任せるに値するという国際貿易制度に対する信頼感の存在がうかがえる。

これら食料安全保障についての二つの考え方は、国際政治学におけるリアリズムとリベラリズムの考え方の違いと符合している。

大庭（2004）は、食料に係る貿易について、リアリストの立場から見れば、「食料安全保障の確保・強化とは、国民の食へのアクセス確保を、農業生産性の向上や保護貿易などを通じて、なるべく他国に依存しない形で実現することを意味する」とし、リベラリストの立場に立てば、「食料安全保障の確保・強化・・・実現を国際的な商取引や国際協力、国際政策協調を通じて達成すべきものであるとされるであろう」としている。

同様に、Sommerville et al. (2014)は、2007年～2008年の食料危機を分析し、食料安全保障を考える際の農食政治パラダイム（agro-food political paradigm）の主要な二つの考え方（realms）は、食料安全保障を地政学的なリスク計算の要素としてとらえる政治的リアリズム（political realism）と、食料安全保障進展のため市場開放と経済的な相互依存を熱狂的に受け入れる新自由主義（neoliberalism）であるとしている。

また、Fouilleux et al. (2017)は、食料安全保障の分野では二つの主要な言説（discourse）が見られ、自由化により貿易を増大させることが食料安全保障を達成するための主要な方法であるとする新自由主義の考え方（neoliberal idea）と、複雑な食料安全保障問題を自給や補助金による農業生産の増大の必要性に転換する傾向にある国産主義（productionism）があるとして、2007～2008年の食料危機は後者の立場を強化したとした⁽⁵⁾。

以下、ロシアのウクライナ侵攻に直面したEUの農産物貿易政策が、上記の国内生産重視論（リアリズム）と国際貿易重視論（リベラリズム）の間でどのように動いたのか見ていきたい。

2）EUにおける農産物価格の上昇と輸出規制

ロシアのウクライナ侵攻に際しては、EU域内においても、食料価格の上昇や買い占め

等の混乱，さらには輸出規制の導入，検討等の動きが見られたところである。

主としてウクライナ戦争の影響により昨年 EU における農産物価格は 24%上昇し，特に穀物，鶏卵及び牛乳において価格上昇が激しかったとされる (IHS Markit, 2023b)。また，ロシアのウクライナ侵攻直後には，ドイツでは食用油（ひまわり油）と小麦粉のパニック購買が発生し (Financial Times, 2022h)，イタリアでもパスタのパニック購買が発生した (Financial Times, 2022i)。特に，貧困層への影響は大きく，域内でフードバンクへの要請が増加しており，ドイツにおいてはフードバンクの 3 分の 1 の組織が新規加入を中止しているとされる。また，農産物価格の上昇は EU 加盟国間において差があり，中東欧における主食の高騰は激しく，ハンガリーにおいてはパン価格が 80%上昇したとも言われる (Financial Times, 2022a)。

ロシアがウクライナに侵攻した直後においては，EU 加盟国において国民に安定的な食料供給ができなくなる懸念が表明されることもあった。アイルランドの農業大臣は，国内農家により多くの穀物生産を呼び掛けている (IHS Markit, 2022b)。また，ハンガリーが輸出規制を導入し（主要穀物の輸出に際して関係機関に登録し，政府に優先購入する権利を与える政令を公布），スロバキア，ルーマニア，ブルガリアも輸出規制の導入を検討した (IHS Markit, 2022f)。

3) EU における農産物貿易政策変更への要望

このような域内の農産物市場をめぐる状況下で，欧州議会農業委員会議員や各国農業大臣は，食料の輸入への依存を減らすため域内生産の増大を求め，EU の農業政策の方向を再検討するよう求めた (IHS Markit, 2022c)。また，農業団体からは，新型コロナ禍やウクライナ戦争の影響のみならず共通農業政策 (CAP) が農産物の海外依存により，域内農家の減少が驚くべき速度で進んでおり，海外の安い農産物の輸入を防ぎ食料安全保障を確保するため WTO ルールから農産物を完全に例外扱いにすべきとの意見も出された (IHS Markit, 2022j)。

ロシアのウクライナ侵攻直後は，農業貿易についても，長期的には，供給の混乱が農業に関するルールの書き換えを引き起こしえ，エネルギーのように，代替や調達への新たな努力が行われ，自給により焦点を当てることを意味することになるだろうとも言われた (Financial Times, 2022d)。EU 加盟国においても，米中貿易戦争，新型コロナパンデミックやウクライナ戦争により，域外に依存しすぎることにより懐疑的なフランスの影響が強まっており，以前なら，フランスの保護主義に対しては，オランダ，アイルランド，北欧諸国，ドイツ，英国などの十分な反対勢力がいたが，これらの反対勢力は次々と脱落し（日本経済新聞(The Economist), 2022），また，農産物貿易についても EU は保護的な貿易の武器を手に入れて (EU 版の米通商法 301 条)，フランスがまくしたてているだけだと言っていられなくなったとも言われる (Financial Times, 2022a)。

4) 変更されなかった EU における農産物貿易政策

しかしながら，結局，EU の具体的な農産物貿易政策においては，国内生産重視論（リ

アリズム）と国際貿易重視論（リベラリズム）の間で大きく動くことはなかった。

昨年9月に今後1年間のEUの活動方針を表明する欧州委員会委員長の一般教書演説（European Commission, 2022a）では、ウクライナ戦争への対応が最重要課題となっており、エネルギー危機対応について詳細に言及されるとともにレアアースへの言及がある中で、食料への言及が全く見られない。この一般教書演説に対しては、欧州議会において、食料のインフレに対する言及がないことが指摘され、「農場から食卓へ戦略（Farm to Fork Strategy, 以下F2F戦略）の環境対策がEU域内における食料生産を危うくしているのではないかと」いった質問もなされた。しかしながら、欧州委員会委員長は、最終的に応答はしたものの、具体的な対応策は述べられなかったとされる（IHS Markit, 2022m）。

一般教書演説を受けて具体的な立法課題等を提示する欧州委員会行動計画（European Commission, 2022b）においては、食料について、価格高騰、深刻な干ばつ及びロシアのウクライナ侵攻によって悪化した食料危機が食料安全保障を危うくしているとの現状認識についての記述はあるものの、具体的な域外政策については、ウクライナ農産物のEU単一市場へのアクセス改善、欧州発展基金を使つての途上国支援を提供するとしているだけである。また、域内対策としては、農業団体や農業関係者から域内生産の増大に支障となっていると批判されている欧州グリーンディール（European Green Deal）を促進するとしており、国内生産重視論（リアリズム）に傾いてはいない。

EUの域外関係において圧倒的に重要な米国と貿易関係について議論するEU貿易技術評議会（US-EU Trade and Technology Council: TTC）においても、農産物貿易は、サプライチェーンの保障のWGではなく、グローバル貿易の挑戦のWGで取り上げられている。このWGの検討項目には、不必要な貿易障壁の廃止、貿易と労働条件、貿易と環境などとともに、「貿易、農業及び食料安全保障」という一項目が挙げられており、ウクライナ戦争、気候変動、新型コロナの影響を受けている農業分野について言及がなされている。ここでは、米国及びEUは、食料安全保障のための貿易の重要性に合意し、農産物及び肥料等の投入財の貿易の多様化促進、特定の貿易相手国への過度の依存への対応のためのダイアログを農業担当部局同士の会合（USDA/AGRI Collaborative Platform on Agriculture: CPA）と連携して立ち上げ、グローバルな食料生産の強靱性を貿易を通じて強化する目的で協力分野を特定するとしている（US-EU, 2022）。ここにおいても、国内・域内生産の増大ではなく、国際貿易の強化が強調されており、国際貿易重視論（リベラリズム）に近い方向で検討されることになっている。CPAにおいても、EUと米国は食料が足りているとしている。なお、分析に当たってはデータが重要だが、貿易に関しては、一般市民は食料が足りているといったデータに基づく議論より情緒的な議論に説得されやすいことに懸念が表明されているくらいである（USDA-DG AGRI, 2022）。

なお、ロシアのウクライナ侵攻に際しては、CAPの環境対応が不十分であるとする環境派からの猛反発を受けつつもCAPの環境基準の適用延期が行われたが、この政策変更の要因としては、EU域内の食料安全保障というより途上国への供給確保といったグローバルな食料安全保障要因が考えられるところ、次項で言及したい。

ハンガリーによる輸出規制に対しては、他の加盟国から反発もあり、農業団体も反発している。EUは単一市場が政策の背骨であって、一般のFTAやASEAN、メルコスール等々の地域協定といったWTO標準の協定と異なり強力な輸出規制管理が行われている。ハンガリーに対しては、欧州委員会も強く反発し、農業委員は、穀物輸出を禁止したハンガリーのような加盟国に対しては法的措置を講じると警告している（Financial Times, 2022g; IHS Markit, 2022f）。

5) EUの産業政策

ところで、昨年は、大西洋の両岸で産業政策の年であったと言われる（Financial Times, 2022ap）。EU側では、基礎的な医薬品について、「戦略的自治（strategic autonomy）」を保障するために産業政策を実施して介入するとし、また、これまでEUは、域内の半導体生産に巨額の補助金を提案しているとされる（Financial Times, 2023a）。EUにおいて農業も産業政策の対象でありえるが（European Parliament, 2015）、ロシアのウクライナ侵攻に際しては、半導体や希少金属や肥料やエネルギーなどと異なり農業自体は産業政策の対象になっていない。なお、CAPも産業政策の一つと考えるし、特にCAPの環境対策は重要な政策と考えられるが、社会環境政策の傾向が見られ、少なくとも中長期的に域内生産を増大させることを主目的としたものではない。

このように、農業自体について新規の産業対策が打ち出されなかった背景には、EUの政策当局において、ウクライナ戦争下においてもEU自身にとっては食料安全保障の課題はないと認識されていることがあるのではないかと考えられる。農業担当委員は、ハンガリーが導入した輸出規制に反発する際にEUにおいて食料不足のリスクはないとしており（IHS Markit, 2022f）、また、環境担当委員は、欧州議会農業委員会にて、ウクライナ戦争によって世界は食料安全保障の難題に直面しているが、現在のところ欧州において食料不足のリスクはないとしている。EUは2010年からは農産物の純輸出国になっており、このことが域内生産の増大について対策を講じる動きが少ないことに影響しているのではないだろうか。

6) EUの肥料及びエネルギー対策

以上のように、ロシアのウクライナ侵攻を受けても、農業自体について、新規の産業対策は打ち出されなかったが、これまでどおりの生産を維持するために必要な農業生産資材としての肥料やエネルギーの供給を維持するための政策は打ち出された。ロシアのウクライナ侵攻に際しては、真に対応すべき問題は肥料やエネルギー等投入財のコスト上昇であるとされ、農業委員は、最優先事項は域内の肥料生産分野を補助し第三国からの輸入への依存を避けることだとして、単一市場における各国間の農業上の競争条件の公平性が少し犠牲になるものの、各国政府が独自に農家に追加補助を行うことを承認した（Financial Times, 2022k; IHS Markit, 2022p）。またエネルギーに関しては、農業団体や食品加工業者団体のPrimary Food Processorは、エネルギーへの確実なアクセスを提供するよう要

請し（IHS Markit, 2022m）、欧州委員会も農業分野を天然ガス供給の重要分野（critical sectors）の一つと位置付けること等を提案している（IHS Markit, 2022k）。

7) EUの農産物市場開放

EUの農産物貿易政策における国内生産重視論（リアリズム）と国際貿易重視論（リベラリズム）の間での動きに関しては、対友好国との関係においては、むしろ後者に振れる傾向も見られた。

まずは、戦争当事国であるウクライナからの農産物を含む全製品の輸入関税及び関税割当を2022年6月から2023年6月まで一時的に停止している（IHS Markit, 2022d）。この措置に対しては、ウクライナに近接するルーマニア、ハンガリー、スロバキア、ブルガリアなどから自国農産物への影響を懸念する声も上がったが、農業委員はEU市場に深刻な影響を与えるものではないとして撤回しなかった（IHS Markit, 2022j）。なお、この措置をより恒久的なものにすべきかどうかについては、フランスの養鶏農家が反対するなど農業分野がセンシティブであるとされる（Financial Times, 2022ag）。

さらにEUは、モルドバからの7品目（リンゴ、サクランボ、ニンニク、プラム、トマト、ブドウ、ぶどうジュース）の輸入関税を1年間廃止することになっている。なお、これ以外のほぼ全ての品目は2014年に締結されたFTA（Deep and Comprehensive Free Trade Area: DCFTA）により既に無関税で輸入できることになっている（IHS Markit, 2022i; 2022j）。

以上は、ウクライナ戦争当事国やウクライナ及びEUに隣接する国に対する支援のための一時的な措置であるが、その他の友好国との間においては、EUはFTAの締結を通じての農産物の市場開放という譲歩等を行っている。

まずは、昨年度においては、羊肉の輸入増を恐れフランスが交渉を遅らせていたNZとのFTAについて、EUは6月30日に合意している。

また、同様にフランスが鶏肉及び牛肉の輸入増を恐れて交渉を遅らせていたチリとのFTAについても、フランスが反対を取り下げ、12月9日に合意している。EUは、レアアースについて、友好国とのFTAの締結を促進することによりサプライチェーンを強靱化しようとしているところ（Financial Times, 2022ab）、チリはEUが重視する環境対策のためのバッテリーに必要なリチウムその他の重要な鉱物資源の供給国として重要視されており、FTAを締結することによりこれら鉱物資源へのアクセス及び投資を容易にして経済全体の強靱性を強化することが期待されているとされる（Financial Times, 2022ao; IHS Markit, 2022u）。

さらに、一般教書演説において欧州委員会委員長は、レアアースの中国依存を減らし、友好国との貿易を進めていくとして、豪州、インドとのFTA交渉の進展を訴えている（European Commission, 2022a）。フィンランド首相は、中国に対しナイーブであることを止め、中国への技術やエネルギーの依存を下げるのが重要とし、豪州とEUのFTAについて議論し、民主主義国家はより緊密な貿易及び戦略的同盟を形成する必要があるとし

ている（日本経済新聞，2022g）。これらの FTA を合意するに際しては，EU 側では農産物輸入関税等の譲歩が求められることになり，豪州との FTA については，EU の農家は牛肉の輸入増加を懸念しているとされる（IHS Markit, 2023c）。

（3）ロシアのウクライナ侵攻と EU の地球環境対策

1）一時的な増産対策と CAP 環境政策の後退

以上，EU は，貿易政策を，政治目的を達成するために手段化する傾向にあり，権威主義国に対抗するため農産物以外の品目に係る貿易政策については国内生産重視論（リアリズム）に動く傾向も見られる。しかしながら，農産物貿易政策に関しては，特に国内生産重視論（リアリズム）への動きは見られず，一方で友好国との間でサプライチェーンの強靱化を図る一環で市場開放的な対応をしており，こと農産物に関しては国際貿易重視論（リベラリズム）の方向に動く傾向も見えて取れる。

ただし，EU はサプライチェーンの強靱化に劣らず地球環境問題への対応を重視しており，この地球環境問題の要因が，途上国の食料安全保障への支援の必要性の要因と相まって，農産物貿易政策にも複雑な影響を及ぼしている点も見受けられる。

EU は，当初の予定から 2 年遅れで本年から実際された新 CAP において環境対応を重要視しているところ（この新 CAP における環境対策に対しては，依然として環境派から厳しい目で見られているが，この点については次項で述べる），耕作地の一定部分を生産しないようにするといった政策について，ロシアのウクライナ侵攻当初は，域内での食料自給に焦点が当てられるようになるとともに巻き戻しも生じうるのではないかととも言われた（Financial Times, 2022d）。欧州最大の農業団体の Copa-Cogeca は，農業委員に手紙を送り，戦略的自治を強調してパラダイムシフトが必要であるとし，F2F 戦略の目的，目標及び工程表の見直しから始める必要があるとした。そして，肥料の輸入，農薬使用及び飼料穀物の作付けの増加を求め，エコロジカルなスキーム及び気候変動に関連した動物愛護基準からの脱退（opt-out）を呼び掛けた（Financial Times, 2022j）。欧州議会農業委員会や各国農業大臣も，穀物，油糧種子，蛋白源作物，肥料等の域内生産を増やして食料輸入への依存を減らすため，EU の食料安全保障の取組を緊急に見直すよう求め，生物多様性のために作付けしない土地への作付けや当該土地での農薬使用も求めた（IHS Markit, 2022c）。当時 EU の議長国であったフランスのマクロン大統領も，持続可能な食料戦略はウクライナ戦争以前の世界に基づいており，再吟味する（review）必要があるとしたとされる（Financial Times, 2022j）。

これらの動きに対して，欧州議会環境委員会は猛反発し，F2F 戦略など農業分野における環境対策は，むしろ EU が穀物，油糧種子，蛋白源作物，肥料等についてロシア等からの輸入への依存度を下げることが助けることになるとし，F2F 戦略は域内の食料安全保障を確保するためにより重要になったと反論した（IHS Markit, 2022c）。市民団体や環境 NGO は，域内農業生産への配慮を求める農業派がウクライナ戦争をグリーンディールを

攻撃する材料として使っていると批判し、これらの動きに対して農業委員等に抵抗するよう要請している（IHS Markit, 2022b）。

結局、農業委員は、F2F 戦略は最良の長期戦略であるとした上で、例外的かつ一時的な対策として次のような対策を提案している（Financial Times, 2022j）

- ・ウクライナからの飼料輸入の急激な減少を緩和するため、1 年間だけ環境利益のために休耕地とする必要がある農地に作付けすることを認めること
- ・CAP の 5 億ユーロの準備基金を農家支援のために使うこと
- ・豚肉の民間備蓄へ補助すること
- ・コスト上昇の影響を被っている農家へ各国政府がより多く補助金を与えることを可能にするよう EU 規則を変更すること

このように一時的な対策は講じられることとなったが、欧州委員会の幹部の認識は、現在、EU においては、ウクライナ戦争にもかかわらず全く食料不足のリスクはなく、この戦争が何人かの政策形成者や組織から EU の持続可能な野心に反対するために利用されているというものである（IHS Markit, 2022g）。欧州委員会ティーマーマンス執行副委員長は、食料不足になると市民に信じさせる行為は無責任で不誠実だとしている（IHS Markit, 2022e）。

2）途上国対応の重要性

以上のように、EU において食料不足のリスクはないと認識されているにもかかわらず、一時的ではあるにせよ⁶⁾、CAP の環境政策が留保され、これにより結果として EU の農産物貿易政策が国内生産重視論（リアリズム）の方向に動いた背景には、域外の途上国における安定的な食料供給についての懸念というグローバルな食料安全保障に対する懸念があったからではないかと考えられる。

EU において食料安全保障の観点は主として途上国に係る課題として取り扱われている（Cardwell, 2012: 281）。EU にとって環境対策とともに重要な優先政策課題である民主主義の推進において、域内でポピュリズムが伸長する背景要因の一つとなっているのが移民・難民の増加である（第3節第2項参照）。昨年はエジプトやチュニジアからの流入が多かったとされるが、これらの国々はウクライナやロシアからの穀物等の輸入に依存しており、国内での食料不足の影響が大きいとする報道もある（日本経済新聞, 2022h; 2023c）。

環境派等からの強い反発にもかかわらず、環境政策を留保して域内生産を増大させることとなった背景には、EU からの輸出を少しでも増やしてこれらの国々での農産物不足を緩和し、移民・難民の増加を防ごうとの意図があったのではないかと考える。実際に EU は干ばつの影響で増産計画は混乱したものの中東及び北アフリカ諸国への主として小麦の輸出を増やしている（IHS Markit, 2022q）。また、サブサハラ諸国への油糧種子や穀物の輸出も大きく増加したと言われている（IHS Markit, 2022l）。

3）地球環境対策としての国境措置の進展

ところで、CAP に関して、農業派と環境派が「同じ方向を向いている」地球環境問題を

理由とした国境政策 (Financial Times, 2021) については、ロシアのウクライナ侵攻に関わらず着実に進展している。

炭素国境調整措置 (carbon border adjustment mechanism: CBAM) については、EU 以外の国が導入するに際しての困難や WTO 違反の懸念等の様々な課題があるところであるが (Financial Times, 2022ar), 欧州議会と加盟国は、環境基準の緩い国へ生産の漏出 (leakage) を防ぐため、最後は夜を徹する 10 時間の議論の末に昨年 12 月に導入することで合意された (Financial Times, 2022aq)。ただし、2030 年までに対象となる産業は、鉄鋼業、セメント、アルミニウム、肥料、水素製造、発電などで、農業生産資材である肥料は対象分野に入っているが農業自体は入っていない。

さらに EU は、昨年欧州委員会が提案した森林破壊 (deforestation) のリスクがある地域からの 6 種類の農産品 (牛肉、大豆、パームオイル、コーヒー、カカオ及び木材) の輸入を禁止する法案について欧州議会と仮合意した。これにより、これらの商品がサプライチェーンにおいて使われている商品を輸入するに際しては、企業はこれら商品が森林破壊によって生産されたものではないことを証明することを求められることになる (IHS Markit, 2022u)。なお、この規則に対しては、EU 加盟国においては、対象品目を拡大すべきと言う農業大臣の声もある一方で行政負担の増大を懸念する農業大臣の声もあるとされる (IHS Markit, 2022a)。

3. 域内事情の側面 (①及び③)

(1) 引き続き農業派と環境派の対立

国境政策においては同じ方向を向いていた農業派と環境派であるが、前節第 3 項での対立で垣間見えたように、域内政策における両派の考え方の大きな隔たりは、ウクライナ戦争下においても変化していない。

欧州委員会は、昨年 5 月 30 日に、2014 年から 2020 年に実施された前 CAP において加盟国が最低限しか環境対策を実施しなかったとして環境対策で十分な成果を上げていないと報告している (IHS Markit, 2022h)⁷⁾。また、欧州環境機関 (European Environmental Agency) は、昨年 10 月 6 日のレポートで、前 CAP は気候変動ガス、水質、生物多様性保護対応に失敗したと評価した上で、延期されて本年から実施されることとなった新 CAP における環境対策についても、その効果は加盟国の戦略計画の実施状況次第だと警告している (IHS Markit, 2022o)。そして、この戦略計画に対して、環境派は、環境要件を最低限満たすだけで、継続予算が多くて評価できないと批判している (IHS Markit, 2023a)。

EU の農業分野では、環境派からは特にメタンガスの半分以上を排出している畜産分野の問題が大きいと考えられている。この問題に対応すべく、欧州委員会は EU の大規模畜産農家に対して工業排出規制を適用することを提案したが、環境派からは評価されているものの (IHS Markit, 2022p), 加盟国の農業担当大臣は反発し (IHS Markit, 2022n), 欧州議会の農業関係議員も反発している (IHS Markit, 2022q)。

農業派と環境派との利害対立は予算面でも顕現している。環境に対する補助金は、EUにおいては農業補助金と競合していると考えられているが（Financial Times, 2022y）、EUのロシアへのエネルギー依存を減らすため、CAP予算を使ってバイオエネルギーを増産する欧州委員会の案に対して、欧州議会の農業派議員は、世界が食料を求めているときにCAP予算はエネルギープロジェクトのために使われるべきではないとした（IHS Markit, 2022g）。また、土壌への二酸化炭素の貯留を増進するカーボンファーム（Carbon Farming）にCAP財源を使うことに対しても東欧諸国から反対の声が上がった（IHS Markit, 2022p）。

なお、農業生産資材としてエネルギーとともに重要な肥料についての対策にCAPの危機対応準備金（agricultural crisis reserve）を使うべきかどうかについても意見の対立が見られた。EU加盟国のうち比較的小国は、単一市場における各国間の農業上の競争条件の公平性を維持するために使うべきとしたが、フランス、スペイン、イタリアは、CAP予算を減らさないために使うべきでない（各国が補助すべき）として対立した（IHS Markit, 2022s）。なお、EUは、新型コロナパンデミック対応に引き続いて、ウクライナ戦争によるエネルギーや資源価格高騰対策として、単一市場における各国間の競争条件の公平性を犠牲にしつつも加盟国による農家への補助の上限を引き上げている（IHS Markit, 2022r）。

（2）ポピュリズムと農業政策

昨年4月に実施されたフランス大統領選挙の決選投票においては、現マクロン大統領に對抗した極右勢力とされるル・ペン候補が躍進した。また、イタリアの総選挙においても極右政党が勝利している。極右勢力は、これまで移民や貿易をやり玉に挙げ、自由貿易の貢ぎ物として農業を犠牲にすることを止めるといった発言も見られたところである（Financial Times, 2022q）。また、政権内にポピュリストがいると、貿易及びグローバリゼーションに反対し、国内及び域内へ内向きになる傾向があるとされる（Financial Times, 2022ac）。しかしながら、フランスにおいて、極右候補は地方や小都市での得票率が高かったとされるが、地方や小都市の住人は、地域の商業がしばみ、行院、裁判所、駅などの公的サービスが閉鎖されることで見捨てられたと感じるようになるといった一般行政への不満を持って投票しているとされ（Financial Times, 2022q）、農政への不満を持って投票しているわけではない。そもそも、EUにおいて農家の数は減り続けている（Eurostat, 2022）。また、欧州における最近のポピュリズムは、イタリアを含め欧州懐疑主義は政府に入ると穏健になり、しばしばEUの貿易政策の主流に同意するともいわれる（Financial Times, 2022ac）。ゆえに、ポピュリズムは農政の方向を国内生産重視論（リアリズム）の方向に変えることにはつながらないのではないかと考えられる。むしろ、EUの結束基金についてのレポートでは、農業を他産業に転換することによる地域間の格差縮小を検討しているところである（Financial Times, 2022a）。

4. まとめ

以上、EU の農業貿易政策等を検討してきたが、ウクライナ戦争下においても、途上国対策としての一時的・例外的なものとはともかく、中長期的に EU の域内での農業生産を増大させるという国内生産重視論（リアリズム）の方向での政策は打ち出されていない。一方で、友好国との間で国際貿易重視論（リベラリズム）の方向に動く傾向も見られる。また、環境対策の側面で、これまでの EU における農業生産活動への向かい風は強くなる一方である。

EU は第二次世界大戦後、CAP による農業振興や加盟国の拡大等により、農産物の輸入国から輸出国に変化している。ウクライナ戦争下においても、肥料やエネルギーといった農業生産資材について不安を抱えてはいるものの、これら資材が確保されれば農業生産自体への不安は少ないことが、半導体やレアアースなどと異なり国内生産重視論（リアリズム）へ向かわない要因の一つではないかと考えられる。

ただし、EU 域内においても、農業生産基盤は弱体化している。農業委員は、2010 年から 2020 年にかけて農家が 1,200 万から 900 万に減っているとして懸念を表明している。農産物の純輸出地域となった EU であるが、農業生産基盤が弱体化すると将来は安泰ではないのではないかと考えられる。農業委員は、農家代表に対して、具体的な案が提示しているわけではないものの、次期 CAP では中小の家族農業への補助を強化するために強化されるべきであると話している（IHS Markit, 2022t）。

しかしながら、この農業生産基盤の弱体化への懸念についても、農業分野以外に目を向けて見てみると、長期的には EU にとって異なる未来像が見えてくるかもしれない。ウクライナ戦争に際しては、EU は急遽ウクライナ及びモルドバを加盟候補国と認めている。実際の加盟への道筋は簡単なものではないが、仮に加盟すると、ウクライナもモルドバも農業大国であり、EU は今にも増して農産物輸出国に変化することになる。これまでの EU 拡大の経緯を踏まえると単一市場への移行は徐々に行われていくと考えられるところ、EU の食料安全保障は、域内生産という観点からもより万全になっていくことになる。

注

- (1) 今日では EU において「多くの農業政策課題は、貿易、環境、公衆衛生、エネルギー及び財政の課題と結びついてきており、共通農業政策（CAP）は狭い分野的な性格（narrow sectoral character）を失ってきている」（Roederer-Rynning, 2015: 196）と言われる。
- (2) 「経済的事情の側面」では、主として農業経済的課題や農業分野に携わる組織の課題として取り上げられることが多い要素を、「政治的事情の側面」では EU 統合や対米、対中政策といった地政学的変化など、農業経済的課題や農業分野に携わる組織の課題として一緒に取り上げられることが少なかった要素を取り上げている。なお、両側面は上記の観点から便宜的に区分しているものであって、必ずしも（農業）経済学における一般的な区分に従っているものではない。
- (3) また、リトアニアが台湾代表部を開設することを許可したことに対して中国がアルコール、牛肉、酪農品、木材及び泥炭の輸入を禁止したが、これにより企業がそのサプライチェーンにおいてリトアニアの製品を使うことを避ける「chilling effects」が生じたことについて、EU は WTO に提訴している（Financial Times, 2022am）。
- (4) ロシアのウクライナ侵攻を受け、経済政策のパラダイムが新自由主義から「プロダクティビズム（生産主義）」に変化してきているとも言われるが（ロドリック, 2022）、農業分野についてのこのプロダクティビズムがこの国内生産重視論ではないかと考える。英国の元保安局長官（MI5）は、食料供給の安全保障は国家安全保障に含まれ、食料供給の安全保障のためには国内供給を強化することが必要であって、自給できればできるほど価格高騰、生産変動等に耐えることができるようになるとしている（Financial Times, 2022ak）。

- (5) 後者の論説についてはリアリズムであるとは言っていないが、貿易を懸念し自給を支持する点でリアリズムに近いと考える。なお、この論文においては、国産主義の考え方は、食料輸出国における有力な農業アクターや途上国における食料輸入への依存度を下げようとする政府によって主張されているとされている。
- (6) 環境委員はウクライナ戦争という地殻変動的出来事も、欧州グリーンディールを遅らせる理由にならず、手加減されず維持されるとしている（IHS Markit, 2022h）。
- (7) なお、この報告は、欧州議会議員からは、現CAPが成立した後に報告されても時機を逸していると批判されている（IHS Markit, 2022h）。

[引用文献]

【外国語文献】

- Cardwell, Michael (2012) Stretching the boundaries of multifunctionality? An evolving Common Agricultural Policy within the world trade legal order, Joseph A. McMahon and Melaku Geboye Desta (eds.), *Research Handbook on the WTO Agriculture Agreement*, Edward Elgar.
- Clapp, Jennifer (2017) Food self-sufficiency: Making sense of it, and when it makes sense, *Food Policy* 66: 88-96.
- Dombrovskis, Valdis, Frans Timmermans, and Margrethe Vestager (2023), Europe cannot afford to engage in tit-for-tat with the US, *Financial Times*, 27. 1. 2023.
- EU-NATO (2023), Joint Declaration on EU-NATO Cooperation, 10 January 2023.
- European Commission (2006) Global Europe: Competing in the World, A Contribution to the EU's Growth and Jobs Strategy, October 2006 COM(2006) 567 final.
- European Commission (2022a) State of the Union Address 2022 by President of the European Commission, Ursula von der Leyen.
- European Commission (2022b) Commission 2023 Work Programme.
- European Parliament (2015) EU Industrial Policy: Assessment of Recent Developments and Recommendations for Future Policies.
- Eurostat (2022) Farmers and the agricultural labour force - statistics
- Ewing-Chow, Michael and Melanie Vilarasau Slade (2012) Introduction: Setting the stage: The problem with self-sufficiency and the need for collective food security for a global crisis, Ewing-Chow, Michael and Slade, Melanie Vilarasau (eds.), *International Trade and Food Security*, Edward Elgar Publishing Limited.
- FAO (1996) Rome Declaration on World Food Security, 13-17 November 1996.
- Financial Times (2021) South America and the EU's troubled trade pact, 24.3.2021
- Financial Times (2022a) Pandemic hit EU's poorest regions hardest, report finds, 10. 2. 2022.
- Financial Times (2022b) Putin has reignited the conflict between tyranny and liberal democracy, 2. 3. 2022.
- Financial Times (2022c) Ukraine invasion nudges Germany towards new security mindset, 7. 3. 2022.
- Financial Times (2022d) Food inflation: taking away the bread basket adds to higher bills, 11. 3. 2022.
- Financial Times (2022e) The switch to secure, green energy must bring voters in from the cold, 12. 3. 2022.

- Financial Times (2022f) While Putin plotted, Nato slumbered— we must never again drop our guard, 12. 3. 2022.
- Financial Times (2022g) Russia's invasion to have 'enormous impact' on world food supplies, 14. 3. 2022.
- Financial Times (2022h) Quo vadis Nato after Russia's war in Ukraine?, 17. 3. 2022.
- Financial Times (2022i) From pasta shortage to run on iodine pills, panic buying hits Europe again, 18. 3. 2022.
- Financial Times (2022j) EU reviews sustainable food plans as Ukraine war disrupts imports, 21. 3. 2022.
- Financial Times (2022k) Ireland unveils €12mn crop-growing scheme as Ukraine war hits supply, 23. 3. 2022.
- Financial Times (2022l) BlackRock chief Larry Fink says Ukraine war marks end of globalisation, 25. 3. 2022
- Financial Times (2022m) The pendulum of globalization is swinging back, 25. 3. 2022.
- Financial Times (2022n) We are living in an era of global fragility, 25. 3. 2022.
- Financial Times (2022o) The end of an era, 29. 3. 2022.
- Financial Times (2022p) EU plans trade tariffs on countries that block return of failed asylum seekers, 7. 4. 2022.
- Financial Times (2022q) The corner of France that explains Macron, Le Pen and a deep political divide, 15. 4. 2022.
- Financial Times (2022r) It's time for a new Bretton Woods, 18. 4. 2022.
- Financial Times (2022s) Europe no longer trusts Moscow's energy brand, 30. 4. 2022.
- Financial Times (2022t) Accelerating the end of Europe's Russian gas habit, 1. 5. 2022.
- Financial Times (2022u) Germany warns EU to expect economic cost from Russian oil embargo, 4. 5. 2022.
- Financial Times (2022v) Slamming export controls on Russia brings the US and EU together, 4. 5. 2022.
- Financial Times (2022w) The death of globalization has been greatly exaggerated, 27. 5. 2022.
- Financial Times (2022x) Nato to confront China risk alongside Russia threat at leaders' summit, 29. 6. 2022.
- Financial Times (2022y) How to get clean, 5. 7. 2022.
- Financial Times (2022z) China's image loses its shine in Europe, 10. 7. 2022.
- Financial Times (2022aa) Brussels sharpens a weapon that might end up spearing its friends, 18. 7. 2022.
- Financial Times (2022ab) EU must act faster to agree more global deals, trade chief says, 24. 7. 2022.
- Financial Times (2022ac) The Italian populists won't be mindlessly destructive on trade, 29. 9. 2022.
- Financial Times (2022ad) How to head off a new transatlantic trade war, 13. 10. 2022.

- Financial Times (2022ae) EU ministers advised to take tougher line on China, 18. 10. 2022.
- Financial Times (2022af) Free trade has not made us free, 18. 10. 2022.
- Financial Times (2022ag) Why Ukraine tariffs cause friction in EU-US talks, 1. 11. 2022.
- Financial Times (2022ah) Wheat prices: Black Sea export threat is just one constraint among many, 1. 11. 2022.
- Financial Times (2022ai) The good luck that's still needed to avoid a world food crisis, 4. 11. 2022.
- Financial Times (2022aj) How does the EU respond to Joe Biden's \$369bn green subsidies bill?, 27. 11. 2022.
- Financial Times (2022ak) Former MI5 chief warns food supplies are matter of national security, 29. 11. 2022.
- Financial Times (2022al) On the breadline: inflation overwhelms Europe's food banks, 3. 12. 2022.
- Financial Times (2022am) EU challenges China at WTO over Lithuania trade embargo and tech patents, 8. 12. 2022.
- Financial Times (2022an) The risk of talking down trade, 9. 12. 2022.
- Financial Times (2022ao) EU seals Chile trade deal that will improve bloc's access to key minerals, 10. 12. 2022.
- Financial Times (2022ap) We need an honest east-west discussion about industrial policy, 10. 12. 2022.
- Financial Times (2022aq) EU plans world's first carbon border tax despite trade dispute fears, 13. 12. 2022.
- Financial Times (2022ar) EU's trading partners claim world-first carbon tax is protectionist, 17. 12. 2022.
- Financial Times (2023a) Joint Nato-EU declaration enshrines 'importance of the transatlantic bond', 11. 1. 2023.
- Financial Times (2023b) EU draws up plans to stockpile scarce medicines, 13. 1. 2023.
- Financial Times (2023c) Sweden is navigating an international identity crisis, 17. 1. 2023.
- Financial Times (2023d) EU makes green pitch to rival US subsidy splurge, 18. 1. 2023.
- Fouilleux, Eve, Nicolas Bricas, and Arlene Alpha (2017) 'Feeding 9 billion people': global food security debates and the productionist trap, *Journal of European Public Policy* 24(11): 1658-1677.
- IHS Markit (2022a) Food and Agricultural Policy Weekly Briefing, 25 February 2022.
- IHS Markit (2022b) Food and Agricultural Policy Weekly Briefing, 11 March 2022.
- IHS Markit (2022c) Food and Agricultural Policy Weekly Briefing, 18 March 2022.
- IHS Markit (2022d) Food and Agricultural Policy Weekly Briefing, 29 April 2022.
- IHS Markit (2022e) Food and Agricultural Policy Weekly Briefing, 13 May 2022.
- IHS Markit (2022f) Food and Agricultural Policy Weekly Briefing, 20 May 2022.
- IHS Markit (2022g) Food and Agricultural Policy Weekly Briefing, 27 May 2022.
- IHS Markit (2022h) Food and Agricultural Policy Weekly Briefing, 10 June 2022.
- IHS Markit (2022i) Food and Agricultural Policy Weekly Briefing, 8 July 2022.

- IHS Markit (2022j) Food and Agricultural Policy Weekly Briefing, 22 July 2022.
- IHS Markit (2022k) Food and Agricultural Policy Weekly Briefing, 29 July 2022.
- IHS Markit (2022l) Food and Agricultural Policy Weekly Briefing, 5 August 2022.
- IHS Markit (2022m), Food and Agricultural Policy Weekly Briefing, 16 September 2022.
- IHS Markit (2022n) Food and Agricultural Policy Weekly Briefing, 30 September 2022.
- IHS Markit (2022o) Food and Agricultural Policy Weekly Briefing, 14 October 2022.
- IHS Markit (2022p) Food and Agricultural Policy Weekly Briefing, 21 October 2022.
- IHS Markit (2022q) Food and Agricultural Policy Weekly Briefing, 28 October 2022.
- IHS Markit (2022r) Food and Agricultural Policy Weekly Briefing, 4 November 2022.
- IHS Markit (2022s) Food and Agricultural Policy Weekly Briefing, 25 November 2022.
- IHS Markit (2022t) Food and Agricultural Policy Weekly Briefing, 9 December 2022.
- IHS Markit (2022u) Food and Agricultural Policy Weekly Briefing, 16 December 2022.
- IHS Markit (2023a), Food and Agricultural Policy Weekly Briefing, 13 January 2023.
- IHS Markit (2023b) Food and Agricultural Policy Weekly Briefing, 20 January 2023.
- IHS Markit (2023c) Food and Agricultural Policy Weekly Briefing, 27 January 2023.
- Keohane, Robert O. and Joseph S Nye (1989) Power and Interdependence, Second Edition, Harper Collins Publishers.
- NATO (2022) Strategic Concept
- Roederer-Rynning, Christilla (2015) The Common Agricultural Policy: The Fortress Challenged, Helen Wallace, Mark A. Pollack, and Alasdair R. Young (eds.), Policy-Making in the European Union 7th Edition, Oxford University Press.
- Sommerville, Melanie, Jamey Essex, and Philippe Le Billon (2014) The 'Global Food Crisis' and the Geopolitics of Food Security, *Geopolitics* 19: 239-265.
- Spohr, Kristina (2022) Putin's war backfires on Russia by reviving the west, *Financial Times*, 29. 4. 2022.
- USDA-DG AGRI (2022) USDA-DG AGRI Collaboration Platform on Agriculture Food Security Webinar, July 13 2022.
- US-EU (2022) U.S.-EU Joint Statement of the Trade and Technology Council (2022), 16 May 2022.
- Zahrnt, Valentin (2011) Food Security and the EU's Common Agricultural Policy: Facts Against Fears, *ECIPE Working Paper*, No.01/2011.

【日本語文献】

- 飯田敬輔 (2007) 『国際政治経済』, 東京大学出版会.
- 大芝亮 (2016) 『国際政治理論』, ミネルヴァ書房.
- 大庭三枝 (2004) 「東アジアにおける食料安全保障協力の進展」『国際政治』135: 24-42.
- クルーグマン, ポール (2022) 「貿易は必ず平和をもたらすか」『朝日新聞』2022年4月22日.
- 佐橋亮 (2022) 「『不信に支配された時代』に求められる自由主義の連帯」『中央公論』2022年5月号.

ジルバーホルン，トーマス（2022）「ドイツ前国防政務官トーマス・ジルバーホルン氏ー抑止力でロシアと対峙（ウクライナ危機を聞く）『日本経済新聞』2022年3月11日．

中西寛（2022）「ウクライナ危機と世界（中） 大戦・内戦リスク排除できず」『日本経済新聞』2022年3月31日．

日本経済新聞（2022a）「ダボスが問う「政高経低」の解」2022年6月16日．

日本経済新聞（2022b）「世界の安保体制一変」2022年5月13日．

日本経済新聞（2022c）「対中ロで連携強化を」2022年5月13日．

日本経済新聞（2022d）「広がる『通商武装論』」2022年6月15日．

日本経済新聞（2022e）「ダボスが問う「政高経低」の解」2022年6月16日．

日本経済新聞（2022f）「中国離れ、止まらぬ中・東欧」2022年11月1日．

日本経済新聞（2022g）「豪州、中国と『冷たい平和』へ」2022年12月3日．

日本経済新聞（2022h）「移民危機再燃 EU 悩ます」2022年12月5日．

日本経済新聞（2023a）「対中、欧州の理念と現実」2023年1月8日．

日本経済新聞（2023b）「NATOとEU、協力深化」2023年1月11日．

日本経済新聞（2023c）「なぜ欧州で移民急増？」2023年1月16日．

日本経済新聞(The Economist)（2022）「EUに『フランス流』経済の波」2022年10月25日．

ブレマー，イアン（2022）「後戻りできないロシアと世界」『日本経済新聞』2022年3月16日．

ヤーギン，ダニエル（2022）「エネルギー、ロシアが分断」『日本経済新聞』2022年3月31日．

ロドリック，ダニ（2022）「『生産主義』は米国経済を救うか」『日本経済新聞』2022年8月18日．

第2章 EUの新たな共通農業政策

—持続可能な食料システムへの移行に向けた新たな政策展開—⁽¹⁾

桑原田 智之

EUにおいては、地球的規模の課題への対処、持続可能な食料システムへの移行の必要性の増大等の状況の中、2023年1月1日から、新たな共通農業政策(Common Agricultural Policy; CAP)が導入された。CAPは、EUレベルのイニシアティブである「欧州グリーン・ディール(European Green Deal)」(以下「EGD」)、その個別戦略である「農場から食卓まで戦略(Farm to Fork Strategy)」(以下「F2F」)、「EU生物多様性戦略(EU Biodiversity Strategy for 2030)」(以下「生物多様性戦略」)等と整合性を確保しながら持続可能な食料・農業システムへの移行に向けて推進されるものであり、経済的・社会的・環境的に持続可能な食料システムへの移行を促す重要な位置付けを有するものと考えられる。

このような考え方に立ち本稿においては、以下の構成で論及を進めることとしたい。

第1節「新たな共通農業政策の目標、制度的特徴、鍵となる改革分野」においては、新CAPにおける目標、新CAPの制度的特徴、新CAP下で鍵となる改革分野や具体的施策について論及する。第2節「新たな共通農業政策における予算と環境的・社会的・経済的諸要件」においては、新CAP下の各種支援施策を概説するとともに、受給要件となる環境的・社会的・経済的諸要件等について論及する。第3節においては目下の状況を踏まえ「ウクライナ情勢と食料安全保障・環境の両立」について論及する。

1. 新たな共通農業政策の目標、制度的特徴、鍵となる改革分野

(1) 新たな共通農業政策とEUレベルのイニシアティブ・目標

EUの新たな共通農業政策に関しては、2021年12月2日にCAP改革に関する合意が正式に採択され、その後、加盟国別のCAP戦略計画の策定・協議・承認等を経て、2023年1月1日から新たなCAPが導入された。新CAPの対象期間は2027年までとされている。欧州委員会によると、新CAPは、より公平で環境に優しく、成果主義的なCAPへの道を開くものであるとされている。より具体的には、新CAPは、欧州の農業者に対して、持続可能な未来を確保し、小規模農家に対してよりのめを絞った支援を提供し、EU諸国が地域の状況に応じた施策をより柔軟に適応できるようにすることを目指すものであるとされている。

新たなCAPについては、CAP同様にEUレベルで策定され、EU経済社会を持続可能なものとするための多岐にわたる包括的な構想であるEGD、その個別戦略であるF2F、生物多様性戦略等と整合性を確保しながら持続可能な食料・農業システムへの移行に向け

て推進されるものであり、新 CAP は、これら EU レベルのイニシアティブに掲げられた施策の方向性や目標の実現において重要なツールとなるものである（EGD, F2F, 生物多様性戦略の位置付けや概要, F2F 等の EU レベルの目標・構想と CAP との関係については桑原田（2021）参照）。

（2）新 CAP において鍵となる 10 の目標

新 CAP においては 10 の鍵となる目標（key objectives）が掲げられている（第 1 図参照）。社会・環境・経済の目標に焦点を当てたこれらの目標は、EU 加盟国が国別の実施プログラムに該当する CAP 戦略計画を策定する際の基礎となるものである。10 の目標は具体的には、①公正・公平な所得を農業者に確保（to ensure a fair income to farmers）、②競争力強化（to increase competitiveness）、③フードチェーンにおける農業者の地位の強化（to improve the position of farmers in the food chain）、④気候変動に係る行動（climate change action）、⑤環境への配慮（environmental care）、⑥景観や生物多様性の保全（to preserve landscapes and biodiversity）、⑦世代刷新への支援（to support generational renewal）、⑧活気のある農村地域（vibrant rural areas）、⑨食料や健康の質の保護（to protect food and health quality）、⑩知識やイノベーションの育成（fostering knowledge and innovation）である。欧州委員会は、これら 10 の目標の妥当性を説明するため、詳細目標と背景事実を示しており、これを整理したものが第 1 表である。



第 1 図 新 CAP において鍵となる 10 の目標

資料：Key policy objectives of the new CAP (European Commission) を基に筆者作成。

第1表 新CAPにおいて鍵となる10の目標とその詳細目標・背景事実

鍵となる10の目標		詳細目標	背景事実
1)	公正・公平な所得を農業者に確保	長期的な食料安全保障と農業の多様性を高め、農業生産の経済的持続可能性を確保するため、EU全域で持続可能な農業所得と農業部門の強靱性を支援する	2017年において、農業者の収入は、他の仕事で得られる収入と比べて、10年前の3分の1の水準から上昇したものの、半分弱の水準
2)	競争力強化	研究・技術・デジタル化への一層の重点化などにより、市場志向の強化、短期的にも長期的にも農業の競争力を向上させる	人口動態や可処分所得の変化に伴う食料・産業需要の拡大により、EUの農業資源の基盤への圧力が高まっている
3)	フードチェーンにおける農業者の地位の強化	バリューチェーンにおける農民の地位を向上する	農業は、投入コストの高さ、生産量の変動、新しいサービスの取り込みにより、バリューチェーンにおける付加価値の割合が停滞し、低いことが特徴
4)	気候変動に係る行動	温室効果ガス排出の削減、炭素隔離の強化、持続可能なエネルギーの促進を含め、気候変動の緩和と適応に貢献する	EU農業は、温室効果ガス排出についての野心を高めることにより、パリ協定や持続可能性・バイオエコノミーに関するEU戦略の達成に貢献する重要な役割を担っている
5)	環境への配慮	化学物質への依存を減らすなどして、持続可能な開発や、水・土壌・大気等の天然資源の効率的な管理を促進する	EUの農業用土壌は510億トン相当のCO2吸収能力を持ち、これはEU諸国が毎年排出する温室効果ガスを大幅に上回る
6)	景観や生物多様性の保全	生物多様性の損失の阻止や回復に貢献し、生態系サービスを強化し、生息地と景観を保護する	農業活動が様々な種類の生物多様性に大きく依存しているように、農地に依存する生息地や種の保全においても重要な役割を果たしている
7)	世代刷新への支援	若い農業者や新規就農者を惹きつけ、維持し、農村部での持続可能な事業展開を促進する	活気ある農業部門は、質の高い食品から環境公共財まで、社会の要求に応えるために、スキルの高い、革新的な若い農業者を必要としている
8)	活気のある農村地域	雇用、成長、女性の農業参加を含む男女平等、社会的包摂、農村部の地域開発、また循環型バイオエコノミーと持続可能な林業を促進する	CAPは、農村部における失業や貧困の問題を軽減するために大きな役割を担っている。世界銀行の最近の調査では、貧困削減においてCAPが果たすプラスの役割が実証されている
9)	食料や健康の質の保護	フードロス削減・動物福祉向上・薬剤耐性撲滅に向け持続可能な方法で生産された、高品質で安全な栄養価が高い食品などを通じて、EU農業の食品と健康に関する社会的要求に対する対応を改善する	2011年から2018年の間に、欧州25カ国における動物用抗菌薬の売上は35%以上減少している
10)	知識やイノベーションの育成	知識・イノベーション・デジタル化の促進・共有や、研究・イノベーション・知識交換・訓練へのアクセス改善を通じて農業者によるこれらの取り込みを促進することで、農業と農村部を近代化する	知識交換、訓練、助言、技術革新への支援は、スマートで持続可能な農林業、農村部を確保するための鍵

資料：Key policy objectives of the new CAP(European Commission)を基に筆者作成。

(3) 新CAPの制度的特徴

1) CAP戦略計画の策定・承認

新CAPの制度的特徴の一つとして、各加盟国に、国別実施プログラムに該当するCAP戦略計画の策定が義務付けられることが挙げられる。同計画は、新CAPの対象期間(2023年～27年)を通じて、EGD・F2F等のEUレベルのイニシアティブ・目標や、CAPの10の目標の下、各国において予算・施策をどのように実施するか示すものであり、各加盟国は、所得支持(直接支払い)(direct aid payment)、農村振興(rural development)、市場措置(market measures)を組み合わせ、国別のCAP戦略計画を策定することになる。そして、同計画において、これらの予算・施策が、いかにEGD・F2F等のEUレベルのイニシアティブ・目標やCAPの10の目標に貢献するか説明することを求められている。

欧州委員会は、各加盟国策定の同計画案について EU レベルのイニシアティブ・目標、CAP 目標との整合性等との観点から審査を行い、2022 年 12 月 13 日のオランダの CAP 戦略計画案の承認を最後として、合計 28 の国別 CAP 戦略計画（ベルギーはワロン地方とフラマン地方に分けて策定）に係る協議・承認プロセスを完了した。

2) 加盟国の裁量拡大、成果重視

新 CAP 下のもう一つの制度的特徴として、加盟国の裁量拡大と、成果主義に基づく運用が挙げられる。理論的には、新 CAP の下各加盟国は、国別の CAP 戦略計画に基づき、より地域のニーズに合った農業政策を立案・実施することが可能になると考えられている。

そして、成果主義の下、新 CAP に係る法制においては、新たな実績（performance）モニタリングや評価の枠組みの一部として共通の指標が定められている。この指標は、加盟国における目標（targets）達成や CAP 目標（objectives）の達成状況を評価するため、年 1 回の実績報告（performance reports）や、年 2 回の CAP 戦略計画に係る実績評価を通じて監視される。

（4）新 CAP において鍵となる改革の分野

新 CAP における鍵となる改革として、欧州委員会は、①環境により配慮した政策、②農業者のための公平・公正な取引、③農業の競争力と見返りの向上を挙げている^②。

1) 環境により配慮した政策

新 CAP における鍵となる改革の第一として、「環境により配慮した政策（A greener policy）」については、以下の仕組みの下、持続可能な農業・食料システムへの移行、EGD・F2F 等で掲げられた目標の実現が目指されることとなる。

- a. 加盟国は、CAP 戦略計画において、気候・環境に係る行動に関して、前回の CAP 計画期間よりも高い野心を示すことが義務付けられる（「後退（backsliding）」禁止）。
- b. 欧州委員会は、各国提案の CAP 戦略計画案が、EU の気候・環境に関する法令や、EGD・F2F 等で定められている EU 目標に整合し貢献しているか評価を行う。
- c. 加盟国は、EU における気候・環境法令改正時には、自国の CAP 戦略計画との整合性を精査し、必要な場合には自国の CAP 計画修正を提案することが義務付けられる。

また、具体的な施策・予算に関しては、第2節で詳述するとおり、新 CAP 下においては環境により配慮した政策した政策展開がみられる。まず、①CAP 予算の 40%を気候変動関連に配分する。また、②新 CAP 支援の全ての受給者は、従前よりも強化された一連の義務的な要件である「コンディショナリティ」を遵守し気候・環境に親和的な農業活動を行うことが不可欠となる。さらに、③このコンディショナリティを上回る環境に親和的な手法を採用した農業者に対して報いる仕組みとして、CAP 第一の柱である所得支持（直接支払い）の一部として「エコ・スキーム」（直接支払いの少なくとも 25%）が新設される。

加えて、④CAP 第二の柱である農村振興では、少なくとも 35%の資金が、気候・生物多様性・環境・動物福祉支援の施策に充当される⁽³⁾。

新 CAP の下で加盟国は、これらの政策手段や予算について、一つの CAP 戦略計画の下で統合し、環境・気候目標に向けて集中させることが可能となる。また、加盟国は、同計画の下、地域の実情に合わせた支援スキームを調整する権限・裁量を有する。

2) 農業者のための公平・公正な取引

新 CAP における鍵となる改革の第二として、「農業者のための公平・公正な取引 (A fair deal for farmers)」については、最も必要とする人々に支援を振り向けるとの考え方の下、具体施策の代表例として以下を挙げている（これらの施策の詳細な説明は第2節参照）。

- a. 再分配支払い: 中小規模の農業者の所得ニーズに対応するため、直接支払予算の少なくとも 10%を再分配支払いの予算に充当する。（支払い金額は旧 CAP の約 2.5 倍の予定）
- b. 社会的コンディショナリティ: CAP 下の支払いを、EU の労働基準の遵守と連動させ、農業者に対して労働条件を改善する動機付けを付与するメカニズム。新 CAP 下で初導入。
- c. 支払いの平準化: 域内農業者への公平・公正な支払い確保の観点から、加盟国内・加盟国間の両方の観点から、所得支持水準の平準化（格差縮小）を図る。
- d. 青年農業者への支援: 直接支払予算の少なくとも 3%を、所得支持・投資支援・起業支援の形で青年農業者に配分する。
- e. ジェンダーバランスの改善: 新 CAP 下で、初めて CAP 目標に組み込まれたもの。加盟国は、ジェンダーに係る課題について精査を行い、特定された課題について取り組む。

3) 農業の競争力と見返りの向上

新 CAP における鍵となる改革の第三として「農業の競争力と見返りの向上 (Making agriculture competitive and rewarding)」については、欧州委員会は、具体施策の代表例として以下を挙げ、サプライチェーンにおける農業者の地位を強化し、農業・食品部門の競争力を向上させる旨述べている。

a. 農業者の地位向上

部門別介入を通じた競争力支援として、

- ・生産者組織への支援について、ワイン・養蜂を除く全ての農業部門に対象拡大。
- ・共通市場機構 (Common organization of agricultural markets; CMO) の下で実施されてきた分野別支援プログラムについて、新 CAP 下では CAP 戦略計画の構成要素とし、当該施策の評価は成果主義で実施。

競争法の例外として、

- ・新たな CMO 規則の下では、競争法の例外が拡大され、農業者は、より高い持続可能性基準を実現するために、フードチェーンにおける他のステークホルダーと協働することが可能となるよう措置。

b. 市場志向

- ・新たな CMO 規則と CAP 戦略計画の下、農業者が市場シグナルに沿って活動。
- ・将来危機に対処するため、新 CAP 下では、少なくとも年間 4.5 億ユーロの新たな準備金が盛り込まれ、緊急買い入れや民間貯蓄支援等のために使用され得るよう措置。
- ・EU 域内に流通する輸入農産物に対して一定の EU の生産要件を遵守するよう求め、EU における健康・動物福祉・環境基準の実効性を高めるとともに、EGD・F2F の実現に寄与する。

c. 地理的表示に係る新制度

- ・PDO, PGI 製品のさらなる保護：インターネット上や EU 域内輸送中の物品についても、PDO（原産地呼称保護）⁽⁴⁾や PGI（地理的表示保護）⁽⁵⁾は明示的に保護対象となる。PDO や PGI の保護対象は原材料の名称にも拡大。
- ・製品明細書における持続可能基準：持続可能な加工基準について、任意ベースで製品明細書（product specifications）に含めることができるよう措置。

（5）持続可能な食料システムへの移行に向けた具体的施策

新 CAP 下で展開されるより具体的な農業政策はいかなるものであろうか。各国で実施される農業政策は CAP 戦略計画に記載されることとなるが、同計画は EGD・F2F と連携することが求められていることから、F2F で示された具体的施策は、CAP 下で展開される具体的な農業政策を把握する上で重要な手がかりとなるとものである。第 2 表は F2F で示された持続可能な食料システムへの移行に向けた具体的施策例を整理したものである。

第 2 表 F2F で示された持続可能な食料システムへの移行に向けた具体的施策例

川上(持続可能な食料生産の確立)	分野別施策	①農林業を通じた炭素隔離、②循環型バイオエコノミーへの移行、③化学農薬の使用とリスクの低減、④バイオテクノロジー活用やバイオベース製品を通じた病害虫対策、⑤種子の安全性・多様性の確保、⑥有機農業の拡大 等
	横断的施策	①高速ブロードバンドインターネットアクセス確保を通じた精密農業・人工知能利用の主流化、②農業知識イノベーション・システム(AKIS)促進による農業者への客観的・個別の助言サービス提供、③技術・投資・助言サービス 等
川中(持続可能な食品加工・卸売・小売等の活性化)、 川下(持続可能な食料消費、健康的で持続可能な食生活への移行の促進)		①地理的表示(GI)保護制度における持続可能性に関する基準導入検討、②地域の食料システムの強靱性強化に向けサプライチェーン短縮化支援、③食品の栄養・気候・環境・社会的側面をカバーする持続可能な表示の枠組み構築 等

資料：European Commission (2020) を基に筆者作成。

2. 新たな共通農業政策における予算と環境的・社会的・経済的諸要件

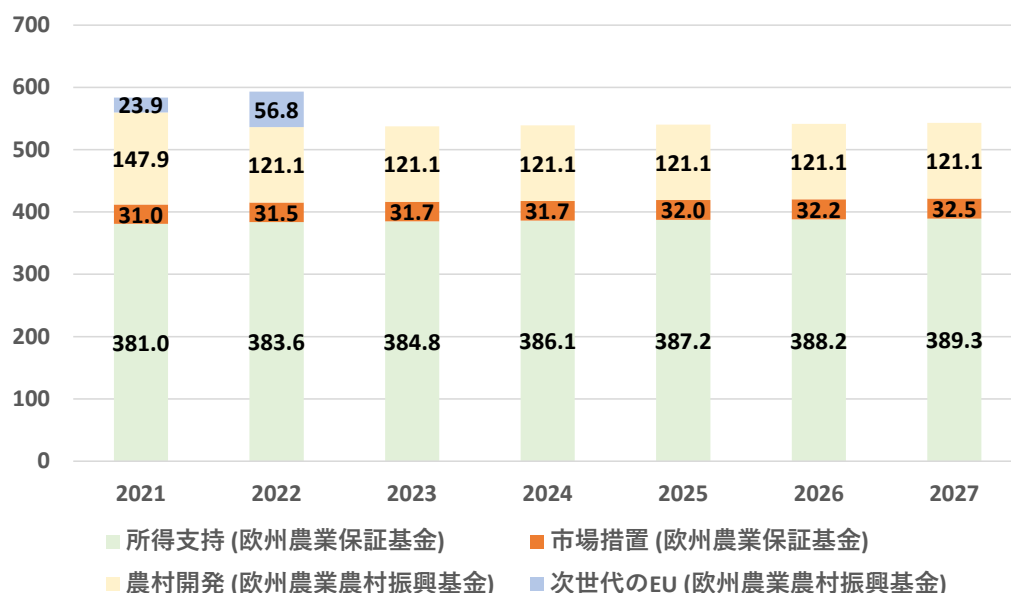
(1) EU 予算に占める CAP 予算とその内訳

EU 予算としては、①2021-27 年を対象とした中期予算である EU の多年度財政枠組み (Multilateral Financial Framework; MFF) (2020 年 12 月採択) で計上された 1 兆 2100 億ユーロ (名目価格)、これに加えて、②次世代の EU (Next Generation EU) 基金からの追加分 8,080 億ユーロが挙げられる。ただし、この次世代の EU 基金からの資金の約 30%は 2021 年に利用可能となり、残りの 70%は 2022 年に利用可能となるものである。これら EU 予算のうち、共通農業政策 (CAP) への割当額は 3,866 億ユーロである。

この CAP 予算については、欧州農業保証基金 (European agricultural guarantee fund; EAGF) と欧州農業農村振興基金 (European agricultural fund for rural development; EAFRD) からの財政的拠出が行われているとの構造により成り立っている。

EAGF は財政上、CAP の「第一の柱」に対応し、2,911 億ユーロが割り当てられる。当該資金は、所得支持制度と農産品市場の支援に充当される。

EAFRD は財政上、CAP の「第二の柱」に対応し、955 億ユーロが割り当てられる。このうち 81 億ユーロについては、コロナ禍がもたらす課題に対処するため、次世代の EU 基金からの拠出分であり、具体的には、EGD やデジタル移行の目標達成に必要な農村部の構造改革を支援するため使用される (第 2 図は年別の資金配分内訳を示したもの)。



第 2 図 CAP における資金配分 (2021 年~27 年) (単位: 億ユーロ)

資料: Common agricultural policy funds (European Commission) を基に筆者が日本語訳を作成。

MFF の最初の 2 年間である 2021 年から 22 年にかけては、移行規則 (2020 年 12 月 23 日採択) で定められたように、従前の CAP 規則である 2014-20 年 CAP 規則が引き続き適

用された。この移行対象の期間において、新CAPに係る検討や、各国によるCAP戦略計画の策定やその欧州委員会との協議等が行われた。

このような経緯等を経て、2023年1月1日から新CAPが導入された。CAPにおける二つの柱は、各国が策定した一つのCAP戦略計画のもとに統合され、全ての資金と政策手段を同じ目標（例：環境・気候目標）に向けて集中されることになる。CAP戦略計画の策定・実施を通じて、加盟国は、①EUレベルで策定されたEGD・その個別戦略であるF2Fの目標等を実現することが求められるとともに、②地域や農業の実情に合わせて支援スキームを調整する柔軟性を持つとの特徴を有している。

具体的には、加盟国は、自国の農業部門の優先事項に対して政策をよりよく適応させるために、CAPで自国に割り当てられた予算の最大25%を所得支持と農村振興との間で移管することが可能である。

（2）CAP支援における水平的要件

ここでは、CAPにおける支援を受ける場合に満たすことが必要なもののうち、各支援施策に共通する要件という意味で水平的要件といえる、①環境に係る「コンディショナリティ」、②社会的コンディショナリティ、③活動的農業者への該当について言及する。

1）環境に係る「コンディショナリティ」

旧CAPの下では、CAPの支援対象者全員が満たすべき最低限の義務的な要件として、「クロスコンプライアンス」が存しており、これは、良好な農業・環境条件（GAEC）と法定管理要件（SMR）とからなる一連の義務的規則により構成されていた。

これに加えて、旧CAP下では、任意の要件として環境親和的な要件を設定し、遵守する農業者に対して追加的な支払いを行う「グリーンング支払い」の仕組みが存しており、具体的には、①作物の多様化、②永久草地の維持、③環境重点用地（ecological focus area）の設定、の三つの実践を行うとの要件が設定されていた。

新CAPの下では、従前のCAP下で義務的要件であったクロスコンプライアンスと任意的要件であったグリーンング支払い下のルールが統合され、かつ、これらは義務的要件となり、強化された「コンディショナリティ」（強化されたGAECとSMR）として要件設定されることとなり、このため、CAPの全ての受給者は、強化されたGAECとSMRからなる一連の義務的規則を充足することが必須要件となった（第3図は、新旧CAPにおける農業環境に係る要件等を示したもの）。

具体的には、旧CAPのグリーンング支払いでは、①～③の活動実践が要件として設定されていたが、新CAP下のコンディショナリティにおいては、従前のクロスコンプライアンスに加え、このグリーンング支払い要件の①～③の活動のうち環境に寄与する効果が最も高いと考えられる側面が新たなコンディショナリティのルールに組み込まれ、強化された「コンディショナリティ」となる。強化されるGAECの例は以下のとおりである。

- a. 土壌の保護と品質に関する GAEC : 10 ヘクタール以上の全ての農場で輪作が義務付けられる。作物の多様化 (旧 CAP のグリーンング支払いの要件の一つ) は、土壌の潜在能力を保全する目的に貢献する場合にのみ許可される。草地が多い農家は免除され、有機農家は義務を果たしているとみなされる。
- b. 生物多様性と景観に関する GAEC : 10 ヘクタール以上の全ての農場で、休耕地を含む非生産的要素・区域に土地の 4%を充てる。これは現行の「グリーンング支払い」下での割合よりも多い。①農業者がエコ・スキームの下でこの非生産的要素・区域を 7%に「上乘せ」する場合や、②農業者がキャッチクロープ^⑥や窒素固定用作物 (いずれの場合も植物保護剤を使わずに栽培する) に相当規模の面積の土地を利用する場合、非生産的要素・区域の義務の最低値は 3%となる。



第3図 新旧 CAP におけるグリーン・アーキテクチャの比較

資料 : C.Regan et al. (2022) Figure1 を筆者が日本語訳作成の上加筆して転載。

注1 : 「クロスコンプライアンス」と「強化されたコンディショナリティ」は義務、「グリーンング」は該当する農業者は義務。

注2 : グリーンングは直接支払いの 30%、エコ・スキームは直接支払いの 25%を占める。

2) 社会的コンディショナリティ

新 CAP の下では、CAP に基づく支払いは、EU の具体的な労働法の規定、労働基準の遵守と連動し、農業者 (とりわけ農業経営者) は農場における労働条件を改善するよう動機付けされることになる。この新しい「社会的コンディショナリティ (social conditionality)」の仕組みの下では、各加盟国の労働当局は、少なくとも年に一度、自らの管理結果について農業支払機関に報告する必要がある。そして、必要であれば、当該支払機関は労働法の規定、労働基準の遵守が確保されなかった農業者への支払額を減額することとなる (欧州の農業労働力確保における諸課題については、桑原田 (2023) 参照)。

この新たに設定された社会的コンディショナリティの仕組みの下で、以下のような要件が設定される。

- a. 透明で予測可能な雇用条件：農業労働者は、労働時間にかかわらず、雇用条件について書面で通知されなければならない。書面での通知内容には、労働の場所や種類、雇用の開始時期（必要な場合には終了時期も対象）、試用期間、有給休暇、退職事前通知期間、報酬、勤務形態/スケジュール、社会保障に関する情報が含まれる。
- b. 農場での安全衛生：雇用主は、農場における機械・設備、保護服・保護設備、危険物質に関して、労働者の安全と保護を保証しなければならない。

社会的コンディショナリティに、労働者の自由な移動に関する内容を含めることの実現可能性は、2025年までに評価される予定である。社会的コンディショナリティのメカニズムは今回初めて導入されるものであるため、導入後2年以内に欧州委員会がその機能を総合的に評価し、調整が必要であるかどうかを確認する予定である。

CAP 戦略計画は、農場助言制度や別途の分野別プログラムの下での介入を通じて、農業者が労働条件を改善することについての支援を行う予定である。

3) 「活動的農業者」への該当

CAP の支援のうち直接支払いを受給するためには、当該農業者が、活動的農業者 (active farmer) に該当することが必須要件となる。新 CAP の法制の下、各加盟国は、CAP 戦略計画において、活動的農業者の定義について柔軟に定めることが可能である。ただし欧州委員会は、活動的農業者の定義に関して以下の考え方を示している。

- a. 農業活動の最低レベル：最低レベルの農業活動については、客観的で裁量性のない基準に基づいて行われる必要がある。判断基準になり得るものとしては、例えば、所得テスト（例：農業所得と他の経済活動による所得との比較）、労働投入、会社目的、登録簿への記載等である。
- b. 不適格な経済活動のリスト：加盟国は、CAP の直接支払いを受給することができない経済活動のリストを作成することが可能である。
- c. 兼業の農業者やパートタイム農業者：加盟国は、他の職業も持つ兼業の農業者、パートタイム農業者が支援対象から排除されないようすべきである。

(3) 所得支持（直接支払い）（CAP「第一の柱」）

新 CAP 下における所得支持（直接支払い）としては、まずその中核となるものとして、旧 CAP 下の基礎支払いの後継である、①「持続可能性のための基礎所得支持」が挙げられる。

この他の所得支持としては、②「持続可能性のための補完的再分配所得支持」、③「エコ・スキーム」、④「青年農業者への補完的所得支持」、⑤「カップル支払い」が挙げられる。以下では、これらの所得支持について概観する。

1) 直接支払いにおける各施策

(i) 持続可能性のための基礎所得支持

持続可能性のための基礎所得支持 (Basic Income Support for Sustainability) (以下「BISS」) は、旧 CAP 下の「基礎支払い (Basic Payment)」の後継となるものであり、面積に基づき支払いが行われる等スキーム運営は類似している。

各加盟国が BISS に割り当てることができる予算は、直接支払いの予算総額から、他の全ての種類の直接支払いへの割り当てを控除した金額である。新 CAP について各国の CAP 戦略計画に基づき集計すると、BISS は、新 CAP の所得支持 (直接支払い) の支出の 51.1% を占める。当該割合は、加盟各国により差異があり、最小はチェコ (31.5%)、最大はデンマーク (75.2%) である。

BISS の受給に関して、農業者は、所有地・賃借地であるかにかかわらず、農業を営んでいる全ての適格農地 (eligible farmland) について支払いを請求する資格を有する。受給の可否の決定において、当該農業者が生産する農産物の種類には特段の関係がない。

(ii) 持続可能性のための補完的再分配所得支持

持続可能性のための補完的再分配所得支持 (Complementary Redistributive Income Support for Sustainability) (以下「CRISS」) は、中小規模の農業者の所得ニーズに対応するものである。

同スキームが存する背景の問題意識として、小規模農家が規模の経済を享受しにくい点を踏まえて、大規模農家は小規模農家に比べてその面積規模に比例するほどの公的な支援が必要であるか否かというものが挙げられるであろう。直接支払いの中核である BISS が面積に基づく支払いであるので、直接支払いの資金の大部分が大規模農業者に分配されるという側面は新 CAP 下でも継続して存在しており、このため、CRISS は、直接支払いの少なくとも一部は、小規模農家に有利になるように配分するための制度として所得支持に組み込まれていると考えられる。

加盟国は、直接支払予算の少なくとも 10% を同スキームの予算に充当する必要がある。新 CAP 下における実際の予算配分をみると、CRISS は、直接支払予算の 10.5% を占めている。加盟国別にみると、チェコ、クロアチア、リトアニアにおいて当該割合が 20% 以上を占めている。一方、デンマーク、マルタ、スウェーデンは、この制度を全く運用していない。ただし、加盟国は、仮に再分配のニーズが他の手段 (例えば、支払いの削減、対内的平準化 (internal convergence)) によって適切に対処される場合には、この義務又は予算分配の最低割合から免除されることが可能である。なお、多額の直接支払いを受けている農業者に対する直接支払いの削減・上限設定は、各加盟国においては任意とされているものの、欧州委員会としては、大規模農業者の規模の経済を考慮し、直接支払いの削減・上限設定を各国の CAP 戦略的計画に盛り込むよう全ての国に働きかけている。

（iii）エコ・スキーム

新 CAP の下では、従前の CAP 以上に環境親和的な政策の導入が推進されているが、中でも最も新規の内容の一つとして挙げられるものは、エコ・スキーム（eco-scheme）の新設である。同スキームは、基本となる要件（コンディショナリティ）を上回る環境に親和的な手法を採用した農業者へ報いるもので、EU レベルで定義された共通の行動分野に焦点を当て、有機農業、アグロエコロジー農法（agro-ecological practices）⁽⁷⁾、精密農業⁽⁸⁾、アグロフォレストリー⁽⁹⁾、カーボンファームिंग⁽¹⁰⁾等の実践や、動物福祉の向上を支援するために使用される（第4図は、同スキームで支援対象となり得る取組例）。概念的には旧 CAP 下のグリーンング支払いに類似しているが、大きな相違は、エコ・スキームは、特定の農場管理要件に従うことよりも、実際に生態系に便益を提供することに重点が置かれている点である。

エコ・スキームには、CAP の直接支払予算の少なくとも 25%が割り当てられることとされている。国別戦略計画を集計すると EU 全体で同スキームに配分された予算は直接支払予算の 24.1%を占めている。一般に欧州委員会等でエコ・スキームの予算割合と想定されている 25%を下回る水準となっているが、これは一部の加盟国における免除措置や新 CAP の早期年度においては同スキームへの支出が移行過程として少額に留まる等の事情によるものである。同スキームへの支出割合が高いのは、チェコ 30.0%、ルーマニア 29.0%である。ただし、最終的には、スキームに支出される金額の多寡よりも、持続可能性への寄与の程度により評価されるべきものであろう。

同スキームは、新 CAP の「新しいグリーン・アーキテクチャ（New Green Architecture）」の主要な特徴となるものである。欧州委員会は、直接支払額の 30%を占めながら、環境と気候に関する成果を大幅に改善できなかったという批判が多い旧 CAP のグリーンング支払いよりも高い成果を上げることを期待している。

同スキームは、CAP 戦略計画で特定されたニーズに沿って、単年又は複数年のコミットメントをサポートする。プレミアの設定は、「補償」支払い（当該農法から生じる追加コストと所得損失に対する補償）、あるいは補償を超える支払いとして行うことができる。ただし、WTO ルールにおける「グリーンボックス」に該当するよう運用されることが条件である。加盟国は、同スキームの効果を保証するために、スコアリング・システム又はその他の方法を選択することができる。

2 年間の「学習期間」（2023 年と 2024 年）において、加盟国は、農業者の利用が想定したものより少ない場合、2027 年末までに不足分の大部分を補うことを条件に、エコ・スキームへの支出について 25%より少ない金額とすることができる。

EUの政策手段に規定された取組	その他の取組
有機農業に係る取組 (例) 有機農業への転換や維持 IPM(総合的病害虫管理)に係る取組 (例) 病害虫に強く強靱性のある品種の導入 その他の取組 農業生態系 (例) 豆類を含む輪作の実施 畜産・動物福祉に係る計画 (例) 病気感染リスク低減のための包括的計画 アグロ・フォレストリー (例) 義務的な取組を超えた景観の向上・維持 高自然価値農業 (例) 準自然生息地の創設や環境改善	カーボン・ファーマー (例) 湿地・泥炭地等の再度の湿潤化 精密農業 (例) 精密農業実施による肥料・水等利用の最小化 (農業における)栄養管理の改善 (例) 義務的な取組を超えた硝酸塩に係る取組導入 水資源の保護 (例) 水使用量の少ない穀物への転換等水需要の管理 土壌に資する取組 (例) テラスの造成・維持、帯状耕作 温室効果ガス排出に関する取組 (例) 堆肥や肥料貯蔵における改善

第4図 エコ・スキームで支援対象となり得る取組例

資料：桑原田（2021：8）の第3表を転載。

（iv）青年農業者への補完的所得支持

青年農業者への補完的所得支持（Complementary Income Support for Young Farmers）（以下「CIS-FY」）は直接支払予算の2.0%程度を占めている。

このCIS-FYに加え、加盟国は、青年農業者への支援として、直接支払予算の少なくとも3%に相当する金額を充当する必要がある。この青年農業者への支援は、青年農業者の所得支持・投資支援・起業支援として行うことができる。関連する投資支援の50%のみがこの目標にカウントされることになる。

（v）カップル支払い

カップル支払い（coupled income support）は、家畜の頭数や特定の農作物を栽培している農地の面積に応じて支払いが行われるものであり、生産要素と結びついた支払いといえる。これらの支払いには予算上の上限が設定されており、これらの支払いは「青の政策」に分類され得ると考えられる。

2010年代前半までは、WTO農業協定の下、EUにおいては、貿易歪曲的とみなされ得るカップル支払いを縮小し、生産と支払いを切り離す（デカップル）支援施策に移行する流れが潮流と考えられてきたが、近年変化が生じたとされている。この点については、旧CAP（2015年～22年）の下、デカップリングの支払いに関するEUの原則（筆者注：カップル支払いからデカップル支払いに移行する潮流）が覆され、カップル支払いが大幅に拡大する可能性が開いたと考えることもできるであろう。

EU加盟国は、原則として直接支払予算の15%を上限としてカップル支払いに充当する権利を有している。新CAPにおいて、EU全体としては、直接支払予算の12.3%を占めており（旧CAP下では11%）、旧CAPの11%程度から増加した。加盟国中10か国が上限15%に一致する支出を行っており、将来的に、このカップル支払いの維持・拡大に進む政治的意欲がある可能性を示唆していると考えられる。また、ベルギーのワロン地方、マ

ルタ、フィンランドは、様々な柔軟性を利用して、15%より高い割合を割り当てている。オランダは、加盟国の中で唯一、カップル支払いを全く利用していない。

新CAP下でのカップル支払いは、そのほとんどが牛や羊の頭数当たりの支払いに焦点を当てられている。

2) 直接支払いにおける対内的・対外的平準化

新CAP下においては、域内農業者へのより公平・公正な支払い確保という観点から、直接支払いの水準が、個々のEU加盟国内（対内的）、加盟国間（対外的）の両方において平準化が図られることとなる。

（i）対内的平準化

各農業者への直接支払い水準の決定を、引き続き現在も、当該農業者が過去に有していた直接支払いの受給資格を参照する手法（historical references for payment entitlements）に基づき行っている加盟国は、当該加盟国における1ha当たりの支払い格差の縮小を継続する必要がある。このプロセスは対内的平準化（internal convergence）と呼ばれ、2026年には全ての受給資格が国内の支給水準平均の少なくとも85%の水準となることを保証しなければならない。

（ii）対外的平準化

農地1ha当たりの直接支払い水準がEU平均の90%を下回っている国は、平均の90%との差額の半分を上限に予算が増額される。直接支払いについて2022年の支払額は最低でも200ユーロ/ha、2027年には215ユーロ/haに増加する。このプロセスは対外的平準化（external convergence）と呼ばれ、EU加盟国の平均支払額をより近づける傾向を有している。

（4）農村振興（CAP「第二の柱」）

CAPの「第二の柱」である農村振興予算については、その高い割合を気候・生物多様性・環境・動物福祉に関連する介入に充当（リングフェンス）されることとなり、具体的には、農村振興予算の少なくとも35%は、農業環境管理に係る合意、Natura 2000⁽¹¹⁾、水枠組み指令の支払い、環境・気候に係る投資、動物福祉に割り当てられる予定である。これは、農村振興予算の30%が気候・環境関連に充当されていた旧CAPの水準と比較しても遜色のない水準である。

なお、自然等制約地域（Areas with Natural Constraints；ANCs）に対する支払いの50%が、この気候・環境に関する介入額に算入される。

3. ウクライナ情勢と食料安全保障・環境の両立

EU においては、現下のウクライナ情勢の中、エネルギーや投入資材のコスト上昇による深刻な経済的影響に直面しており、2023 年 1 月の欧州議会においても、特に肥料等の投入資材のコスト上昇から農業者を保護するための新たな措置を実施するよう求める声が出された。

農業団体も、F2F の野心が農業者の生産や収入に多大な損失を生じさせる可能性があるとの研究結果⁽¹²⁾を示しながら、戦争に伴う追加的なコストが生じている中、EU の持続可能性に係る目標は、目下の危機的状況を踏まえると野心的過ぎる旨の主張が行われている。

事業者支援に関しては、EU においては、肥料生産者等ウクライナ戦争で影響を受けた事業者を支援するため国家補助規制の緩和措置が実施されているが、この手法は単一市場の公正な競争を脅かす可能性があるため解決策としては限界があるとの見方も可能である。

食料供給確保においては、域内の穀物生産を増加させ、当該戦争から起こり得る市場損失を相殺させるために、前年に続き⁽¹³⁾、CAP 支援における輪作と休耕地に関する二つの重要な環境要件の実施を 1 年遅らせ、2024 年とすることを決定した。

環境政策の見地からは、物価上昇は、CAP 等を通じた財政支援金額の実質的金銭価値を低下させることから、新 CAP による農業者へのインセンティブ付与効果が減少をする可能性にも留意が必要であろう⁽¹⁴⁾。

EU としては、中期的には、EGD・F2F 等で示された環境親和性の高い食料システムへの移行は、同システムのレジリエンスを高め食料安全保障に資するとのスタンスであるものの、短期的な視点からは、いかに食料安全保障と環境の両立を確保していくか注視が必要であろう。

4. おわりに

本稿においては、2023 年 1 月に導入された新 CAP について、その制度的特徴、鍵となる改革分野、EU レベルのイニシアティブである EGD・F2F 等との連携に着眼しながら論及するとともに、新 CAP 予算に関して受給要件となる環境的・社会的・経済的諸要件等についても論じた。EU において、多様な政策目的を両立させながら、持続可能な食料システムへの移行を目指す取組は、我が国の政策立案、国際交渉方針等を考える上で有意であると考えられ、引き続き注視が必要であろう。

注(1) 本研究の一部は、JSPS 科研費 (21H02301, 代表: 宮入隆北海学園大学教授) の助成を受けたものである。具体的には、第 2 節の社会的コンディショナリティの記載に当たっては、同科研における農業分野における外国人労働者の量的・質的拡大等に関する議論等を踏まえて、関連情報の整理、記述等を行った。

(2) European Commission 公表の「Key reforms in the new CAP」。

(3) このほか、果樹・野菜部門において、オペレーショナル・プログラム は支出の少なくとも 15%を環境関係に割り当てられる (前 CAP の期間中は 10%)。

(4) 特定の地理的領域で受け継がれたノウハウに従って生産・加工・製造された農産物、食品、飲料が対象。

(5) 特定の地理的領域と密接に関連した農産物、食品、飲料が対象。生産・加工・製造の少なくとも一段階がその地

域で行われていなければならない。

- (6) 主要作物の連続した作付間に短期間で急成長する作物。
- (7) 地球の生態系を利用して、農業生態系の構築を目指す農法。
- (8) 農地や農作物に係る状態・状況を精緻に観察し、データを取得し、厳密な管理下で農作物の収穫量・品質等の向上を図る農法。
- (9) 森林管理を行いながら、当該森林間の土地を利用して農作物栽培や家畜飼育を行う形態を指す。森林伐採を行わず農業を行うことに特徴がある。
- (10) 大気中の CO₂ を土壌に取り込んで、農地の土壌の質を向上させ温室効果ガスの排出削減を目指す農法。
- (11) EU 域内の自然保護地域のネットワーク。
- (12) 例えば、2021 年 7 月、欧州委員会の共同研究センター（Joint Research Centre; JRC）は、全体を分析した完全な試算でないとの留保を付した上で、F2F・生物多様性戦略に係る影響試算の結果を公表。同試算は、農薬の使用量とリスクを 50%削減、肥料の使用量を 20%削減、抗菌剤の販売量半減、EU の農地の 25%を 2030 年に有機栽培にするとの目標、EU の農地の少なくとも 10%を多様性の高い景観にするとの生物多様性戦略の目標が新 CAP を通じて実施された場合に起こり得る影響を予測したもの。同試算によると、環境面で大きな効果があり、EU 農業部門の温室効果ガス排出が 30%近く削減されることを明らかにした一方で、農業生産については環境基準の低い他国に移動するため、EU 域内の農業生産が低下するとした。特に、EU の農業総生産量は 10%減少（牛肉は 15%近く、穀物や油糧種子は 10%、果物や野菜は 5%減少）すると予想した。また、これらの生産量の減少は、乳製品を除く全ての農産物について、EU の貿易収支を悪化させるとの予測結果を示している。価格については、穀物や油糧種子では 5%以上、果物や野菜では 10%、牛肉ではほぼ 25%、豚肉では 40%上昇すると予想されており、これらの価格上昇により生産量減少の一部は補われるものの、ほぼ全ての産品（野菜、果物、豚肉を除く）において農業者の収入額が減少するとの試算結果を示している。
- (13) 2022 年に保留された際には、欧州において干ばつが発生し、EU 域内の穀物生産量が減少した結果。平年以上の収穫水準とはならなかった。
- (14) 欧州委員会のヴォイチェホフスキ農業担当委員は、欧州議会議員との討議において、「CAP 予算は、EU の GDP の 0.4%であり、十分な規模ではない」、CAP の予算は食料安全保障と環境のためには「不十分」とであると主張した。

〔引用文献〕

桑原田智之（2021）「EU における持続可能性確保と経済復興・成長に向けた取組—「欧州グリーン・ディール」、 「Farm to Fork （農場から食卓まで）戦略」、 「欧州生物多様性戦略 2030」 —」 農林水産政策研究所『プロジェクト研究 [主要国農業政策・貿易政策] 研究資料 第 5 号』。

桑原田智之（2023）「欧州における環境親和性の高い食料システムへの移行 —経済的・社会的な持続可能性の包含—」『農林水産政策研究所レビュー』 112:4-5.

European Commission (2020) A Farm to Fork Strategy for a fair, healthy and environmentally-friendly food system, COM (2020) 381 final, 20 May 2020.

European Commission Key reforms in the new CAP https://agriculture.ec.europa.eu/common-agricultural-policy/cap-overview/new-cap-2023-27/key-reforms-new-cap_en (accessed on January 26, 2023)

Rega, C., Partidario, M.D.R., Martins, R., and Baldizzone, G. (2022) The Potential of SEA in Fostering European Agriculture Policy and Strategies—Challenges and Opportunities, *Land* 11: 168. doi:10.3390/land11020168
<https://www.mdpi.com/2073-445X/11/2/168>

2024 年 5 月 14 日更新

第3章 ドイツにおける持続可能性への配慮と食料消費の変化

飯田 恭子

1. はじめに

グローバル化した食料生産・流通・消費は、環境汚染、気候変動、所得格差、食料供給の不安定さなどの一要因であり、我が国でも持続的食料システムの構築が課題となっている。プロジェクト研究「主要国における農業政策の改革の進展とそれを踏まえた中長期的な世界食料需給に関する研究」では、「持続的食料システムの構築に関する国際比較研究」を令和4年度から令和6年度まで実施している。本稿は、そのうちのドイツに関する調査報告となっている⁽¹⁾。

各国・地域では、宗教・立地・料理方法・政策の違いなどによって、消費者が求める食品の特徴が異なる。一方、近年では、有機農業の発展、ベジタリアン文化の広がり、新たなタンパク資源の利活用など、持続可能性に配慮する生産者や消費者などのオルタナティブな行動によって、食料消費に変化が起きている。

プロジェクト研究チームにおける「持続的食料システム」の定義は、検討中であるが、本稿では、伊藤(2022)に準じて、「農業の多面的機能」に依拠した農村発展を追求する「オルタナティブな農業」を、持続的食料システムを目指す取組の範囲として定めた。伊藤(2022)は、環境・食品安全・持続性などの問題が顕在化した大規模化・市場化した農業の代替として、オルタナティブな農業を位置づけている。農業の多面的機能は、「1 食料安全保障、2 国土保全、3 環境保全、4 生物多様性保全、景観形成、5 地域社会の維持、伝統文化の継承、6 保健休養、環境教育など」(日本学術会議, 2001)、「農業生産と一体的に供給され、かつ、外部経済性又は公共財的な性格を有する非農産物(non-commodity outputs)」(OECD, 2001)を指している。

本稿では、「オルタナティブ農業」とその消費行動に関して、2つの異なる動向に着目している。第2節では、「地域支援型の有機農業」に関して、第3節では、「食料消費の変化—畜産品離れの傾向—」に関して記す。以下、各節のテーマを取り上げた経緯や趣旨をまとめておく。

(1) 地域支援型の有機農業

農林水産政策研究所では、本研究の前身となる先行研究の研究成果報告会「有機農業の国際的波及」⁽²⁾を2022年に実施した。筆者らは、インドネシア、タイ、ロシア、中国、ドイツ、フランスの有機農業の現状と課題について報告した。研究成果報告会では、伊藤(2022)が、各国の農業の長期的変容と有機農業の国際的波及に関して、以下のように総括した。

『農業近代化』を進める中で環境・食品安全・持続性などの問題が顕在化したため、一部の農家や市民が主導しながら、『オルタナティブな農業』が徐々に普及していった。やがてオルタナティブな農業は、欧米を中心に、大手企業・多国籍企業を巻き込んだ社会・環境基準・認証制度の国内・海外への普及などを通じ、大規模化・市場化していく（その過程で非市場的価値の重要性が相対的に低下する）という『メインストリーム化』の方向へ向かった。

ただし近年においては、有機農業を通じた地域の人々の連携を促す地域支援型農業（Community Supported Agriculture: CSA）をはじめ、循環型農業、ショートサプライチェーンの構築、地域内食料供給システムといった、オルタナティブ農業の新たな展開が、欧米などの各地において見られる（香坂・石井，2021；久野，2019；2020a；2020b）（伊藤，2022:6）

伊藤（2022）によると、ドイツの有機農業は、単位面積当たりの農業総生産額・有機農用地面積割合が他の調査対象国のそれらに比べて比較的高く、また、増加傾向にあることから、「持続的農業」を推進する国際的潮流の先進的立場にある。

研究成果報告会では、筆者によるドイツ報告では、地域支援型の有機農業に対して、参加者の関心が高かった。とりわけ、ドイツの市民が「オルタナティブ農業」を重視し、資本を出しあって有機農業の推進と地産地消を進める「地域の価値株式会社」に関して、参加者から多くの質問が寄せられた。

そこで、第2節では、「地域の価値株式会社」がどのような目的を持って活動しているのかを記す。また、この会社の経営モデルがドイツに普及した状況と背景について考察する。なお、考察に先駆けて、ドイツの有機農業と有機食品⁽³⁾消費の全体像を俯瞰し、地域支援型の有機農業の位置づけを示す。そこでは、有機農業と有機食品消費の「メインストリーム化」と「オルタナティブ農業」を維持する傾向が、同時進行していることを考察する。

（2）食料消費の変化 ―畜産品離れの傾向―

第3節では、持続可能性に配慮した消費行動のうち、ベジタリアン文化の広がりなど、グローバルな動きを見せる食料消費の変化に関して、ドイツの動向を記す。ドイツ連邦食料・農業省『食料レポート』（BMEL, 2020a）を参考に、近年のドイツにおける畜産品離れの傾向について消費者の視点から記し、若干、生産者や流通の対応にも言及する。

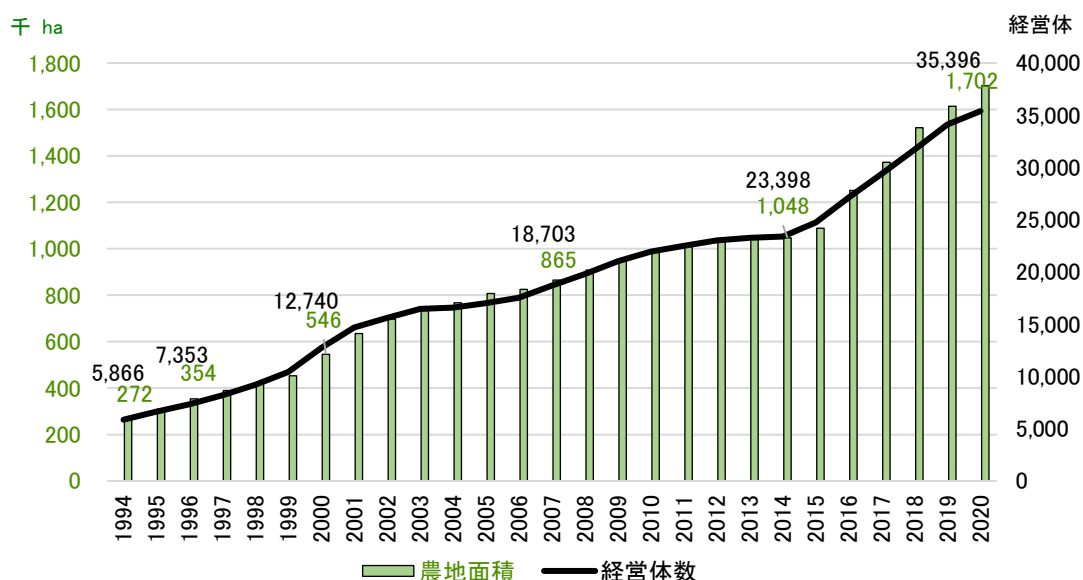
2. 地域支援型の有機農業

（1）有機農業の普及

ドイツでは、農業による環境汚染と生物多様性の危機が深刻だった（Reichholf & Steinbach, 1989）。有機農業の公的支援は、1989年に農業粗放化の施策において始まった（Nieberg et al., 2011）。EU 共通農業政策では、有機農業に対する公的支援が継続されている。農地の直接支払をはじめ、認証費用の助成、農産物の加工・販売への支援、有機

農業への転換や生産技術、品質確保、経営のための指導がなされてきた (HMKULV, 2018a; 2018b)。

ドイツにおける有機農業の普及状況を示したものが第1図である。有機農業の経営体数と農地面積はいずれも増加しており、2016年以降に急伸している。2020年現在、農業全体に有機農業が占める割合は、経営では13.5% (35,396経営⁽⁴⁾)、面積では10.2% (170万ha⁽⁵⁾) となっている (BMEL, 2018; 2020b, 第1図)。



第1図 ドイツにおける有機農業の拡大

資料：Umweltbundesamt (2020), BMEL (2020b)に基づき筆者作成。

(2) 有機食品の消費の変化

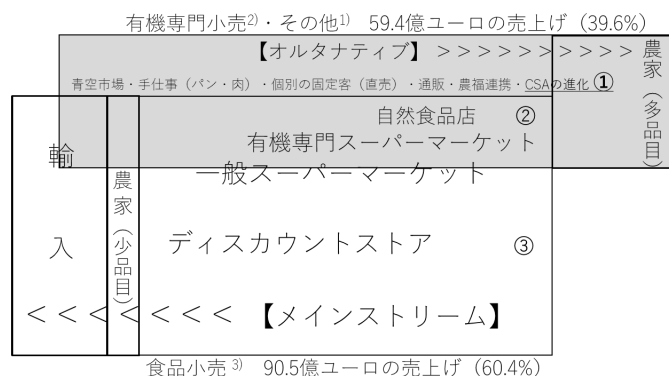
1) メインストリームとオルタナティブ

ドイツの有機農業と有機食品の消費に関して、「オルタナティブ農業」に関わるものと、「メインストリーム化」したものに分類したうえで、それぞれの売上額と全体に占める割合について示したものが第2図である。第2図の作成では、はじめに有機食品の流通チャネルを配置し、次に国内生産（生産品目の多様性を考慮）と輸入について用語を配置した。

第2図の①は、オルタナティブな側面を重視する有機農業と有機食品の消費について示している。ドイツでは、1990年代まで、有機農産物は、農村部では主として農場で直売され、都市部では自然食品やベジタリアンの食材、天然素材の衣類、生活用品、雑貨を販売する「リフォームハウス」で販売されていた。有機食品は、環境と社会の問題に関心が高く、比較的に所得の高い消費者が購入していた (飯田, 2019)。

近年でも、有機農家と個々の固定客の信頼関係に基づく直売、または、有機農家と消費者グループによる組織的な地産地消など、従来型の取引の枠組は維持されている。一方、第2図の①の下線部、「CSAの進化」にあるように、近年では、地域支援型農業 (CSA)

で有機農業を推進するための、新しい組織も構築されつつある。後述する「地域の価値株式会社」は、ドイツにおける地域支援型農業（CSA）で有機農業を推進する代表的な事例である。本稿では、①を狭義の「オルタナティブ」と位置づけた。



第2図 ドイツにおける有機農業・食品のオルタナティブとメインストリームの拮抗（2020年現在）

資料：飯田（2022）の再掲。飯田恭子と戸川律子が文献・現地調査に基づき作成。

BÖLW(2021:26)を参考に 1)2)3)を配置。数値は2020年。

- 1)「その他」（22.4億ユーロ売上、売上全体の14.9%）には、パン屋、精肉店、青果店、青空市場、農家の直売（店舗なし）、定期購入ボックス、通信販売、ガソリンスタンド、自然食品店を含む。
- 2)「有機専門小売」（37億ユーロ売上、売上全体の24.7%）には、税抜50,000ユーロ以上の商品を仕入れる農家の直売店を含む（とりわけ卸売業者からの仕入）。
- 3)「食品小売」（90.5億ユーロ売上、売上全体の60.4%）には、ドラッグストアを含む。

第2図の②は、有機農業と有機食品の消費のグローバル化とメインストリーム化を受け入れた消費者が、国内外の生産地におけるオルタナティブ農業やフェアトレードにこだわった商品を有機専門店で購入する状況を示している。2000年代には、200平方メートル超の売場面積のある、大型の有機専門店（スーパーマーケット。主にチェーン店）が次々と開店した（2007年現在では450店舗、BÖLW, 2008:18）。かつては大都市にあった大型の有機専門店が、近年では、地方都市でも見られるようになった（飯田、2022）。

以上、第2図の①及び②は、同図下の説明の1)及び2)に対応しており、これら国内外のオルタナティブな側面を重視する有機農業と有機食品の消費が売上全体の4割程度を維持している。本稿では、①と②をあわせて広義の「オルタナティブ」と位置づけた。

第2図の③は、有機食品の輸入及び国内の一部の少品目生産の有機農業経営が、流通と結びついて新たな購買層を開拓し、「メインストリーム」化した生産・流通・販売状況を示している。1990年代以降、スーパーマーケット、ドラッグストア、ディスカウントストアが有機農産物の販売を拡大してきた。さらには、プライベートブランドの有機食品の販売も広がった。ディスカウントストアとは、店舗の床面積が大きく、廉価な食品と日用品を段ボール箱に入ったまま販売棚に並べる倉庫型の小売店である（飯田、2022）。これらは、同図下の説明の3)に対応しており、有機食品の売上に占めるシェアは約6割と躍進している（飯田、2019；2022）。

2) 有機農業のオルタナティブな側面の維持

ドイツでは、国内のオルタナティブ農業としての有機農業と有機食品の消費を維持するための、さまざまな動きがあった。1990年代頃から『有機食品の価値や意義』、『有機食品とその販売のあり方』に関する議論が展開されてきた。(中略)一部の研究者が有機農産物の工業的で大規模な生産、廉価な有機食品の販売、有機食品の輸入に対して批判的な報告を行った。批判の理由は、工業化した有機農業は環境などへの負荷が大きいこと、小規模な有機農業経営とリフォームハウスが進めてきた有機食品の地産地消が弱体化すること、消費者が生産者の顔が見えない有機食品の流通に不安を抱いていることなどであった⁽⁶⁾」(飯田, 2019:22)

ドイツでは、有機農業経営が有機農業連合会に会員として所属し、オルタナティブ農業としての有機農業と有機食品の消費を維持するための取組を組織的に行っている。ドイツには、9の有機農業連合会があり、代表的な連合会には、物質循環と生物多様性の保全に熱心な「ビオランド」(概要は Bioland (2018) 参照)、シュタイナーの有機・自然農法を継承する「デメター」(同 Demeter (2017) 参照)などがある。2021年現在、ドイツの有機農業経営全体の63%にあたる17,083経営が、有機農業連合会の会員である。

有機農業連合会は、EUの公的な有機認証よりも厳しい基準を独自に設けて、その会員とともに農業の持続可能性を追求している⁽⁷⁾。有機農業連合会は、各自が取り組むオルタナティブな側面に価値をおく有機農業に関して広報している。ドイツ有機食品業団体(BÖLW)も、有機農業連合会が公的な有機認証よりも厳しい基準を設けていることを前面に出して、「BIO プラス」というキャッチコピーを用いて、国内の9の有機農業連合会を一括してPRしている(BÖLW, 2021: 10-13)。本研究では、連合会の認証ラベルは、オルタナティブ農業としての有機農業とその製品の良質な品質を消費者にイメージさせるものであると考えている。各連合会の取組を通じて、ドイツでは、有機農業がブランド化していると言える。

有機農業連合会は、有機農業と有機食品がメインストリーム化する中、有機農業経営が再生産価格での販売を維持できるように、流通(前掲した第2図の③)に対して働きかけてきたが、その対応は容易ではない。例えば、デメターは小売店に厳しい出荷要件を示すことで、ディスカウントストアへの出荷を実質的に制限した(bio verlag, 2016)。一方、ビオランドは少品目・大量生産型の有機農業を営む、比較的に新しい有機農家会員に有利な販売契約をディスカウントストアと交わしたため、環境保全・生物多様性保全などに配慮したオルタナティブな農業として、長年にわたって多品目・少量生産型の有機農業を継続してきた有機農家会員からの批判が噴出した(Linz, 2019)。

一方では、有機農業連合会に所属する有機農業経営であっても、生産品を主に直売している経営は、オルタナティブ農業に価値をおく固定客を自らのマーケティングにより確保してきた(第2図の①)。経営者が世代交代する際は、農場の後継者が顧客を受け継いだ。

しかし、近年、有機農業経営体数が増加していく中、有機農業に転換した、または新規就農した有機農業経営体が、新たな固定客を個別に確保することは容易ではないと、本研究では考えている。そこで、本稿では、有機農業を地域レベルで組織的に支援する「地域の価値株式会社」に着目した。

（３）「地域の価値株式会社」（Regionalwert AG）

ドイツでは、有機農業と有機食品消費のメインストリーム化が進む中、地域支援型農業（CSA）としてオルタナティブ農業としての有機農業を推進するさまざまな取組が、各地で進められてきた。本稿では、近年、ドイツ全土にその経営モデルが急速に普及している、フライブルクで創設された「地域の価値株式会社」について以下に記す（飯田、2022）。

「地域の価値株式会社」に関しては、創設者のヒース氏による著書『地域の価値株式会社』（Hiß, 2014）や Oschatz（2015）による先行研究がある。また、ドイツ連邦食料・農業庁ドイツ農村地域ネットワーク（DVS）が、ヒース氏のインタビュー記事を機関誌に掲載している（Freese, 2017）。本稿は、上記の文献を参考に「地域の価値株式会社」の目的と設立の経緯、取組の内容、農村振興との関係、ドイツでの普及状況とその背景について考察する。

１）設立の目的と経緯

「地域の価値株式会社 フライブルク」（Regionalwert AG Freiburg）の設立の目的は、創設者クリスティアン・ヒース氏（Herr Christian Hiß）の著書によると、「社会と環境・生態系の価値を高めること、経済的な利益を追求すること」である。創設者は、そのいずれをも同等に重視している。

同氏はフライブルク近郊のカイザーシュトゥールで有機農業を営んでいる。彼の父親がイギリスの有機農業を見聞した後、1948年に有機農業を始めた。ヒース氏自身は、1982年、21歳の時に園芸の分野で有機農業を始め、フライブルクの街で農産物を販売し、顧客と交流する中、生産者と消費者が互いに顔の見える関係でいたいと望んでいることを知った。

同氏と農家仲間の人々は、農業のあり方について頻繁に話しあっていた。また、同氏は農家仲間や顧客を農場に招いては、勉強会や交流会を開催していた。その参加者は、地域に必要とされる農業のあり方、輸入に頼らない種子の自給方法、地元の農業と伝統的な風景を支えてきた小規模農家が設備投資の融資を銀行から受けられずに困っていることなど、農業をとりまくさまざまなテーマについて話しあっていた。

2005年に開催した勉強会には、同氏の農家仲間、顧客、研究者、経済学者、流通業者、市町村長、市町村議員が参加していた。議論の末、地域に必要とされる農業を構築するには、有機農業の地産地消や経営への投資など、さまざまな課題に同時進行で取り組む必要があるため、組織として課題に取り組む必要があるという結論となった。そして、2006年に「価値株式会社 フライブルク」が設立された。

Oschatz (2015) のフライブルクにおける調査結果によると、環境先進都市として名高いフライブルクの「開かれた、グリーン、特別、観光、堪能、農業、多様性」という、「地域イメージ (Ipsen, 1997) ⁽⁸⁾」が、市民の機運を後押ししたため、「価値株式会社 フライブルク」の設立という、市民による社会イノベーションが起きたと考えられる。

2) 取組の内容

創設者ヒース氏によると (Hiß, 2014) , 「地域の価値株式会社 フライブルク」は、市民が購入した株式によって形成された資本を活用し、有機農業に特化して、地産地消、農業経営への投資、後継者のいない経営の購入、農用地の取得・営農委託、経営者探し、経営助言を行っている。

「地域の価値株式会社」は、有機農業経営を営むパートナー経営体、流通業、市民とネットワークを作り、有機農産物と有機食品のフードバリューチェーンを構築した。パートナー経営体は他のパートナー経営体と、各自の経営内容に関して情報交換して、各自がネットワークの中でどのような役割を果たすべきかを協議している。パートナー経営体は、「地域の価値株式会社」のネットワークによるフードバリューチェーンを活用して新規事業を行う場合に、その経費に対して同社の融資が受けられる。

一方、パートナー経営体の経営は独立していて、「地域の価値株式会社」の干渉を受けない。例外的に、パートナー経営体として新規に農業法人が設立された場合など、特別なケースで融資した際には、「地域の価値株式会社」が経営に関与することもある。

パートナー経営体には、「地域の価値株式会社」が定める生態系の管理基準への合意、社会的な配慮、健全なビジネス、経営の透明性確保、経営者のトレーニングが求められている。上記に関して、パートナー経営体には「地域の価値株式会社」への報告義務がある。

「地域の価値株式会社 フライブルグ」のコンサルティングチームは、同社が構築した地域ネットワークにより創出された、社会的・生態学的な価値（農業の多面的な価値）に関して、毎年、調査・分析・評価している。株主である市民は、同社の業績に加えて、地域において創出された農業の多面的な価値を、投資の収益として受け取る仕組みとなっている。

3) 有機農業と農村振興

創設者ヒース氏のインタビューによると (Freese, 2017), 同氏は、有機農業の推進は、健康な食品の確保と自然保護だけではなく、農村の未来にも関わる課題と考えている。具体的には、家族経営の農家が存続し、農村で食品や生活必需品を買える場所や方法を維持し、農村の経済を守るためには、農家、消費者、食品加工業、商社がネットワークを作り、新しい仕組みをつくる必要があると考えている⁽⁹⁾。

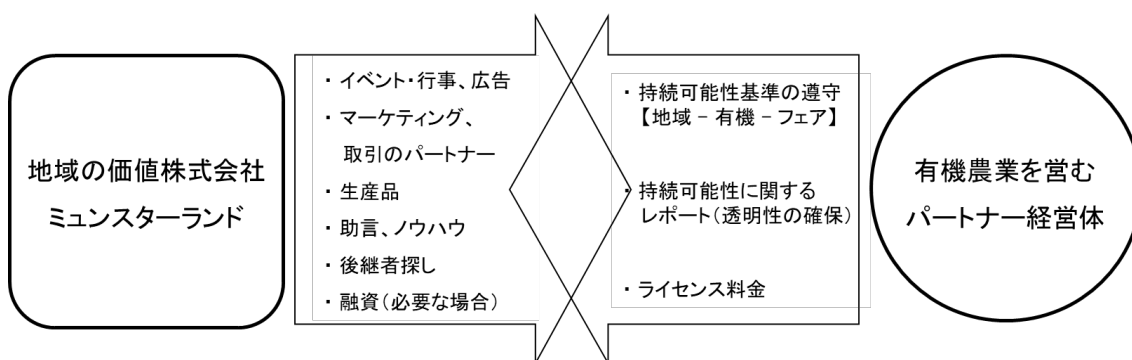
ヒース氏らが上記の新しい仕組みづくりとその運営を担う組織として、「株式会社」という法人形態を選んだ理由は、「資本経済は、都市と農村、生産者と消費者、農家と他の職業組織を結びつけている。資本を通じてこのシステムに影響を与える以外に、新しい仕組みを構築する手段はないと考えたため」と、同氏は述べている。

「消費者のあなたが資金を出して、それが地域で有益に使われ、その恩恵を自身も受けられることを想像してください。社会的で、エコロジーにかなった方法で生産され、あなたが暮らす地域を保全してくれる食品を、あなたは食卓にのせていただくことができるのです」と、ヒース氏はインタビューでメッセージを発信している（Freese, 2017）。これは正に、伊藤（2022）が示した「農業の多面的機能」に依拠した農村発展を追求する「オルタナティブな農業」としての有機農業を推進する取組であると言える。

4）経営モデルの伝播

2021年に、ドイツ西部にある LEADER 地域のローカル・アクション・グループが、フライブルクの経営モデルを参考に、「地域の価値株式会社 ミュンスターランド」（Regionalwert AG Münsterland）を設立した。ローカル・アクション・グループのマネージャーであるレッヒ氏は、ドイツ全国の LEADER 地域の研修会で、この会社の設立準備に関して講演した（Rech, 2021）。

レッヒ氏の講演資料に基づいて「地域の価値株式会社 ミュンスターランド」と有機農業を営むパートナー経営体との関係を示したものが第3図である。



第3図 「地域の価値株式会社」による支援とパートナー経営体に課された義務

注：図は「地域の価値株式会社 ミュンスターランド」の例。

資料：Rech, C. (2021) Gründungsvorbereitung für die Regionalwert AG Münsterland im Projekt regionaler Wertschöpfungsraum, Green Deal in LEADER - Teil II, DVS, Bonn.に基づき筆者作成。

第3図では、有機農業を営むパートナー経営体が、「地域の価値株式会社 ミュンスターランド」から受けられる支援・サービスの内容は、イベント・行事の開催、広告、マーケティング、取引パートナー探し、生産品の売買、助言やノウハウ、後継者探しである。必要に応じて、融資も受けられる。

一方、パートナー経営体には、「地域の価値株式会社 ミュンスターランド」が定めた「地域・有機・フェア」に関する持続可能性基準を遵守し、持続可能性への取組に関する透明性を確保するために、レポートを提出する義務がある。また「地域の価値株式会社 ミュンスターランド」からサービスを受ける対価として、パートナー経営体がライセンス料金を支払う仕組みとなっている。

5) 普及状況

前述のリージョナル・マネージャーのレッヒ氏によると、「地域の価値株式会社 フライブルク」の経営モデルは、ドイツ各地に広がった。2021年現在では、7地域にそれぞれの会社があり、4地域で設立中、8地域で検討中であった。7社合計で3,900の出資者が1,300万ユーロを出資し、130の有機農業経営がパートナー経営として参加し、年間の販売額は3億ユーロとなっていた (Rech, 2021)。

レッヒ氏の講演の約1年後の2022年現在では、9地域に会社があり、3地域で設立中、9地域で検討中であることが、本研究では「地域の価値株式会社」のWebサイトで確認できた (Regionalwert, 2022)。つまり、1年間で、新たに2社が設立されていた。

本稿の「2.(2) 有機食品の消費の変化」では、ドイツの有機農業と有機食品消費における「メインストリーム」と「オルタナティブ」の状況に関して売上げを比較した。以下、この全体像(第2図)に当てはめる形で、「地域の価値株式会社」の規模感について考察を試みる。第2図の数値が2020年現在、レッヒ氏の講演資料が2021年現在のため、誤差は生じるが、同年のデータが入手できなかったため、本考察は仮のものとする。

第2図の①(注1)では、狭義の「オルタナティブ」としての有機農業による有機食品の売上げでは、パン屋、精肉店、青果店、青空市場、農家直売(店舗なし)、定期購入ボックス、通信販売、ガソリンスタンド、自然食品店が、合計22.4億ユーロである。これは、ドイツにおける有機食品の売上げ全体の14.9%を占める(2020年現在)。

一方、「地域の価値株式会社」の売上げは、7社の合計で3億ユーロである(2021年現在)。これは、ドイツにおける有機食品の売上げ全体の約2%に相当し、第2図の①で示した狭義の「オルタナティブ」としての有機農業による有機食品の売上げの約13%に相当する。

6) 「地域の価値株式会社」の経営モデルの普及

「地域の価値株式会社」の普及には、LEADER地域のローカル・アクション・グループが関わっている。

LEADER事業は、EU農村振興政策の一施策で、ボトムアップの手法を用いた先進的な事業である。EUは、農村地域に多様な所得獲得手段を創出し、都市と農村の経済格差を是正し、人口流出を防ぐために、本事業を実施している。LEADER事業は1991年から優

良事業として継続され、ドイツでは、本事業を実施する LEADER 地域が 321 存在し（2020 年現在）、全国に普及している。

パットナム（2001）はイタリアの地域振興に関する先行研究の中で、「信頼、規範、ネットワーク」という「ソーシャルキャピタル」が有用であることを示した。筆者らのドイツの LEADER 事業に関する先行研究では（飯田ら、2022a）、LEADER 地域のローカル・アクション・グループのコーディネートを通じて、地域の人々が集まって話しあうことにより、パットナムのいう「ソーシャルキャピタル」が構築されて、地域の人々の自発的な協力が起き、地域づくりが活発化することが分かっている。

EU は、持続可能な発展のためのグローバルな課題を、地方分権の立場から解決する仕組みづくりに試行錯誤してきた。近年では、SDGs の採択、欧州グリーンディールによる優先課題の明示など、目標の明確化が国際的に進んだ。一方、地域レベルでの実践のノウハウは、LEADER 事業などにおいてローカル・アクション・グループが持続可能な地域振興に取り組む中で蓄積されてきた（飯田ら、2022b）。

「EU 及びその市民のための欧州グリーンディール」（EC, 2019, IGES 訳）では、気候変動対策と環境保全のため、国民、地域、地方自治体、市民社会及び産業が EU の諸機関や諮問機関と緊密に連携し、あらゆる多様な市民を結びつける新たな協定が必要とされている。

ドイツ農村地域ネットワーク（DVS）が 2021 年に実施した、ドイツの LEADER 地域のローカル・アクション・グループを対象としたアンケート調査では、「多くの回答者が、新たな農村地域振興計画・戦略を策定するうえで、欧州グリーンディールの目標を行動の指針としている（回答者の 78%）」という結果が出た（DVS, 2021）。

ローカル・アクション・グループによる新たな農村地域振興計画・戦略（2021 年-2027 年）策定は、欧州グリーンディールを地域で実装するうえで重要であった。ドイツでは、全国の LEADER 地域のネットワーク構築と知識移転をコーディネートする DVS が、ローカル・アクション・グループが農村地域振興計画・戦略⁽¹⁰⁾を策定する際に、研修会「グリーンディール イン LEADER（Green Deal in LEADER）」⁽¹¹⁾を開催した。前述の「地域の価値株式会社 ミュンスターランド」に関する Rech 氏の講演も、この研修会で行われた。

上記以外にも、本研究では、「地域の価値株式会社」の普及にローカル・アクション・グループが関与していることを観察した。「地域の価値株式会社」の経営モデルの知財管理のため、2020 年、全国の「地域の価値株式会社」が合同で「地域の価値 Impuls 有限会社（Regionalwert Implus GmbH）」⁽¹²⁾を設立した。「地域の価値株式会社 フライブルク」の創設者ヒース氏が「地域の価値 Impuls」の諮問委員代表に就いた。そして、事務局長には、ドイツ各地でローカル・アクション・グループのアドバイザーを務める専門家が就任した⁽¹³⁾。

本研究では、「地域の価値株式会社」の経営モデルの普及要因を調査していないが、レッヒ氏の講演後に「地域の価値株式会社」を設立済・設立中・検討中である地域が増えたこ

と、ローカル・アクション・グループのアドバイザーが経営モデルの知財管理をしていることから、本研究では、LEADER 地域が経営モデルの普及に寄与していると考えた。

本研究においては、伊藤（2022）が示した「農業の多面的機能」に依拠した農村発展を追求する「オルタナティブな農業」としての有機農業と有機食品の消費が、ドイツでは、LEADER 地域のローカル・アクション・グループにより、ボトムアップの手法を用いた農村振興の一環として推進されていることについて捉えることができた。

3. 食料消費の変化 —畜産品離れの傾向—

グローバルな動きを見せている食料消費の変化の一つに、ベジタリアン文化の広がりがある。本節では、ドイツ連邦食料・農業省『食料レポート』（BMEL, 2020a；2021）を参考に、ドイツの状況について考察する。『食料レポート』は、毎年、消費者1千人を対象とした電話によるインタビュー調査の結果を掲載している。なお、考察に先立ち、「食肉消費量の変化」に関して、統計データを用いて示す。

（1）食肉消費量の変化

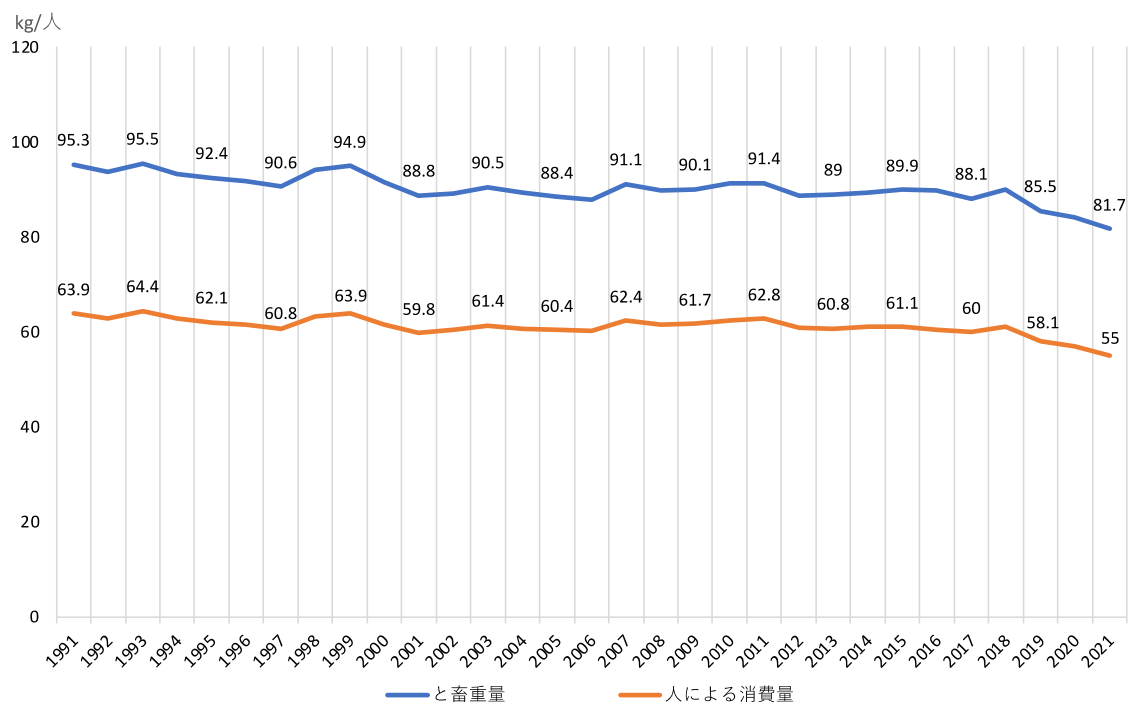
ドイツにおける年間一人当たりの食肉消費量の変化について、ドイツ連邦食料・農業省の統計データに基づき示したものが第4図である。ドイツにおける食肉消費量は、ゆるやかな減少を続けてきた。と畜重量で見ると、1991年から2021までに14.3%が減少した。

第4図では、新型コロナウイルス感染拡大以前の2019年には、すでに消費量がかなり減少していたことが分かる。感染拡大下では、食肉処理加工施設の閉鎖や外食の制限などの混乱もあってか、急激な減少となった。

（2）畜産品から植物性代替食品への食料消費の変化

ドイツ連邦食料・農業省の『食料レポート』（BMEL, 2020a）によると、2020年に実施された1千人の消費者を対象とした、食肉消費に関するインタビュー調査では、対象者の26%が肉とソーセージを毎日食べているという結果であった。2015年の調査結果の34%と比較して減少した。近年、ますます多くの男性が日常的に食肉を減らしていることが、毎日肉を食べている人の割合を押し下げた結果につながった（筆者注：女性はずっと以前から、食肉を減らしていた）（BMEL, 2020a：10）。

それでは、どのくらいの消費者が精肉・食肉製品や乳・乳製品の消費を控え、もしくは全く摂取しないのであろうか。前述の調査結果によると、対象者の1%がヴィーガン（植物性の食品のみを摂取する完全菜食主義者）、5%がベジタリアン（乳・乳製品、卵、魚貝などを摂取する菜食主義者）であった。一方、食肉はするものの、意識して食肉を控えているフレキシタリアンと呼ばれる消費者が55%であった（BMEL, 2020a：12）。



第4図 ドイツにおける年間一人当たりの食肉消費量の変化

資料：BMEL (2022) Versorgung mit Fleisch in Deutschland im Kalenderjahr 1991-2021.

<https://www.bmel-statistik.de/fileadmin/daten/DFT-0200502-0000.xlsx> に基づき筆者作成。

注：「人による消費量」（der menschlicher Verzehr）は、「と畜重量」（Schlachtgewicht）のうち、骨、飼料、産業利用、廃棄を除いたものである。「人による消費量」は、畜産・食肉連邦市場協会（Bundesmarktverband für Vieh und Fleisch）による推計。2021年分は未確定の数値。

（3）畜産品から植物性代替食品への消費の変化

1）ドイツの食生活

ドイツの食生活と畜産品の消費について、以下に、筆者のドイツ滞在における観察に基づいて考察する。ドイツの食生活には、二面性がある。ドイツの人々は、平日は質素な食生活を、週末や休暇は贅沢な食生活を送っている。

平日には、乳・乳製品及び若干の食肉製品を消費している。平日の朝食は、トーストとジャム、グラノラなどの雑穀、牛乳、ヨーグルトなどをとっている。昼食は、パン屋で購入した黒パンなどに、主にスーパーマーケットで購入したチーズやハムを挟んだサンドイッチとりんごやバナナなどの果物を弁当にしている。黒パンは、乳酸発酵したライ麦パン、全粒粉パンなど、地方によって異なる。昼食と同様に、夕食も、チーズやハム、ニシンの酢漬けを黒パンにのせたオープンサンド、トマト、キュウリなどと質素である。

週末や休暇には、家族や親戚、友人が集まって贅沢な料理を食べる。ホームパーティーでは、ソーセージや豚肉、牛肉、鶏肉のバーベキュー、牛肉のグリル料理が振る舞われることが多い。街角には、精肉マイスターが近隣の地域から仕入れた畜産品を、量り売りで販売する精肉店がある。消費者は、どのマイスターの精肉店が、良質のソーセージや精肉

を販売しているのかをよく知っている。親しい人々が食卓を囲んで、肉料理に舌鼓を打ちながら、「あのマイスターの品質は素晴らしい」といった会話を交わしている。

ドイツでは、都市と農村が近接しているからか⁽¹⁴⁾、週末と休暇は、家族や親戚、友人が連れ立って、近郊の農村へと出かけて森や草地、放牧地などの田園風景を眺めながら散策し、飲食店で食事することも多い。肉料理の注文が多く、やはり、消費者はどの料理マイスター（コック）の飲食店が、おいしい肉料理を提供しているのかをよく知っている。

しかし、近年では、地元の畜産品を扱う街角の精肉店が減少傾向にある。消費者は精肉などの畜産品をスーパーマーケットで購入することが増えた（Sauer, 2019）。また、スーパーマーケットでは、畜産品とあわせて、植物性代替品が販売されることが一般化した。

2) 畜産品の植物性代替品

『食料レポート』（BMEL, 2020a）によると、植物性代替食品を食べたことがある人の割合は、調査対象者全体では49%である。年齢別に見ると、14歳から29歳までが61%、30歳から44歳までが64%と、若い消費者に占める割合が高い。植物性代替食品を食べる理由は、「興味がある」が75%、「アニマルウェルフェア⁽¹⁵⁾」が48%、「おいしい」が43%、「気候変動対策」が41%となっている（BMEL, 2020a：12）。

毎日、植物性原料の乳・乳製品（ミルク・ヨーグルト・チーズ）、食肉を摂取している人は2020年には調査対象者の5%であった（BMEL, 2020a：10）。2021年の『食料レポート』では、2020年とは設問が若干異なるが、毎日、豆乳、豆腐ソーセージ、植物性原料のチーズを食べている人は、対象者の8%であった。世代を限定して見ると、14歳から29歳までの対象者では、毎日、植物性代替食品を食べる人が、2020年に7%、2021年に17%と、大きく増加している（BMEL, 2021：10）。植物性代替食品の人気は、若者の間で高まっていると言える。

ドイツにおける植物性代替食品に関して、乳・乳製品と精肉・食肉製品に分けて見ていく。乳・乳製品の「植物性代替食品」は、ドイツの食習慣から推測すると、主に平日に消費されていると思われる。乳・乳製品の「植物性代替食品」をインターネットで検索したところ、生乳の代替品では豆乳、オーツミルク、アーモンドミルク、ココナッツミルクが見つかった。そのほか、ヨーグルトの代替品では、豆乳ヨーグルト、チーズの代替品では、ココナッツミルクなどを原材料とした商品が見つかった。

ここでは、カマンベールチーズの代替品である、「カシューベール⁽¹⁶⁾」という名称の商品を事例に、その特徴を考察する。この商品の原材料は、有機認証されたカシューナッツ（50%）、水、有機認証されたマカデミアナッツ（1.5%）、食塩、乳酸菌、カビである。商品パッケージには、植物性原材料のみを含む食品であることを示す「ヴィーガン」の民間認証ラベルとEU及びドイツの公的な有機認証ラベルが表示されている。

「カシューベール」の商品パッケージには、「持続可能性スコア」というラベルも表示されている。持続可能性スコアでは、4分野の評価結果がそれぞれ3つの星の数とともに示され、根拠となる数値なども添えられている。この商品の場合、持続可能性スコアは、「気候：3つ星：二酸化炭素の排出量 533g」、「水：1つ星：39 リットル」、「アニマルウェルフェア：3つ星：ヴィーガン」、「熱帯雨林：3つ星：保全」と表示されている。

この持続可能性スコアを付与した機関は、2008年に活動を開始し、2014年に組織を設立した Eaternity 研究所である。当研究所は、スイスのチューリッヒに拠点を置く食品業界向けの民間認証団体であり、スタートアップ企業である。「人、地球、利益のためのスマートな意思決定を推進するため、食品の環境フットプリントを正確かつ効率的に測定する手法を確立した」と Web サイトには記されている（Eaternity, 2023）⁽¹⁷⁾。

チーズの植物性代替食品の商品、「カシューベール」のパッケージには、「有機農業」、「気候変動対策」、「水資源保全」、「アニマルウェルフェア」など、複数の取組・目的との関連性が表示されている。このことから、本研究では、植物性代替食品を求める消費者の関心は、植物性原材料のみを使用したことを示す「ヴィーガン」表示の有無にとどまらず、商品の背景に隠れたエシカル消費の文脈における「生産プロセスに意識を向けた品質（新山，2018）」へと向かっていると考えた。なお、商品パッケージから読み取った消費者の関心は、『食料レポート』（BMEL, 2020a）の「植物性代替食品を食べる理由」に関する消費者調査の結果とも一致している。

精肉・食肉製品の植物性代替品に関しては、主に大豆が原材料の精肉やひき肉、ソーセージ、サラミなどがある。ドイツの食習慣から推測すると、週末・休暇に友人や親戚が集まってバーベキューやホームパーティーなどで主に消費していると思われる。

精肉・食肉製品の植物性代替品は、ベジタリアンやヴィーガンの消費者にむけて、友人や親戚との交際の場面のイメージとともにマーケティングされている。

例えば、メンズ・ファッション誌『GQ』⁽¹⁸⁾の Web サイトには、おしゃれなバーベキューのシーンと思われる写真が掲載され、「ヴィーガンの代替肉がブームです。近年、多くの代替肉が購入されています。たくさんの（食肉産業）メーカーが開発し、従来の肉やソーセージ製品に加えて、ヴィーガンの代替肉も製造しています」と記されている。

一方、筆者がドイツに滞在中、身近にベジタリアンの若者が数多くいたが、彼らの話を聞いた限りでは、彼らの植物性代替品に対する視線は厳しい。例えば、ベジタリアンの若者は、精肉・食肉製品の植物性代替品の購入を通じて、それを製造している、アニマルウェルフェアへの配慮が十分ではないと思われる食肉産業メーカーに代金を支払うことに矛盾を感じている。そのほか、植物性代替品の原材料の由来が不明なことに疑念を抱いたり、原材料や製造方法によっては健康を害すのではないかと不安に思ったりしている。

持続可能性への意識が高いベジタリアンの若者は、一部の乳・乳製品の植物性代替食品は摂取するが、精肉・食肉製品の植物性代替品は欲していない様子で、豆、穀物、ナッツ、

乳・乳製品、卵といった食材からタンパク質を摂取するのが好ましい食料消費の形であると考えている。

(4) 畜産品離れの世論

ドイツにおける畜産品の消費を控え、植物性代替品に注目する世論は、どのように形成されたのであろうか。筆者が2019年に農家や食肉産業の関係者、消費者に対して行ったヒアリング調査では、さまざまな論点が見られた。筆者がそれらを分類したものが、第1表である。論点1「安全性」、論点2「残酷性」、論点3「ウェルネス」、論点4「持続可能性」に関する報道が多く、それらが複合的に畜産品離れの傾向へ世論を形成したと思われる。

視点1「残酷性」は、大規模な畜産、と畜が、残酷なものとして映画で描写され、報道されている。視点2「安全性」に関しては、BSE、豚コレラ、口蹄疫、鳥インフルエンザなど、家畜の疫病が次々と起こり、報道されている。視点3「ウェルネス」では、健康志向で菜食主義者の著名人や高所得者の報道では、一般の消費者も感化されているようである。

視点4「持続可能性」は、気候変動対策が主なテーマである。畜産も気候変動の一要因と考えられている。世界規模の飢餓やその他SDGsの観点から、畜産が批判されている。持続可能な発展に貢献するために、菜食主義者になる若者が多い。彼らは、ティーンエージャーになると、畜産品の消費を拒み始める。

ドイツにおける消費者が畜産品の消費を抑える動機と、菜食の程度を示したものが第2表である。動機は、大別すると「他の利益」と「自の利益」がある。4つの論点は、第1表で示したものと同一である。

第2表の論点1. 残酷性と論点2. 安全性では、アニマルウェルフェアに関連づけて、消費者の菜食の程度に関してある程度は整理ができる。しかし、ベジタリアンの中にも、魚だけは許容、乳・乳製品だけは許容、卵だけは許容、または、左記を組み合わせで許容、アニマルウェルフェアなどの特別な生産方法に配慮した畜産品なら許容など、いろいろなタイプの食行動のある人がある。

論点3. ウェルネス、論点4. 持続可能性では、消費者が食品に含まれる栄養素に関する情報や、個別の製品の生産プロセスに基づき、畜産品を摂取するかどうかを判断しており、菜食の程度とは関連づけられない。

本稿では、第2表に主な論点や視点を掲げたが、実際には、個々の消費者は、個人的な価値観に基づいて複数の論点と視点を組み合わせて考えて、畜産品を摂取するかどうかを判断しているので、その消費行動パターンは千差万別である。

本稿では、ドイツ連邦食料・農業省『食料レポート』(BMEL, 2020a; 2021)に掲載された消費者調査の結果を参考に、筆者の現地での観察も加えて、畜産品離れの傾向について記してきた。本稿では、その詳細には触れないが、ドイツにおける生産者や流通業などに

よる畜産品離れへの対応としては、大きく分けて流通レベルでの取組と地域レベルでの取組がある。

第1表 畜産品の消費を控えようとする世論の論点

番号	論点	内容
1	残酷性	大規模な畜産、と畜に関するドキュメンタリー映画、報道
2	安全性	家畜の疫病に関する報道（BSE、豚コレラ、鳥インフルエンザなど）
3	ウェルネス	菜食主義者の著名人や高所得者に関する報道（セブなイメージ）
4	持続可能性	畜産も気候変動や飢餓の一要因と考える ・活動家の呼びかけ、活動家に関する報道 ・ティーンエージャーになると、畜産品の摂取を拒み始める

資料：農家や食肉産業への2019年のヒアリング調査に基づき筆者作成。

第2表 畜産品の摂取を制限する消費者の動機

動機	論点	消費者の視点	摂取する食品の内容	論点
他の利益	1 残酷性	植物の命を奪わない 注	特別な方法の菜食	4 持続可能性 ・ホールフード ・エシカル消費 環境・気候、 社会、経済、 文化（伝統・ 宗教）
		植物の命を奪う	菜食	
		動物の命を奪わない ・動物の福祉に配慮 ・動物の健康に配慮	・魚貝は許容 ・アニマルウェルフェアの ・乳・乳製品は許容 ・卵は許容 ・上記の組み合わせ	
		動物の命を奪う ・動物の福祉に配慮 ・動物の健康に配慮	アニマルウェルフェア の食肉を許容	
自の利益	2 安全性	動物の健康に配慮して、 自身の健康を守る	安全をアピールする畜産 経営やメーカーの食肉を 許容	
	3 ウェル ネス	・社会的地位 ・流行、健康法	・憧れのセブの模倣 ・ダイエット、断食	

資料：農家や食肉産業への2019年のヒアリング調査に基づき筆者作成。

注：例えば、熟れて落下した果物などを摂取する。このタイプの消費者は希少と思われる。

流通レベルでの取組に関しては、ドイツには食品認証の仕組みが数多く存在していて、畜産品の小売では、商品パッケージにはさまざまな認証ラベルが混在して表示されている。流通業などが消費者にむけて、畜産品の生産プロセスに関して情報発信するうえでは、プライベートブランド、アニマルウェルフェア認証、地理的表示保護制度などが利用されている。ここでは、工業的な畜産への消費者による批判や懐疑への対応として、第2表の論点1. 残酷性、論点2. 安全性に重点を置いた情報発信がなされている。一方、本稿が着目するオルタナティブ農業の側面である、論点4. 持続可能性を追求する動きは少ない。

地域レベルでの取組に関しては、伊藤（2022）が示した、「農業の多面的機能」に依拠した農村発展を追求する「オルタナティブな農業」としての畜産を推進する地域ブランドの取組が、小規模ではあるが各地で見られる。ドイツの山間部の条件不利地域では、放牧や伝統の品種などの地域資源を活用して、粗放的な畜産を営む生産者が多い。生産地では、地域ブランドのイメージ構築と消費者の信頼確保にあたり、商標や地域独自の認証を活用している。ここでは、畜産品離れへの対応というよりは、むしろ、持続的な農村振興に取組の重点が置かれている⁽¹⁹⁾。

4. おわりに

本研究では、ドイツの生産者と消費者などが持続可能性のために行うようになった、オルタナティブな農業・食料生産と消費行動に関して2つの異なる動向に着目した。第2節では「地域支援型の有機農業」、第3節では「食料消費の変化 ―畜産品離れの傾向―」に関して記した。

第2節では、ドイツの有機農業と有機食品消費に関して「メインストリーム化」と「オルタナティブ農業」を維持する動きに分類して、その全体像を俯瞰した。有機農業と有機食品消費のメインストリーム化が進む中で、地域支援型農業（CSA）としてオルタナティブな有機農業を支援する取組が各地で進められてきた。本稿では、「地域の価値株式会社」に着目して、その活動の目的、ドイツに経営モデルが普及した背景について考察した。

「地域の価値株式会社 フライブルク」(Regionalwert AG Freiburg) の設立の目的は、社会と環境・生態系の価値を高めること、経済的な利益を追求することである。この会社は、市民が購入した株式によって形成された資本を活用して、有機農産物と有機食品のフードバリューチェーンを構築し、有機農業に特化した地産地消、農業経営への投資、後継者のいない経営の購入、農用地の取得・営農委託、経営者探し、経営助言を行っている（Hiß, 2014）。

EU では、持続可能な発展のためのグローバルな課題を、地方分権の立場から解決する仕組みづくりに取り組んできた。近年では、SDGs の採択、欧州グリーンディールによる優先課題の明示など、目標の明確化が国際的に進む中、農村振興の協議会である LEADER 地域のローカル・アクション・グループは、欧州グリーンディールの目標を行動の指針とし、その地域レベルにおける実装を担っている。本研究では、LEADER 地域のネットワークによる知識移転を通じて、ドイツ各地で「地域の価値株式会社」の経営モデルが普及したのではないかと考えた。

伊藤（2022）が示した「農業の多面的機能」に依拠した農村発展を追求する、「オルタナティブな農業」としての有機農業は、ドイツでは、狭義の「オルタナティブ」として、LEADER 地域のローカル・アクション・グループにより、ボトムアップの手法を用いた農村振興の中で、地域レベルで推進されていることを本研究では捉えた。

第3節では、持続可能性を志向する消費行動の一つとして、ベジタリアン文化の広がりについて考察した。近年、ドイツでは、消費者の畜産品離れが進んでいる。ドイツ連邦食料・農業省の統計データによると、ドイツの食肉消費量は減少を続けてきた。

ドイツ連邦食料・農業省『食料レポート』（BMEL, 2020a）によると、調査対象者の1%がヴィーガン（完全菜食主義者）、5%がベジタリアン（菜食主義者）であった。一方、食肉はするものの、意識して食肉を控えているフレキシタリアンと呼ばれる消費者が55%であった（BMEL, 2020a：12）。

ドイツでは、乳・乳製品や精肉・肉製品の植物性代替食品の消費は、若い消費者を中心に普及しつつある。

植物性代替食品を求める消費者の関心は、植物性原材料のみを使用したことを示す「ヴィーガン」表示の有無にとどまらない。生産プロセスとしての有機農業、気候変動対策、水資源保全、アニマルウェルフェアなど、商品の背景に隠れたエシカル消費の文脈における「生産プロセスに意識を向けた品質（新山, 2018）」へと向かっている。

ドイツにおける生産者や流通業などによる畜産品離れへの対応としては、大きく分けて流通レベルでの取組と地域レベルでの取組がある。流通レベルでの取組では、プライベートブランド、アニマルウェルフェア認証、地理的表示保護制度などが利用されている。一方、地域レベルでの取組では、伊藤（2022）が示した「農業の多面的機能」に依拠した農村発展を追求する「オルタナティブな農業」としての畜産を推進する、商標や地域独自の認証を活用した地域ブランドの取組が、小規模ではあるが各地で見られる。

今後、本研究では、持続的食料システムの構築にむけたアプローチに関して、食料消費、流通、農業生産の動向を一体的に捉えて分析する。研究チームにおいて国際比較分析を行い、本研究における「持続的食料システム」の定義を明確化したうえで、ドイツにおける持続的食料システムの構築に向けたアプローチの特徴を分析したい。

注

- (1) 令和4年度は、国際比較分析の結果としての総論は執筆していない。
- (2) 「主要国の農業政策・貿易政策の変化及びそれを踏まえた中長期的な世界食料需給に関する研究」（令和元年度から令和3年度まで）では、農村振興政策に関する国際比較研究が実施された。令和4年6月28日に研究成果報告会が公開型にて実施された。
- (3) 本研究における「有機食品」とは、有機農産物、加工食品、飲料を指す。
- (4) 農地が5ha未満の農業経営を含む（BMEL, 2020b）。5ha以上の農地がある有機農業経営は、2020年現在、26,100である（Destatis, 2021）。
- (5) 有機農業経営当たりの農地面積は平均で約48haであるが、地域差が大きい。南部のバーデン・ヴュルテンベルク州では25haから36ha程度、北部のメクレンブルク・フォアポンメルン州では250ha以上である（Destatis, 2021）。東部には、大規模な集団経営を由来とする有機農業の農場もある。
- (6) カッセル大学大学院「持続的な地域発展コース」Prof. Dr. Poppinga 講座における1998年から2000年にかけての既存研究レビュー、調査研究などに基づく。
- (7) 各連合会の有機認証の基準は、EU有機認証の法的基準に準じ、連邦有機農業法に則っている。

- (8) Ipsen (1997) の先行研究によると、地域の繁栄と衰退には、地域イメージの変遷が伴っており、「地域イメージ (Raumbilder)」には時代性が反映される。
- (9) Freese, J. (2017) Regionalwert AG, DVS : Deutsche Vernetzungsstelle Ländliche Räume in der Bundesanstalt für Landwirtschaft und Ernährung, *LandInForm*, Ausgabe 7 : 18-19. ドイツ連邦農業・食料庁 DVS の機関紙を筆者が仮訳した。
- (10) 2021 年・2027 年中期農村地域振興計画・戦略を指す。
- (11) 研修会は、2021 年に新型コロナウイルス感染拡大下にオンラインで開催され、筆者も日本から参加した。
- (12) <https://regionalwert-impuls.de> 2023 年 1 月 20 日参照。
- (13) 専門家のシュテファン・ゴーテ氏は (Herr Stefan Gothe), DVS による LEADER 地域の全国ネットワーク構築と知識移転に協力している。
- (14) ドイツの国土面積は 35.7 万 km²、人口は約 8,300 万人と、日本と同程度である。ドイツでは、国土の 90% が農山漁村地域 (ルーラル・エリア) に分類され (BMEL, 2020c), 30% が森林, 51% が農地である (Umweltbundesamt, 2020)。ドイツには、東京や大阪のような大都市はない。政治体制は連邦共和制で 16 の州があり、国土に中小都市が点在している。
- (15) ドイツの消費者のアニマルウェルフェアへの関心については、飯田 (2021) に記載がある。
- (16) <https://veganz.de/produkt/bio-veganz-cashewbert/> 2022 年 9 月 15 日参照。
- (17) <https://eaternity.org/about/#team> 2023 年 1 月 20 日参照。
- (18) 『GQ』の Web サイトを参照。 <https://www.gq-magazin.de/body-care/artikel/veganer-fleischersatz> 2022 年 5 月 22 日公開。
- (19) 本研究とは別途、農林政策研究所のプロジェクト研究「所得向上等に繋がる農林水産物・食品の輸出拡大や食品産業の海外展開の促進に関する研究」の小課題「知的財産・ブランド活用に関する研究」では、ドイツにおける地域ブランドの肉用牛の生産地を事例に、生産者、精肉店、飲食店、食肉産業による、認証制度などの活用について筆者が考察している。研究成果の報告資料は、2023 年度中に刊行予定である。

[引用文献]

- 飯田恭子 (2019) 「ドイツにおける農村振興政策—持続可能な農村振興にむけた施策—」『農林水産政策研究所 プロジェクト研究資料[主要国農業戦略横断・総合]研究資料』, 第 10 号 : 1-27.
- 飯田恭子 (2021) 「ドイツのアニマルウェルフェア」『農林水産政策研究所 プロジェクト研究資料[主要国農業戦略横断・総合]研究資料』, 第 8 号 : 22-24.
- 飯田恭子 (2022) 「ドイツの有機農業：メインストリーム化とオルタナティブの拮抗」『農林水産政策研究所 プロジェクト研究資料[主要国農業政策・貿易政策]研究資料』, 第 12 号 : 23-25.
- 飯田恭子・市田知子・浅井真康・須田文明 (2022a) 「ドイツにおける LEADER 事業の評価体制とコレクティブ・ラーニング —ローカル・アクション・グループの自己評価の実態—」『農業経済研究』93(4).
- 飯田恭子・浅井真康・市田知子・須田文明編著, rieco 作図/イラスト, 佐々木宏樹・平形和世・國井大輔・田中淳志・三浦秀一・竹内昌義・ズスト アレクサンダ共著 (2022b) 『集まって話しあう日本とヨーロッパの地域づくり 図解 : 5つのステップを楽しもう!』筑波書房.
- 伊藤紀子 (2022) 「グローバル化チーム総論 : 有機農業政策の国際的波及と農村振興政策」『農林水産政策研究所 プロジェクト研究資料[主要国農業政策・貿易政策]研究資料』, 第 12 号 : 6-13.
- 香坂玲・石井圭一 (2021) 『有機農業で変わる食と暮らし—ヨーロッパの現場から』岩波書店.
- 新山陽子 (2018) 『フードシステムと日本農業』放送大学教育振興会.
- 日本学術会議 (2001) 『地球環境・人間生活にかかわる農業及び林業の多面的な機能の評価について』.
- パットナム・ロバート・D (2001) [河田潤一訳]『哲学する民主主義 —伝統と改革の市民構造—』NTT 出版.
- 久野秀二 (2019) 「オランダ農業モデルの多様性 : フードバレーの現実と多面的機能を活かした農業の可能性」『経済論叢』193 (2): 1-38.
- 久野秀二 (2020a) 「オランダにおける多面的機能型農業・市民的食農システムの可能性と課題」京都大学大学院経済学研究科ディスカッションペーパーシリーズ No. J-20-001: 1-14.
- 久野秀二 (2020b) 「市民的食農システムの可能性 : 欧米諸国の経験からポストコロナ時代を展望する」『農業と経済』86 (11): 154-167.
- bio verlag (2016) Vertriebsstrategie: Demeter-Ware ab 800 Bio-Artikel, bio-markt.info, bio Verlag gmbh, Aschaffenburg. <http://bio-markt.info/kurzmeldungen/vertriebsstrategie-demeter-ware-ab-800-bio-artikel.html> 2020年6月1日参照.
- Bioland (2018) Sieben Prinzipien für die Landwirtschaft der Zukunft, Bioland, Verwand für organisch-biologischen Landbau e.V., Mainz.

- https://www.bioland.de/fileadmin/dateien/HP_Dokumente/Flyer_und_Broschueren/Bioland_Brosch_A4_Download.pdf 2020年6月1日参照。
- BMEL ; Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (2018) Betriebe und Fläche des Ökologischen Landbaus in Deutschland.
http://www.bmel.de/DE/Landwirtschaft/Nachhaltige-Landnutzung/Oekolandbau/_Texte/OekologischerLandbauDeutschland.html (abgerufen am 14.02.2018)
- BMEL ; Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (2020a) Deutschland, wie es isst Der BMEL-Ernährungsreport 2020, forsa-Umfrage zum "BMEL-Ernährungsreport 2020, Deutschland, wie es isst" - Ernährung in der Corona-Krise, Berlin.
https://www.bmel.de/SharedDocs/Downloads/DE/Broschueren/ernaehrungsreport-2020.pdf?__blob=publicationFile&v=27
https://www.bmel.de/SharedDocs/Downloads/DE/_Ernaehrung/forsa-ernaehrungsreport-2020-tabellen-corona.pdf?__blob=publicationFile&v=2 2020年6月1日参照。
- BMEL ; Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (2020b) Ökologischer Landbau nach Verordnung (EG) Nr. 834/2007 i.V.m. Verordnung (EG) Nr. 889/2008 in Deutschland im Jahr 2020, 2020年12月31日現在, Statistisches Bundesamtより。
- BMEL ; Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (2020c) Ländliche Regionen verstehen, Fakten und Hintergründe zum Leben und Arbeiten in ländlichen Regionen, p6, p19, Berlin.
- BMEL; Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (2021) Deutschland, wie es isst Der BMEL-Ernährungsreport 2021.
https://www.bmel.de/SharedDocs/Downloads/DE/Broschueren/ernaehrungsreport-2021.pdf?__blob=publicationFile&v=6 2022年9月11日参照。
- BMEL (2022) Versorgung mit Fleisch in Deutschland im Kalenderjahr 1991-2021.
<https://www.bmel-statistik.de/fileadmin/daten/DFT-0200502-0000.xlsx> 2022年9月11日参照。
- BÖLW (2008) *Branchenreport 2008*, Berlin.
- BÖLW (2021) *Branchenreport 2021*, Berlin.
- Demeter (2017) Erzeugung und Verarbeitung, Richtlinien für die Zertifizierung „Demeter und Biodynamisch“, Demeter e.V., Darmstadt.
https://www.demeter.de/sites/default/files/richtlinien/richtlinien_gesamt.pdf 2020年6月1日参照。
- Destatis ; Statistisches Bundesamt (2021) Deutlicher Zuwachs an Ökobetrieben und ökologisch bewirtschafteten Flächen im letzten Jahrzehnt, Pressemitteilung Nr. N040.
- DVS ; Deutsche Vernetzungsstelle Ländlichen Räume (2021) Befragung der LEADER-Aktionsgruppen -Ergebnisse-, BMEL.
- Eaternity (2023) <https://eaternity.org/about/#team>, 2023年1月20日参照。
- EC ; European Commission (2019) The European Green Deal, 11.12.2019 COM(2019)640final, Brussels.
www.iges.or.jp/jp/publication_documents/pub/translation/jp/10609/EU+GreenDeal+Japanese+ver.330.pdf
 和訳の訳語を参照。 2022年9月11日参照。
- Freese, J. (2017) Regionalwert AG, DVS : Deutsche Vernetzungsstelle Ländliche Räume in der Bundesanstalt für Landwirtschaft und Ernährung, *LandInForm*, Ausgabe 7:pp18-19.
- Hiß, C. (2014) *Regionalwert AG*, Verlag Herder, Freiburg i.Br..
- HMKULV; Hessisches Ministerium für Umwelt, Klimaschutz, Landwirtschaft und Verbraucherschutz (2018a) Ökologischer Landbau, HMKULV, Wiesbaden.
<https://umwelt.hessen.de/landwirtschaft/oekologischer-landbau> 2020年6月1日参照。
- HMKULV; Hessisches Ministerium für Umwelt, Klimaschutz, Landwirtschaft und Verbraucherschutz (2018b) Ökologischer Landbau, Jetzt umstellen und Chancen nutzen!, HMKULV, Wiesbaden.
https://umwelt.hessen.de/sites/default/files/media/hmuenv/oekologischer_landbau_04-2016_web_barrierefrei.pdf 2020年6月1日参照。
- Ipsen, D. (1997) *Raumbilder. Kultur und Ökonomie räumlicher Entwicklung*, Pfaffenweiler.
- Linz, P. (2019) ドイツの有機農業と農福連携, 農林水産政策研究所. インタビュー, 2019年1月29日。
- Nieberg, H., Kuhnert H. & Sanders J. (2011) *Förderung des ökologischen Landbaus in Deutschland*, überarbeitete und aktualisierte Auflage, Sonderheft 347, Johan Heinrich von Thünen-Institut, Braunschweig.
- OECD (2001) Multifunctionality: Towards an Analytical Framework, OECD.
- Oschatz, R. (2015) *Soziale Innovationen aus räumlicher Perspektive*, Books on Demand, Norderstedt.
- Rech, C. (2021) Gründungsvorbereitung für die Regionalwert AG Münsterland im Projekt regionaler Wertschöpfungsraum, Green Deal in LEADER - Teil II, DVS, Bonn. 2021年4月13日ライブ配信。
- Regionalwert (2022) <https://regionalwert-impuls.de> 2023年1月20日参照。
- Reichholf, J. & Steinbach, G. (1989) *Feld und Flur*, Mosaik Verlag, München.
- Sauer, B. (2019) Genuss Region Oberfranken -Wir sprechen kulinarisch-, Bierland Oberfranken, 2020-genussregion-bierland-kurz.pdf
- Umweltbundesamt (2020) <https://www.umweltbundesamt.de/daten/flaeche-boden-land-oekosysteme/flaeche/struktur-der-flaechennutzung#die-wichtigsten-flaechennutzungen> 2021年6月25日参照。

第4章 ロシア・ウクライナ — 侵攻の長期化と世界食料需給への影響 —

長友 謙治

1. はじめに

2022年2月24日にロシアがウクライナ侵攻を開始してから1年以上が経過した。いずれも世界有数の穀物等の輸出国であるロシアとウクライナの戦争は、世界の食料需給に大きな影響を与えることが懸念され、侵攻開始直後の2022年3月にはFAOの食料価格指数が史上最高に跳ね上がった。その後、ウクライナの港からの穀物輸出が再開され、ロシアの2022年産穀物が史上最高の豊作となるなどしたことから、供給不足懸念はひとまず退き、FAO食料価格指数は、歴史的に見れば依然高いものの、侵攻前の水準に戻っている。

世界の食料市場においては、ここ30年ほどの間に新興国が需給両面で大きな役割を担うようになってきたが、ロシアのウクライナ侵攻に伴う混乱は、こうした構造に潜むリスクを明らかにした。ロシアとウクライナの戦争は長期化しており、今後の事態の推移は予測を許さない。今年度のカントリーレポートにおいては、表題を例年の「ロシア」から「ロシア・ウクライナ」に改め、ロシアを中心としつつも、ウクライナについてできるだけ情報を提供するように努めた（本稿は2023年3月末までに入手した情報をもとに記述した）。

2. 2022年のロシア経済

(1) マクロ経済

1) マイナス成長への落ち込みと不透明な今後の見通し

ロシアの実質GDP成長率は、コロナ禍の影響で2020年第2四半期から2021年第1四半期までマイナス成長が続き、同年第2四半期以降プラス成長に戻った。通年の成長率は、2020年-2.7%、2021年5.6%だった。2022年は、第1四半期は3.5%のプラス成長だったが、2月24日にロシアがウクライナ侵攻を開始した後、経済制裁の影響などから、第2四半期は-4.1%、第3四半期は-3.7%のマイナス成長となった。2022年通年の成長率は-2.1%だった（第1表）。

第1表 ロシアの実質GDP成長率の推移

(単位: %)

対前年	2020年				2021年				2022年			
	▲ 2.7				5.6				▲ 2.1			
対前年 四半期	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4
	1.5	▲ 7.4	▲ 3.3	▲ 1.3	▲ 0.3	10.5	4.0	5.0	3.5	▲ 4.1	▲ 3.7	

資料：ロシア連邦統計庁ウェブサイトから筆者作成。

2022 年各四半期の GDP を支出項目別に見ると、第 2 及び第 3 四半期には、物価上昇と所得水準の低下に起因する家計消費の減少がマイナス成長の大きな要因となった。第 2 表に示すとおり、2022 年には、消費者物価指数は年間を通じて前年同期を 10%以上上回る水準に上昇し、実質可処分所得は第 1 四半期から第 3 四半期まで前年同期を下回る水準で推移しており、これは後述するように畜産物の消費にも影響を与えた。

第2表 ロシアの消費者物価指数と実質可処分所得の推移（四半期別）

(対前年同期比 単位：%)

		2021 年				2022 年			
		第 1	第 2	第 3	第 4	第 1	第 2	第 3	第 4
消費者物価指数	総合	105.55	106.02	106.85	108.31	111.54	116.94	114.36	112.18
	食品	107.44	107.28	108.11	110.77	113.54	119.50	115.57	111.15
実質可処分所得		96.4	106.8	108.6	100.6	98.4	99.4	96.9	100.9

資料：ロシア連邦統計庁ウェブサイトから筆者作成。

2) 大幅なプラス成長となった農業

ロシア農業は、2012 年に干ばつ等による不作のためマイナス成長となった後、経済全体がマイナス成長となった年も含めてプラス成長を維持してきた。2021 年には、穀物の収穫量が豊作だった前年と比べて減少したことや家畜疾病の発生等により、9 年ぶりのマイナス成長となったものの、2022 年には、経済全体が制裁の影響等によりマイナス成長に落ち込む中で、農業については、穀物が史上最高の豊作となり、畜産部門も豚肉や家禽肉を中心に生産が拡大したことから、8.3%の大幅なプラス成長となった（第 3 表）。

第3表 ロシアの実質 GDP 成長率と農業の成長率

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
実質 GDP 成長率 (%)	0.2	1.8	2.8	2.2	▲ 2.7	5.6	▲ 2.1
農業成長率 (%) *注	2.0	1.7	1.0	3.4	0.5	▲ 1.3	8.3

資料：ロシア連邦統計庁ウェブサイトから筆者作成。

注。「農業成長率」は、耕種農業・畜産業・狩猟業・関連サービス業の総付加価値額の対前年増加率。

(2) 貿易

ロシアの貿易は、石油・天然ガスを中心とする鉱物資源の輸出によって多額の貿易黒字を獲得する構造であり、黒字額は主として原油輸出の動向によって変動する。2022 年には、ウクライナ侵攻に伴い西側諸国から経済制裁を受けたにもかかわらず、原油価格の上昇等に伴う輸出額の増加を背景として、貿易黒字は 3,324 億ドル（対前年 67%増）に達した。

他方、農水産物貿易については、ロシアは、穀物等の原料農産物を輸出する一方で食肉や加工食品のような高付加価値品目を輸入する構造の下で、長年輸入超過を続けてきたが、2014 年のウクライナ危機以後、ルーブルの対米ドル安の固定化や西側諸国を対象とした食品輸入禁止措置の継続を背景として、穀物等の輸出の拡大や食肉の輸入国から輸出国への転換などの変化が進んだ。そして、2021 年には、穀物等の国際価格の高騰も加わって、ロシアの農水産物貿易は遂に 19.2 億ドルの黒字に転換し、2022 年には 55.5 億ドルと黒字を拡大している（本項の貿易額の数値はロシア連邦税関庁ウェブサイト通関統計ページ）。

3. 2022年のロシアの農業生産・農産物貿易動向

(1) 2022年の農業生産動向

1) 耕種農業

ロシアの主な耕種作物の収穫量の推移は第4表に示すとおりである。2022年は総じて天候に恵まれ、特に穀物・豆類（以下単に「穀物」という）や油糧作物が史上最高の豊作となった⁽¹⁾。

第4表 主要耕種作物の収穫量

(単位：万トン，％)

	5年平均値の推移							直近5年 (2017-21) 平均値	2021	2022	対直近5 年平均値 変化率	対前年 (2021) 変化率
	1986 -1990	1991 -1995	1996 -2000	2001 -2005	2006 -2010	2011 -2015	2016 -2020					
穀物・豆類	10,426	8,795	6,510	7,883	8,518	9,351	12,483	12,497	12,140	15,768	26.2	29.9
小麦	4,355	3,817	3,430	4,495	5,226	5,354	7,837	7,891	7,606	10,424	32.1	37.0
ライ麦	1,245	876	538	488	347	277	216	200	172	218	9.0	26.5
大麦	2,202	2,377	1,421	1,777	1,660	1,683	1,940	1,941	1,800	2,339	20.5	30.0
エン麦	1,258	1,050	655	561	494	483	470	450	378	453	0.6	20.0
トウモロコシ	330	184	141	215	420	1,023	1,361	1,361	1,524	1,585	16.5	4.0
その他穀物	593	238	192	174	217	307	309	288	277	293	1.6	5.8
豆類	443	254	132	174	155	224	349	367	384	456	24.4	18.8
工芸作物												
テンサイ	3,318	2,166	1,402	1,853	2,712	4,088	4,671	4,469	4,120	4,887	9.4	18.6
油糧作物	—	380	381	526	798	1,254	1,926	2,098	2,485	2,908	38.6	17.0
ヒマワリ	312	310	333	451	631	884	1,259	1,352	1,566	1,636	21.0	4.5
大豆	65	47	31	48	87	199	389	422	476	600	42.3	26.0
ナタネ	—	14	13	20	65	110	183	219	279	451	106.6	61.6
その他油糧	—	9	5	7	14	61	96	106	164	221	107.8	34.5
馬鈴薯	3,588	3,681	3,183	2,836	2,576	2,525	2,165	2,075	1,796	1,881	▲ 9.3	4.8
野菜	1,117	1,023	1,051	1,123	1,168	1,289	1,369	1,366	1,303	1,353	▲ 1.0	3.8

資料：ロシア連邦統計庁ウェブサイト等から筆者作成。2021年及び2022年の数値はロシア連邦統計庁（2023b）による。

注（1）飼料作物（牧草等）については掲載を省略した。

注（2）1986-1990年は、「大麦」は春大麦のみ、ライ麦は冬ライ麦のみの数値であり、冬大麦、春ライ麦は「その他穀物」に含まれている。
1991年以降は、「大麦」、「ライ麦」とも冬作・春作両方を含む数値となっている。

注（3）油糧種子の数値は、2010年までは乾燥調整前、2011年以降は乾燥調整後。

2022年の穀物総収穫量は1億5,768万トンだった。2017年（1億3,554万トン）を上回る史上最高の大豊作であり、前年比で29.9％、直近5年（2017～21年）平均値と比べて26.2％の増収となった⁽²⁾。主要な穀物ごとに2022年の収穫量を見ると、小麦は1億424万トンに達し、前年比37.0％増、直近5年平均比32.1％増で史上最高だった。大麦は2,339万トンで、対前年比30.0％、直近5年平均比20.5％の増収、トウモロコシは1,585万トンで、豊作だった対前年比では4.0％、直近5年平均比では16.5％の増収となった。

工芸作物では、2022年の油糧作物総収穫量は2,908万トンで史上最高だった。主要作物別にも、ヒマワリ種子1,636万トン、大豆600万トン、ナタネ451万トンで、いずれも史

上最高の収穫量となった。また、テンサイの収穫量は 4,887 万トンで、直近 5 年平均比 9.4%の増収だったが、馬鈴薯は収穫量 1,881 万トンで直近 5 年平均比▲9.3%の減収、野菜は 1,353 万トンで同▲1.0%の減収だった。

2022 年の穀物・油糧種子の豊作の要因を考察する前提として、主要作物の直近 5 年間（2017～2021 年）平均と 2022 年の間の収穫量の変化と、これに対する播種面積と単収の変化の寄与率を算出し、第 5 表に整理した。単収は播種面積ベースの数値である。

第 5 表 2022 年における主要作物の増減収要因

	直近 5 年平均値①			2022 年値②			②-①			収穫量変化への寄与度（万トン）		同寄与率（%）	
	播種面積 万 ha	単収 トン/ha	収穫量 万トン	播種面積	単収	収穫量	播種面積	単収	収穫量	播種面積要因	単収要因	播種面積要因	単収要因
穀物・豆類	4,712	2.65	12,497	4,751	3.32	15,768	39	0.67	3,270	117	3,153	4	96
うち小麦	2,831	2.79	7,891	2,951	3.53	10,424	121	0.74	2,533	382	2,151	15	85
大麦	837	2.32	1,941	798	2.93	2,339	▲39	0.61	398	▲103	501	▲26	126
トウモロコシ	277	4.90	1,361	285	5.56	1,585	8	0.65	225	41	184	18	82
ヒマワリ	861	1.57	1,352	1,012	1.62	1,636	151	0.05	284	241	43	85	15
大豆	292	1.44	422	351	1.71	600	59	0.27	178	93	85	52	48
ナタネ	146	1.50	219	234	1.93	451	88	0.43	233	151	82	65	35

資料：ロシア連邦統計庁ウェブサイト、ロシア連邦統計庁（2023a）及び同（2023b）から筆者作成。

注（1）単収は、筆者が収穫量を播種面積で除して算出した値であり、ロシア連邦統計庁が公表する収穫面積ベースの単収とは数値が異なる。

注（2）収穫量の変化に対する播種面積要因と単収要因の寄与度及び寄与率の計算においては、両要因の重複寄与分は両要因に 2 分の 1 ずつ配分した。

まず、穀物・豆類では、2022 年と直近 5 年間平均を比べると、収穫量は 3,270 万トン増加している。このうち播種面積要因による部分が 117 万トン（寄与率 4%）、単収要因による部分が 3,153 万トン（寄与率 96%）であり、この間の収穫量増加のほとんどが単収の増加によるものであったことがわかる。

小麦については、この間の収穫量の増加は 2,533 万トンで、穀物・豆類全体の収穫量増加の 77%を占めた。小麦の収穫量増加の内訳は、単収要因によるものが 2,151 万トン（寄与率 85%）、播種面積要因によるものが 382 万トン（寄与率 15%）であり、増産の要因としては、単収の増加が大半を占めるが、播種面積の増加も少なからず寄与していた。大麦については、播種面積は減少しており、これによる減収効果（▲103 万トン、寄与率▲26%）があったものの、単収増加による増収効果（501 万トン、寄与率 126%）がそれを上回り、差し引きで 398 万トン収穫量が増加した。

2022 年のロシアの穀物単収増加の要因として真っ先に挙げられるのは天候が良好だったことだが、これを生かして単収を十分伸ばすことができた理由としては、近年、穀物販売の収益性が良好であることを背景として、生産者において機械装備の充実や肥料・農薬の投入増加等の改善が進んでいたことがあったとみられる⁽³⁾。

トウモロコシについては、ロシアの収穫期は例年 10 月～11 月で小麦（冬小麦 7～8 月、春小麦 8～9 月）などよりも遅く、2022 年には主産地の中央黒土地域などで秋に長雨が続

いたことから、収穫を順調に行えず取り残しなども懸念されたが、2022年の収穫量の確定値は直近5年間平均値比225万トン増となり、そのうち単収要因による増が184万トン（寄与率82%）、播種面積要因による増が41万トン（寄与率18%）だった。取り残しによる減収が大きければ播種面積ベース単収の低下が生じうるが、最終的にはそうならなかった。冬期に入っても収穫が続けられた結果、相応の収穫量が確保されたとみられる。一方、同様に収穫時期の遅い作物である油糧作物については、増収ではあったものの、単収増加の寄与は小さかった。例えば、ヒマワリの場合、2022年の収穫量の確定値は直近5年間平均値比284万トン増で、そのうち単収要因による増が43万トン（寄与率15%）、播種面積要因による増が241万トン（寄与率85%）だった。トウモロコシと比べて秋の長雨が収穫に与えた影響が大きかったのではないかと推測される。

2) 畜産業

ロシアの畜産物生産量の推移は第6表に示すとおりである。2022年の生産量は、食肉（骨などの不可食部分を含む生体重）の総計1,617万トン、うち牛肉278万トン、豚肉577万トン、羊・山羊肉45万トン、家禽肉704万トンとなり、牛乳は3,298万トン、鶏卵は461億個であった。前年比では、牛肉（▲3.6%）、羊・山羊肉（▲2.2%）が減少したものの、それ以外の品目は全て増加となり、特に豚肉（対前年5.0%増）と家禽肉（同4.4%増）で増加率が大きかった⁽⁴⁾。

第6表 ロシアの畜産物生産量

	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022
食肉計（万トン）	1,564	934	703	773	1,055	1,340	1,488	1,516	1,562	1,572	1,617
牛肉	733	478	333	320	303	282	280	283	284	288	278
豚肉	468	257	215	209	310	395	480	503	547	549	577
羊・山羊肉	88	59	31	34	41	45	48	47	46	46	45
家禽肉	255	126	112	197	388	604	667	671	672	675	704
牛乳（万トン）	5,572	3,924	3,226	3,107	3,151	2,989	3,061	3,136	3,223	3,234	3,298
鶏卵（億個）	475	338	341	371	408	425	449	449	449	449	461

資料：1990-2021年はEMISS、2022年はロシア連邦統計庁（2023c）から筆者作成。

注. 食肉の生産量は生体重。「食肉計」には表中に列記した主要家畜以外の肉も含む。

ロシアの畜産業は、1990年代の劇的な縮小を経て、2000年代後半以降本格的な回復過程に入ったが、回復・拡大が進んだのは主に養鶏、養豚だった。その中でも、より早い時期から回復・拡大が始まった養鶏では、家禽肉・鶏卵ともに2017年を境に増勢が鈍化あるいは停止していたが、2022年は久々の大きな増加となった。養豚では、2006年から2020年までの間、年平均6.7%増のペースで豚肉生産量の拡大が続いてきたところ、2021年はアフリカ豚熱流行の影響で0.3%増にとどまったが、2022年は増勢を取り戻した。

牛部門（酪農・牛肉生産）は、90年代の縮小後長らく停滞していたが、最近緩やかながら生産が回復してきた。牛乳の生産量は、2016年の2,979万トンを底として回復に転じ、2017年から2022年まで毎年増加を続けている（2022年は2016年比10.7%増）。しか

し、牛肉の生産量は、2017 年を底として 2018 年から 2021 年まで増加を続けたものの（2021 年は 2017 年比 5.3%増）、2022 年は増加を維持できなかった。

第 7 表は各年末現在の家畜・家禽頭羽数の推移である。2022 年末の値は、牛 1,748 万頭（うち雌牛 772 万頭）、豚 2,770 万頭、羊・山羊 2,074 万頭、家禽 55,080 万羽だった。

豚の頭数は 2004 年以降おおむね増加が続いてきた。2021 年には、頭数の増加率が対前年 1.3%増、豚肉生産量の増加率が 0.3%増と鈍化し、肉の生産量の増加率が頭数の増加率を下回った。当時のロシアの養豚はアフリカ豚熱流行からの回復途上にあって、まず豚の飼養頭数の回復が先行して進む状況だったと考えられるが、2022 年には、豚頭数が前年比 5.8%増、豚肉生産量が同 5.0%増となっており、養豚全体が疾病の影響から抜け出して豚肉の出荷が頭数の増加に追いついてきた状況とみられる。

家禽の羽数は、2017 年をピークに頭打ちとなり、2020 年には鳥インフルエンザの流行によって大きく減少した。その後 2021 年、2022 年と回復が進み、羽数は鳥インフルエンザの影響を受ける前の 2019 年の水準を超えた。

牛の頭数は、一貫して減少傾向が続いており、2022 年においても、対前年で総頭数が▲0.9%、雌牛の頭数が▲0.8%となった。牛乳生産量は 2017 年以降続く増加を維持したものの、牛肉生産量は 2018 年以降続いてきた増加が減少に転じている。

2022 年に豚肉や家禽肉の生産が増加する一方で、牛肉の生産が減少した理由について、ベーラヤ（2022）は、需要の側面から、同年にはロシア経済がウクライナ侵攻に対する経済制裁の影響でマイナス成長となり、国民の所得水準が低下したことから、安価な豚肉や家禽肉の需要が増加する一方で、高価な牛肉に対する需要が減少したことを指摘している。

第 7 表 ロシアの家畜・家禽頭羽数

（各年末現在、単位：万頭羽）

	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022
牛	5,704	3,970	2,752	2,163	1,979	1,862	1,815	1,813	1,803	1,765	1,748
うち雌牛	2,056	1,744	1,274	952	871	812	794	796	790	778	772
豚	3,831	2,263	1,582	1,381	1,725	2,141	2,373	2,516	2,585	2,619	2,770
羊・山羊	5,819	2,803	1,496	1,858	2,173	2,461	2,313	2,262	2,166	2,096	2,074
家禽	65,981	42,260	34,067	35,747	44,971	54,391	54,145	54,469	51,978	53,910	55,080

資料：1990-2021 年はロシア連邦統計庁ウェブサイト、2022 年はロシア連邦統計庁（2023）から筆者作成。

（2）農水産物貿易動向

ロシアのウクライナ侵攻に伴い、ロシア連邦税関庁は 2022 年 2 月以降の詳細な通関統計データの公表を停止しており、例年のように農林水産物の品目別貿易動向など詳細な分析を行うことができないため⁽⁵⁾、今年度のレポートでは対象を穀物に絞り、ロシアの業界誌記事⁽⁶⁾や米国農務省（USDA）の情報をもとに、その輸出動向を記述する。

ロシアの穀物全体及び主要穀物別の輸出動向は第 8 表に示すとおりである。ロシアの穀物輸出は、2012/13 年度に干ばつ等による不作のため低水準となったが、2013/14 年度以

降は好調が続く穀物生産を反映して穀物輸出も好調を維持してきた。2017/18 年度の穀物収穫量と輸出量はいずれも史上最高となり、輸出量は 5,319 万トンに達した。穀物輸出量第 2 位は 2020/21 年度で、コロナ禍の下での物価高騰対策の一環として穀物輸出関税が導入されたものの、2020 年の穀物収穫量がその時点で史上第 2 位だったことや国際価格の上昇を背景に活発に輸出が行われた結果、穀物輸出量は総計 4,905 万トンとなった。

2021/22 年度の穀物輸出は、2021 年 6 月から可変輸出関税制度（年度後半の 2022 年 2 月 15 日～6 月 30 日はこれに輸出数量枠を組み合わせた輸出関税割当制度）が適用され、さらに 2022 年 3 月以降は、ウクライナ侵攻に対し欧米等の西側諸国が経済制裁措置を講じる中で穀物輸出が続けられた。ロシアの通関統計が公開されている 2021 年 7 月から 2022 年 1 月までの輸出量は、穀物計 2,650 万トン、うち小麦 2,170 万トン、大麦 286 万トン、トウモロコシ 158 万トンである。

第 8 表 ロシアの穀物輸出（ロシア連邦税関庁）

	2016/17 年度		2017/18 年度		2018/19 年度	
	数量（万トン）	構成比（%）	数量	構成比	数量	構成比
穀物計	3,593	100.0	5,319	100.0	4,349	100.0
うち小麦	2,742	76.3	4,096	77.0	3,534	81.3
大麦	295	8.2	589	11.1	469	10.8
トウモロコシ	521	14.5	590	11.1	276	6.3
	2019/20 年度		2020/21 年度		2021/22 年度 (2022 年 1 月まで)	
	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比
穀物計	4,275	100.0	4,905	100.0	2,650	100.0
うち小麦	3,388	79.3	3,808	77.6	2,170	81.9
大麦	451	10.5	625	12.7	286	10.8
トウモロコシ	405	9.5	420	8.6	158	6.0

資料：ロシア連邦税関庁「通関統計データベース」から筆者作成。2023 年 1 月 29 日アクセス。

注：期間は市場年度（各年 7 月～翌年 6 月）。2021/22 年度の数値は 2022 年 1 月末まで。以後データの公表が停止された。

その後、2021/22 年度通年の実績及び 2022/23 年度の推計については、米国農務省（USDA）のデータで代替することとし、第 9 表に整理した⁽⁷⁾。USDA によれば、ロシアの 2021/22 年度通年の穀物輸出量は、総計 4,068 万トン、うち小麦 3,300 万トン、大麦 330 万トン、トウモロコシ 400 万トンだった。2021 年のロシアの穀物収穫量は総計 1 億 2,140 万トンで、2019 年の 1 億 2,120 万トンとほぼ同程度だったが、2021/22 年度の輸出量は、穀物計、小麦、大麦、トウモロコシとも 2019/20 年度を下回った。2021/22 年度には、可変輸出関税制度の下で穀物の輸出価格の上昇を反映して輸出関税額が上昇したことに加え、2022 年 2 月以降はウクライナ侵攻に対する経済制裁もあり、これらの影響で穀物輸出がやや停滞したことは否めない。

2022/23 年度のロシアの穀物輸出は、報道によれば、年度初めの 7 月から 9 月までは輸出量が前年度を下回る水準だった模様である。穀物輸出そのものは西側諸国の対露経済制裁の直接の対象とはなっていないが、ロシア側は、穀物輸出に関し、黒海海域に入域する

貨物船の確保、貨物の保険契約締結、代金の決済等に支障が出ており、これらを「隠れた制裁」と呼んでその除去を求めている。しかし、10月以降は実態上輸出が加速し、2022/23年度前半（2022年7月～12月）の穀物輸出量は前年度同期を上回り（クリスティコヴァ、2022a；ガネンコ、2023）⁽⁸⁾、その後も前年度同期を上回るペースの輸出が続いている模様である。とはいえ、史上最高の豊作の下で、国内に多くの在庫を抱えながら、年度内にどこまで輸出を拡大できるのか、国内の穀物価格動向と絡んで注目される。

第9表 ロシアの穀物輸出（USDA）

	2019/20年度		2020/21年度		2021/22年度		2022/23年度(推計)	
	数量(万トン)	構成比(%)	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比
穀物計	4,324	100.0	4,964	100.0	4,068	100.0	5,234	100.0
うち小麦	3,449	79.8	3,910	78.8	3,300	81.1	4,350	83.1
大麦	447	10.3	626	12.6	330	8.1	530	10.1
トウモロコシ	407	9.4	399	8.0	400	9.8	330	6.3

資料:USDA, PSD online から筆者作成(データは2023年3月28日ダウンロード)。

注. 期間は市場年度(各年7月～翌年6月)。

世界の小麦貿易に占めるロシアの地位を第10表に示した。USDAによれば、ロシアは2018/19年度～2021/22年度の4か年度のうち2019/20年度以外は小麦輸出量世界第1位となっており、2022/23年度においても、経済制裁の影響下にもかかわらず、ロシアは世界第1位になると見込まれている。一方、ウクライナは、輸出穀物としてはトウモロコシがメインであるが、小麦もそれに次ぐ輸出品目であり、例年世界第5位ないし第6位を占めている。2022/23年度の小麦輸出量（推計値）は1,350万トンと見込まれている。同年度は全期間がロシアの侵攻下にあり、輸出量は直前3年度平均と比べ29%の減少であるが、それでも小麦輸出国世界第6位を維持するとの予測である。

第10表 世界の主要小麦輸出国

(単位: 万トン)

	2018/19		2019/20		2020/21		2021/22		2022/23(推計)	
	世界計	17,621	世界計	19,397	世界計	20,333	世界計	20,287	世界計	21,393
1位	ロシア	3,586	EU	3,979	ロシア	3,910	ロシア	3,300	ロシア	4,350
2位	米国	2,550	ロシア	3,449	EU	2,974	EU	3,193	EU	3,700
3位	EU	2,469	米国	2,637	米国	2,705	豪州	2,751	豪州	2,850
4位	カナダ	2,443	カナダ	2,414	カナダ	2,643	米国	2,178	カナダ	2,500
5位	ウクライナ	1,602	ウクライナ	2,102	豪州	2,377	ウクライナ	1,884	米国	2,109
参考					ウクライナ(6位)	1,685			ウクライナ(6位)	1,350

資料:USDA, PSD online から筆者作成(データは2023年3月28日ダウンロード)。

注. 期間は市場年度(各年7月～翌年6月)。

2022/23年度(22年7月～11月)のロシアの小麦輸出先国トップ10は第11表のとおりである。従来から、ロシア産小麦の最大の輸出先は中東・北アフリカ地域(2020/21年度)のロシアの小麦総輸出量に占める同地域のシェアは52%⁽⁹⁾であり、国別にはトルコ、

エジプト、イランが特に大きな輸入国だった。これは 2022/23 年度も変わっていない。新しい傾向としては、サウジアラビアやアルジェリアの輸入が増えていることである。特に、アルジェリアは、従来旧宗主国のフランスからの輸入が多かったが、今年度はロシアからの輸入が増えている。こうした新しい動きもあるものの、全体として見れば、経済制裁の下でロシアの穀物輸出先国の総数は減っており⁽¹⁰⁾、従来から結びつきの深い国との関係を生かす形で輸出が行われているとみられる。

第 11 表 ロシアの小麦輸出先トップ 10 (7 月-11 月)

(単位: 千トン)

	2021/22 年度	2022/23 年度
トルコ	3,664	3,611
エジプト	2,761	3,129
イラン	3,710	1,763
サウジアラビア	662	1,255
アルジェリア	88	782
バングラデシュ	410	680
リビア	164	668
アゼルバイジャン	620	666
スーダン	272	596
イスラエル	297	548
その他	4,335	5,430
計	16,983	19,128

資料: ガネンコ (2023) 所掲のルスアグロトランス社データによるグラフを筆者が表にしたもの。

4. ロシアの農業政策・2022 年 4 月～2023 年 3 月の動き

2022 年 4 月～2023 年 3 月においては、穀物、油糧種子等の輸出規制が継続された。本節ではこれに対象を絞って主な動きを整理した。

(1) 穀物の輸出規制

穀物の輸出規制については、2021 年 2 月に適用が始まった輸出関税が、内容の修正を繰り返しながら継続されているが、2022 年には、穀物の史上最高の豊作が確実になり、国内価格の低下が進むにつれて、国内の供給過剰を解消するため、輸出を促進する方向で制度が見直されたほか、穀物の政府買入の拡充が行われた。以下、穀物輸出規制の経緯と措置の内容について記述する。

1) 穀物の輸出関税制度

ロシアは、小麦、ライ麦、大麦及びトウモロコシ（以下、適宜「四種穀物」と総称する）を対象として、ユーラシア経済連合（略称 EAEU。加盟国はロシア、アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン及びキルギスタン）域外への輸出について、輸出関税と輸出数量枠を組み合わせた新しい制度を 2021 年 2 月 15 日から導入した。この制度は、2021 年 6 月 2 日からは輸出関税の方式が可変輸出関税に移行するなど累次の改正を経つつ、現在まで維

持されている。制度発足から 2022 年 3 月末までの変遷については昨年度のレポート（長友，2022）に整理したので，本稿ではそれ以降，2022 年 4 月～2023 年 3 月の間の動きを記述する⁽¹¹⁾。

（i）2022 年 4 月時点の制度

i）制度の枠組み

2022 年 4 月時点におけるロシアの穀物輸出関税制度は，概略下記①～③の仕組みとなっていた。2021/22 農業年度の後半，2022 年 2 月 15 日～6 月 30 日の間は輸出関税割当制度が適用され，輸出数量枠は，小麦 800 万トン，大麦，トウモロコシ及びライ麦計 300 万トン，四種穀物合計 1,100 万トンに設定された。

- ① 対象品目：小麦，ライ麦，大麦及びトウモロコシの 4 品目⁽¹²⁾。
- ② 関税及び輸出数量枠：ロシアの農業年度（毎年 7 月 1 日～翌年 6 月 30 日）を前提として以下の枠組みを設定。
 - a. 年度前半（7 月 1 日～12 月 31 日）：可変輸出関税を適用。輸出数量枠は設けない。
 - b. 年度後半（翌年 1 月 1 日～6 月 30 日）：2 月 15 日以降輸出関税割当制度を適用。
 - ・ 2 月 15 日～6 月 30 日の間，輸出数量枠を導入。
 - ・ 枠内輸出には可変輸出関税，枠外輸出には「50%，ただし最低 100 ユーロ/トン」の高率輸出関税を適用。
- ③ 可変輸出関税の仕組み
 - ・ 「基準輸出価格」（固定値）と「指標輸出価格」（実勢輸出価格から算出）との差額に一定率を掛けた額を関税として徴収する仕組み。指標輸出価格と関税額は，ロシア連邦農業省が毎週算定・公表。
 - ・ 穀物の輸出価格が上昇するほど強く輸出を抑制するため，三段階の基準輸出価格を設定し，指標輸出価格が各段階の基準輸出価格を上回るごとに輸出関税額の算出に用いられる係数が上昇する仕組みを採用。

ii）穀物の EAEU 諸国向け輸出規制

ロシアは，四種穀物の輸出関税割当制度（数量枠）の対象となっていなかった EAEU 加盟国向けの輸出を，第三国への輸出の抜け道となることを防止する観点から，ベラルーシ向けを除いて 2022 年 3 月 15 日～6 月 30 日の間禁止した。この措置は，同年度の輸出関税割当制度の適用期間終了とともに，予定どおり 2022 年 6 月 30 日をもって終了した。

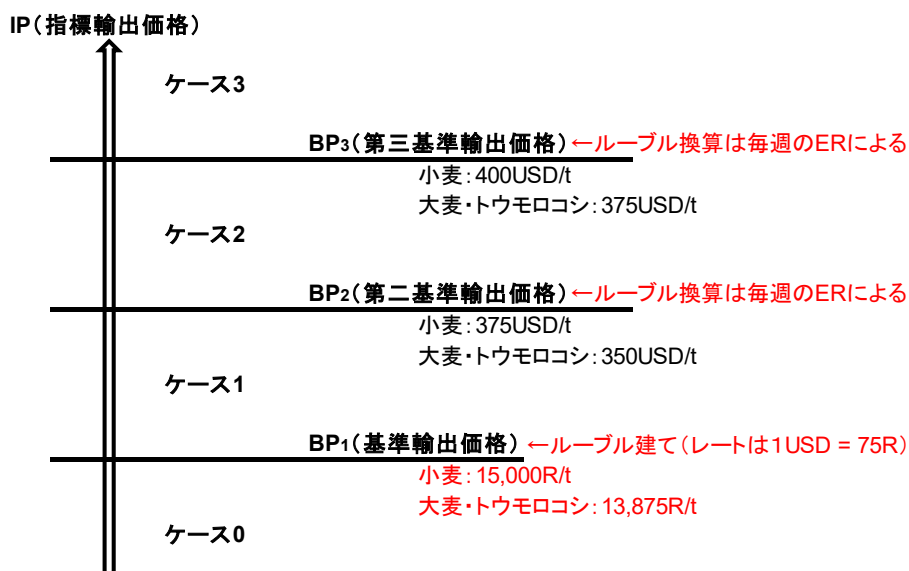
（ii）2022 年 7 月の制度改正：輸出関税のルール化

2022 年 6 月 30 日付けロシア連邦政令第 1179 号（公布日は 7 月 1 日）により，ロシアの穀物輸出関税制度が改正された。改正内容は，これまで US ドル建てだった可変輸出関税をルール建てに変更する，というものである。

改正の具体的な内容とその評価は下記①及び②のとおりである。この改正は，実質的に

輸出関税の税額を大幅に引き下げるものであり、穀物の史上最高の豊作が確実となり、ロシア国内で供給過剰と価格低下が懸念される中で、対策として穀物輸出を促進するとともに、輸出関税の転嫁を受ける農業生産者の負担を軽減する意図があったと考えられる。

※赤字は2022年6月30日政令1179号による改正



【輸出関税額の計算方法】小麦の例

※2022年6月30日政令1179号による改正

- ①輸出関税のルーブル化のためER(USD・ルーブル(R) 交換レート)を導入。
ER = 毎週行う関税額算出の前5労働日のロシア中銀レートの平均値。
- ②BP₁をドル建てからルーブル建て(小麦15,000R)に変更

ケース3	400USD ≤ IP	輸出関税額 = ③ + ②' + ①'	※BP ₃ = 400USD
		③ = (IP - BP ₃) × ER × 0.9	
		②' = (BP ₃ - BP ₂) × ER × 0.8	
		①' = (BP ₂ × ER - BP ₁) × 0.7	
ケース2	375USD ≤ IP < 400USD	輸出関税額 = ② + ①'	※BP ₂ = 375USD
		② = (IP - BP ₂) × ER × 0.8	
		①' = (BP ₂ × ER - BP ₁) × 0.7	
ケース1	15,000R < IP < 375USD	輸出関税額 = ①	※BP ₁ = 15,000R
		① = (IP × ER - BP ₁) × 0.7	
ケース0	IP ≤ 15,000R	輸出関税額 = 0	

第1図 ルーブル建て穀物可変輸出関税の仕組み

資料：関係のロシア連邦政令から筆者作成。

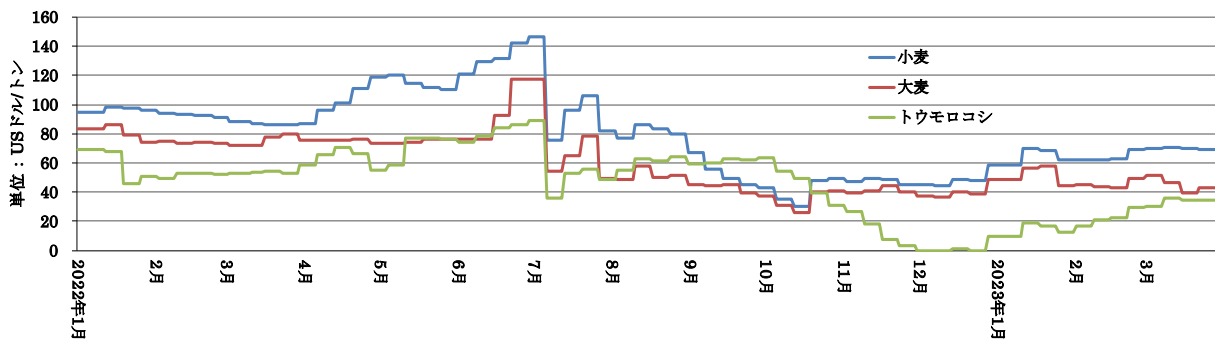
① 改正内容（仕組みの詳細については第1図参照）

- ・ 第一段階の基準輸出価格を、以下のとおり US ドル (USD) 建てからルーブル (R) 建てに変更する（変換レートは 1USD = 75R）。

小麦：200USD → 15,000R、大麦・トウモロコシ：185USD → 13,875R

※ 第二，第三段階の基準輸出価格は US ドル建てのまま金額も変更なし。

- ・ 可変輸出関税の算出に使用される US ドル・ルーブル交換レートは実勢ベース（毎週の税額算出前 5 労働日のロシア中央銀行レートの平均値）。
- ・ 新方式による穀物の輸出関税額の算出・公表は政令公布の日（2022 年 7 月 1 日（金））から行い，従来どおり公表後 3 労働日目の 7 月 6 日（水）から 12 日（火）まで適用。以後同様に毎週公表・適用を繰り返す（関税額の推移については第 2 図参照。なお，同図右端の 2023 年 3 月 22 日～28 日に適用される輸出関税額（単位：ルーブル/トン）は，小麦：5,327.9，大麦：3,298.2，トウモロコシ：2,646.9 である（第 2 図では US ドル/トンに換算しており，小麦：69.5，大麦：43.0，トウモロコシ：34.5））。



第 2 図 ロシア穀物可変輸出関税額の推移（2022 年 1 月 1 日～2023 年 3 月 28 日）

資料：ロシア連邦農業省ウェブサイトから筆者作成。

注．制度上，2022 年 1 月 1 日～7 月 5 日の関税額は US ドル建て，2022 年 7 月 6 日以降の関税額はルーブル建てだが，本図では後者を US ドル建てに換算し前者と結合した。ルーブル→US ドル換算は，週ごとに決定される輸出関税額の適用期間におけるロシア連邦中央銀行の平均レート（日別レートから筆者計算）にて行った。

② 改正内容の評価

- ・ 第一段階の基準輸出価格がルーブル安のレート（1USD = 75R）で US ドルからルーブルに変換されているため，為替相場がこれよりルーブル高の場合には，第一段階のルーブル換算された基準輸出価格が実勢より高額になる一方で，指標輸出価格は実勢ベースのレートでルーブル換算される結果，両者の差が実勢より縮小されるので，改正前と比べて輸出関税額は実質的な引下げになる⁽¹³⁾。第 2 図では，2022 年 7 月 6 日以降のルーブル税額を実勢レートで US ドルに換算し，7 月 5 日以前の US ドル税額と結合しているが，当該改正時に税額が大きく減少していることがわかる。

（iii）2022/23 年度後半の輸出数量枠の設定

2022 年 12 月 29 日付けロシア連邦政令第 2524 号により，2022/23 年度についても原則どおり年度後半の 2023 年 2 月 15 日～6 月 30 日の間，穀物の輸出数量枠を適用することが決定された。輸出数量枠は，前年度のように小麦とそれ以外の三種の穀物を区別せず，

小麦、ライ麦、大麦及びトウモロコシの四種穀物一本で計 2,550 万トンとされた。これは対象期間の四種穀物の EAEU 域外へ輸出実績の約 2 倍の大きさである⁽¹⁴⁾。なお、輸出数量枠の輸出業者への配分は、前年の輸出実績に応じて行われるのが原則のところ、極東連邦管区の輸出業者に対しては当該実績以上に枠を配分する措置が講じられている⁽¹⁵⁾。現時点までに定められた政令の規定に基づき、2023 年 2 月 15 日～2024 年 2 月 14 日までの 1 年間に適用されるロシアの穀物輸出関税制度の大枠を整理すると第 3 図のようになる。

時期		2023.2.15～6.30	7.1～2024.2.14
制度		輸出関税割当制度	可変輸出関税制度（枠なし）
税率 (額)	数量枠	四穀物計 2,550 万トン	3 段階のルール建て可変輸出関税
	枠内		
	枠外	50%（最低 100 ユーロ/トン）	

第 3 図 ロシアの穀物輸出関税制度（2023 年 2 月 15 日～2024 年 2 月 14 日）

資料：2022 年 12 月 29 日付けロシア連邦政令第 2524 号等をもとに筆者作成。

2) 穀物ダンパーの枠組みによる農業関連部門への助成

穀物の輸出関税は輸出業者が支払うが、輸出業者はそれを穀物生産者に転嫁すると想定されており、これにより生産者が被る減収を補填するため、穀物輸出関税収入を財源として耕種農業の生産者に対する助成を行うこととしている。穀物輸出関税の賦課によって穀物輸出を抑制し国内価格高騰を防ぐとともに、輸出関税収入を財源として穀物生産の振興を図る枠組み全体を「穀物ダンパー」（зерновой демпфер）と呼ぶ。農業担当のアブラムチェンコ副首相は、2023 年 1 月時点で「（制度発足以来の）2 年間で穀物輸出関税による税収は 2,500 億ルーブルにのぼる」「穀物関税導入時、（政府と）農業関係者との間で、この収入は彼らに戻すとの約束があった」「とはいえ、この資金は耕種部門の農業者だけに、補填の補助金として行くわけではない。育種改良センター、農産物の近代的保管施設、農業機械の優遇リースなども必要だ」（() 内は筆者補足）と述べている⁽¹⁶⁾。

（2）油糧種子、ヒマワリ油等の輸出規制

ロシアは、ヒマワリ種子等の油糧種子、ヒマワリ油、油かすについて、国内搾油業者の原料確保や食用油の消費者価格の安定等の目的で、2021 年 1 月以降、輸出関税その他の輸入規制措置を順次強化、あるいは新規導入してきた。2022 年 3 月末までの制度の変遷については、穀物の輸出規制と同様、長友（2022）に整理したので、本稿では 2022 年 4 月～2023 年 3 月の間の制度の変遷を記述する。

1) 2022 年 4 月時点の制度

油糧種子等について、ロシアが 2022 年 4 月時点に適用していた輸出規制は以下のとおりである（一部それに近い時期に導入された措置を含む）。ロシアのウクライナ侵攻直後に農産物価格が高騰したため、この時期には、それ以前からの輸出関税に加えて追加的な輸出規制措置が講じられた。

① 油糧種子の輸出関税⁽¹⁷⁾

EAEU 域外への輸出に対し、2021 年 7 月 1 日から続く措置として、ヒマワリ種子 50%（最低 320 ドル/トン）、ナタネ 30%（最低 165 ユーロ/トン）、大豆 20%（最低 100 ドル/トン）の輸出関税を賦課。適用期間は 2022 年 8 月 31 日までとされた（その後延長）。

② 油糧種子の追加的輸出規制

ウクライナ侵攻直後の価格高騰対策として、①の措置に上のせして以下の措置が実施された。いずれも予定の期限をもって終了している。

- a. ヒマワリ種子及びナタネ：2022 年 4 月 1 日～8 月 31 日の間、一時的に EAEU 域外輸出を禁止。
- b. 大豆：2022 年 4 月 1 日～8 月 31 日の間、自動車、鉄道、河川、海上交通による輸出ポイントを極東連邦管区の計 26 地点に限定。
- c. 亜麻の種子：2022 年 5 月 1 日～8 月 31 日の間 EAEU 域外への輸出に 20%（最低 100 ドル/トン）の輸出関税を賦課。

③ ヒマワリ油の可変輸出関税

ヒマワリ油⁽¹⁸⁾の EAEU 域外への輸出について、四種穀物に適用されるものと類似した可変輸出関税が 2021 年 9 月 1 日から導入され、輸出関税額は月ごとに決定・適用されてきた。適用期間は当初 2022 年 8 月 31 日までとされた（その後延長）。

④ ヒマワリ油の追加的輸出規制

ウクライナ侵攻直後の価格高騰対策として、③の可変輸出関税に加えて、2022 年 4 月 15 日～8 月 31 日の間 150 万トンの輸出数量割当（枠外輸出は原則不可）を適用。その後 2022 年 7 月 16 日付け政令 1282 号によって 40 万トン追加され、計 190 万トンに拡大。本措置は予定の期限をもって終了。

⑤ 油かすの輸出規制・輸出関税

a. ヒマワリ油かす

- ・ ウクライナ侵攻直後の価格高騰対策として、2022 年 4 月 15 日～8 月 31 日の間 EAEU 域外への輸出に 70 万トンの輸出数量割当（枠外輸出は原則不可）を適用。その後ヒマワリ油と同じロシア連邦政令 1282 号によって 15 万トン追加され、計 85 万トンに拡大。本措置は予定の期限をもって終了。
- ・ 2022 年 5 月 1 日から月ごとに税額を定める可変輸出関税を導入。適用期間は当初 2022 年 8 月 31 日までとされた（その後延長）⁽¹⁹⁾。

b. 大豆油かす

- ・ ウクライナ侵攻直後の価格高騰対策として、2022 年 4 月 1 日～8 月 31 日の間、輸出ポイントを大豆と同じ極東 26 地点に加えカーニングラードの計 27 地点に限定。本措置は予定の期限をもって終了。

2) 本稿執筆時点（2023 年 3 月）の制度

上記 1) の諸措置は、ロシアの油糧種子の作物年度が終わる 2022 年 8 月 31 日が終了期

限とされていたが、9月以降、本稿執筆時点においても、措置の内容の見直しや追加を経つつ、ほとんどの品目で何らかの輸出規制措置が適用されている。

① 油糧種子の輸出関税・輸出規制

- a. ヒマワリ種子: 税率 50% (最低 320 ドル/トン) の輸出関税の適用期限を当初の 2022 年 8 月 31 日から 2023 年 8 月 31 日まで 1 年間延長 (2022 年 6 月 30 日付けロシア連邦政令第 1179 号)。
- b. ナタネ
 - ・ 税率 30% (最低 165 ユーロ/トン) の輸出関税の延長がロシア連邦政令第 1179 号に規定されず、当該税率の適用は 2022 年 8 月 31 日で終了。輸出関税率は同年 9 月 1 日以降本則 (2021 年 11 月 27 日付けロシア連邦政令第 2068 号に規定) の 6.5% (最低 11.4 ユーロ/トン) に戻った。
 - ・ その直後、2022 年 9 月 9 日～2023 年 2 月 28 日を適用期間とする輸出禁止措置を導入 (2022 年 9 月 8 日付けロシア連邦政令第 1580 号)。この措置は当初の期限でいったん切れたが、2023 年 3 月 20 日から 8 月 31 日まで再度適用されている (2023 年 3 月 18 日付けロシア連邦政令第 420 号)。
- c. 大豆: 税率 20% (最低 100 ドル/トン) の輸出関税の適用期限が 2022 年 8 月 31 日にいったん切れたが、直後に、同一の税率で同年 9 月 9 日～2024 年 8 月 31 日の新たな適用期間が設定された (2022 年 9 月 8 日付けロシア連邦政令第 1580 号)。

② ヒマワリ油の可変輸出関税

可変輸出関税額が US ドル (USD) 建てからルーブル (R) 建てに変更された (2022 年 6 月 30 日政令第 1179 号)。「輸出関税額 = (指標輸出価格 - 基準輸出価格) × 0.7」の計算式は同じで、基準輸出価格が 1,000USD/トンから 82,500R に変更された。指標輸出価格のドルからルーブルへの換算レートは 1USD = 82.5R と実勢よりもルーブル安に設定されており、穀物輸出関税のルーブル化と同様、実質的な関税引下げになっている。最初のルーブル建て輸出関税は、2022 年 7 月 2 日に連邦農業省が公表し、7 月 6 日から適用が開始された (以後毎月税率を更新)。可変輸出関税の適用期間は、上記政令により 2023 年 8 月 31 日まで 1 年間延長されている。

③ ヒマワリ油かすの可変輸出関税

2022 年 6 月 30 日政令第 1179 号によって、可変輸出関税のルーブル建てへの変更が行われた。「輸出関税額 = (指標輸出価格 - 基準輸出価格) × 0.7」の計算式は同じで、基準輸出価格が 185USD/トンから 13,875R に変更された。指標輸出価格のドルからルーブルへの換算レートは 1USD = 75R と実勢よりもルーブル安に設定されており、やはり実質的な関税引下げになっていた⁽²⁰⁾。最初のルーブル建て輸出関税の適用開始、可変輸出関税の適用期間の延長についてはヒマワリ油と同じである (ヒマワリ油と同油かすの可変輸出関税額については第 12 表参照)。

第12表 ヒマワリ油・同油かすの可変輸出関税額等の推移（2022年4月以降）

		ヒマワリ油		ヒマワリ油かす	
	適用月	指標輸出価格 (USD/トン)	輸出関税額 (USD/トン)	指標輸出価格 (USD/トン)	輸出関税額 (USD/トン)
2022 年	4 月	1,447.2	313.0	—	—
	5 月	1,531.8	372.2	322.7	96.3
	6 月	1,750.0	525.0	335.0	105.0
		指標輸出価格 (USD/トン)	輸出関税額 (R/トン)	指標輸出価格 (USD/トン)	輸出関税額 (R/トン)
	7 月	1,800.2	8,615.9	312.8	1,819.1
	8 月	1,873.3	15,987.1	304.3	2,265.4
	9 月	1,583.0	8,621.3	269.3	1,578.5
	10 月	1,244.4	0.0	177.0	0.0
	11 月	1,319.1	0.0	252.0	1,145.0
	12 月	1,178.1	0.0	231.1	79.8
2023 年	1 月	1,207.6	0.0	246.2	1,826.9
	2 月	1,162.5	0.0	247.6	2,200.7
	3 月	1,149.7	2,068.1	251.2	3,357.2

資料：ロシア連邦農業省ウェブサイト及び関係政令から筆者作成。

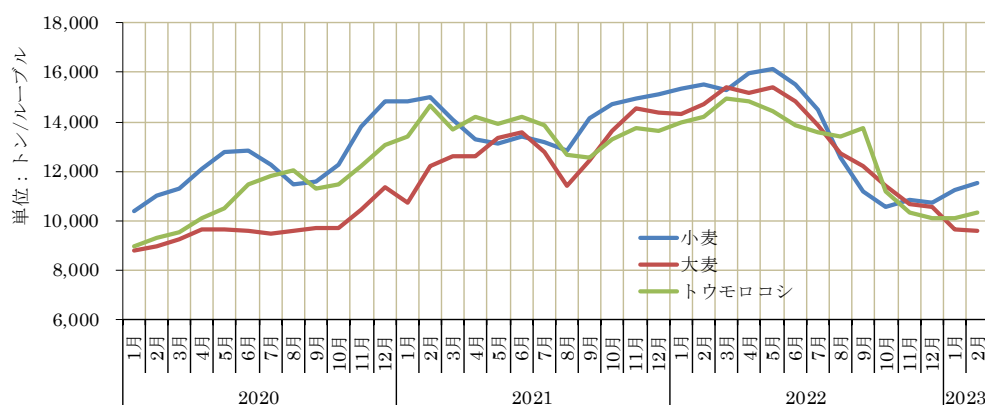
注（1）ヒマワリ油の輸出関税は2021年9月1日から適用開始。輸出関税額は、当初 US ドル建てで、2023年7月6日以降ルーブル（R）建てに移行。同年7月1日から5日の間は560.1USD/トンの関税額が適用されたものと思われる。

注（2）ヒマワリ油かすの輸出関税は2022年5月1日から適用開始。輸出関税額は、当初 US ドル建てで、2023年7月6日以降ルーブル建てに移行。同年7月1日から5日の間は89.4USD/トンの関税額が適用されたものと思われる。

（3）輸出規制と国内価格動向

2022年後半に入って、ロシアは農産物の輸出規制措置を維持しつつも、できるだけ輸出を妨げないように措置の実質的な緩和を図っているように見える。穀物やヒマワリ油等の輸出関税については、2022年7月からのルーブル化に伴って関税額の実質的な引下げが行われており、2023年2月15日から適用される穀物の輸出関税割当枠は、近年の輸出実績の約2倍の水準に設定されている。その背景には、2022年に穀物等が史上最高の豊作となったことを背景として、同年後半以降国内の生産者価格が低下していることがある。

第4図に2020年1月から2022年11月の間におけるロシアの小麦、大麦及びトウモロコシの生産者価格の推移を示した。いずれの価格も2022/23年度が始まる2022年7月の少し前をピークとして、それ以後は年末に向けて急激に下降している。2022年産の豊作が明らかになり需給が緩和した結果である。2022年12月の価格は、小麦10,754ルーブル/トン、大麦10,555ルーブル/トン、トウモロコシ10,132ルーブル/トンとなっている。その後、小麦やトウモロコシの価格が下げ止まりから上昇に転じているものの、価格の水準は、依然ロシアがコロナ禍に見舞われる前の2020年初めの水準に近い。経済制裁の影響下、輸入資機材の価格上昇等から、ロシア農業の生産コストは上昇しており、その中で豊作を背景に生産物の価格低下が進めば農業生産者の収益性は悪化する。かくして、穀物等の輸出を促進して国内の供給過剰を軽減し、生産者価格の過度の低下を防止することが求められており、輸出規制措置の実質上の緩和が不可避となっていると考えられる。



第4図 ロシアの穀物生産者価格の推移

資料: EMISS から筆者作成。

(4) 無機肥料の輸出規制

ロシアは、窒素肥料で輸出量世界第1位、リン酸肥料で同第3位、カリ肥料で同2位を占める世界有数の無機肥料輸出国であるが⁽²¹⁾、国内の無機肥料価格の上昇を抑制し、2022年春の播種期に向けて国内農業生産者へ供給確保を図るため、2021年12月1日から無機肥料の輸出に対する数量制限措置を導入した。2022年3月までの動向は長友(2022)に記述したので、本稿では2022年4月～2023年3月の動向を記述する。

1) 2022年4月時点の制度

2022年4月時点においては、前年12月1日から開始された輸出数量制限(輸出枠内に限って輸出を認める仕組み)が引き続き適用中だった。対象品目は、①窒素肥料、②窒素、リン、カリウムのうち二つ又は三つの栄養成分を含む配合肥料のうちの特定品目であり⁽²²⁾、当初の予定どおり2022年5月31日をもって適用を終了した。輸出枠は、当初、①窒素肥料:590万トン、②配合肥料:535万トンとされていたが、その後順次拡大され、最終的には、①窒素肥料:約690万トン、②配合肥料:約630万トンとなっている。この数量は、直前3年間の輸出実績を上回るものだった。なお、硝酸アンモニウム⁽²³⁾については、春の播種作業における需要が高いとの理由で、2022年2月2日～5月1日(当初の期限の4月1日を延長)の間、輸出禁止措置が講じられた。

2) 2022年7月～12月の輸出数量制限

無機肥料の輸出制限は、2022年5月末にいったん終了したが、今度は秋まき作物の播種に向けて肥料の確保が必要という観点で、2022年5月30日付けロシア連邦政令第990号により、2022年7月1日～12月31日の間、再び輸出数量制限が導入された。窒素肥料、配合肥料とも前回より具体的な対象品目を絞り込んだ上で⁽²⁴⁾、①窒素肥料:約830万トン、②配合肥料:約595万トンの輸出数量枠が設定された。いずれも直前3年間の輸出実績を上回るものだった。その後、①窒素肥料については、2022年11月26日付けロシア連邦政令第2148号により75万トンの追加枠が設定されている。

3) 2023 年における輸出関税の導入

2022 年 11 月 30 日付けロシア連邦政令第 2188 号により、無機肥料全体（HS3102～HS3105）を対象として 2023 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間輸出関税が賦課されることとなった。トン当たりの税額は「通関価格－450 ドル」×23.5%である。実際の課税は輸出価格次第なので、無機肥料の輸出価格と輸出関税賦課の動向を注視する必要がある。

4) 2023 年 1 月～5 月の輸出数量制限

2022 年 12 月 20 日付けロシア連邦政令第 2353 号により、上記 2) の規制に引き続き、2023 年 1 月 1 日～5 月 31 日の間、輸出数量枠を適用することが決定された。概要は下に列挙するとおりである。これまでの規制同様全体としては実績を上回る枠となっている。

- ・ 総枠は、当初設定された枠は約 1,184 万トンで、対象品目の平均輸出実績（2019～21 年 1～5 月：841 万トン）と比べて大きい。さらに、2023 年 1 月 26 日付けロシア連邦政令第 91 号により 1 月 27 日から計 44.7 万トンの枠が追加されている。
- ・ 数量枠は内訳の品目別に設定。対象品目は前年より若干減少⁽²⁵⁾。
- ・ 硝酸アンモニウムについては、当初、規制を輸出禁止でなく輸出数量枠にとどめつつも、枠（合計約 105 万トン）は平均輸出実績（期間同前 129 万トン）より小さく、かつ、1～3 月 22.5 万トン、4～5 月 82.9 万トンと時期を分けて前半の数量を絞り込んでいた。しかし、上記の政令第 91 号により追加された枠のうち 37.5 万トンは硝酸アンモニウムだったので、結局、時期による制約はあるが、輸出数量枠が実績を上回っている。

5) 2022 年の無機肥料輸出状況

詳細な通関統計の公表が停止されているため、無機肥料についても正確な輸出実態はわからないが、サポジニコフ（2022）は、「2022 年のロシアの無機肥料輸出は、量では対前年 10%減だが、国際価格の水準が良いため、金額的には前年と同程度となる見通し」とのイワノフ連邦産業貿易省次官の発言を報じており、後に公表された通関統計の概要（ロシア連邦税関庁ウェブサイト通関統計ページ）によれば、HS31 類の肥料全体の輸出金額（ほとんどは無機肥料であろう）は、2021 年 125 億ドル、2022 年 193 億ドルと増加した。

（5）食品輸入禁止措置の延長

ロシアは、2014 年のウクライナ危機に際して欧米諸国から講じられた経済制裁への対抗措置として、同年から食品輸入禁止措置を発動し、その後対象品目や対象国を増やしながらかこの措置を継続してきた。前回の延長では、この措置の適用期限は 2022 年 12 月 31 日までとされていたが、2022 年 10 月 17 日付け政令第 1843 号で措置がさらに 1 年間延長され、2023 年 12 月 31 日まで適用することが決定された。対象国や対象品目に変更はない単純延長である。

5. ロシアのウクライナ侵攻と世界食料需給への影響

最後に、ロシアのウクライナ侵攻について、農業・食料に関係する事項を中心として手短かに経緯を整理するとともに、世界食料需給への影響について考えてみたい。

(1) 今回のウクライナ侵攻の経緯

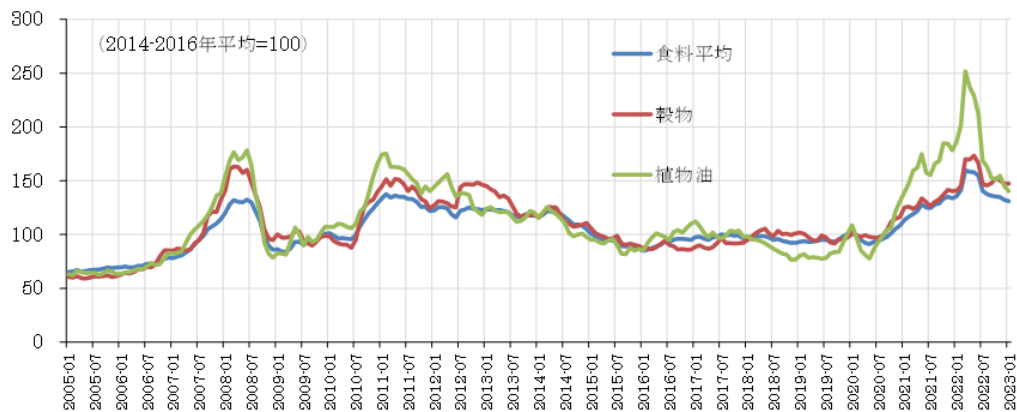
今回のロシアのウクライナ侵攻の発端は2014年のウクライナ危機に遡る。2014年2月のマイダン革命によりウクライナの親露派政権が崩壊すると、黒海の要衝でロシアの海軍基地が置かれるウクライナ領のクリミアへのアクセスを失うことを恐れたロシアは、同年3月にこれを一方的に併合した。4月にはウクライナ東部のロシア系住民が多いドンバス地域（ドネツィク州、ルハンシク州）の一部で親露派政権が独立を宣言し、ウクライナとの間で戦闘が起きた。その後、ドイツ・フランスの仲介の下でウクライナとロシアも参加して停戦合意が成立したが、合意の履行は難しく、当該地域をめぐるロシア・ウクライナの対立は継続した。

2022年2月24日、前年からウクライナ国境に軍隊を集結させていたロシアがウクライナに対する「特別軍事作戦」を開始した。ロシアは、当初短期間でウクライナの政権を倒し、全土を支配下に置くことができると考えていたとされる。ロシア軍は北、南、東の各方面から一斉にウクライナに侵攻し、一時は首都キエフに迫ったが、ウクライナのゼレンスキー大統領は首都に踏みとどまり、ロシア軍はウクライナ側の頑強な抵抗を受けて戦線の再構築を余儀なくされた。

その後、ロシアは、ウクライナのドネツィク、ルハンシク、ザポリージャ及びヘルソン4州のロシア支配地域を、2014年のクリミアに加えて新たにロシア連邦に編入することを宣言し、2022年10月には国内手続を完了した。しかし、ウクライナはその間も西側諸国からの支援を受けながら抗戦を続け、9月には攻勢に転じて北東部のハルキウ州を奪還したほか、11月には南部のヘルソン州で州都ヘルソン市を含むドニプロ川西岸地域を奪還した。その後は、戦局全体には大きな進展がないまま、両軍の局地的な戦闘や、ロシア側のミサイルによる散発的な都市攻撃などが継続している状況である。

(2) 世界食料需給への影響と対応

ロシアとウクライナは、世界の農産物市場において、小麦、トウモロコシ等の穀物、ヒマワリ種子やヒマワリ油等の主要供給国であり、ロシアがウクライナに対する侵攻を開始すると、これら商品の供給への懸念から商品市況が高騰し、FAO食料価格指数は2022年3月に史上最高を記録した（第5図参照。同月の値は、食品平均159.7、穀物170.1、植物油251.8）。穀物等の商品価格は、コロナ禍で冷え込んでいた経済活動と農産物需要が急激に回復してきたところに主要産地の天候不良も加って、2021年には既に過去のピークである2008年や2011年に並ぶ高水準となっていた。その上2022年2月にロシアのウクライナ侵攻が起きたため、同年3月にFAO食料価格指数が過去最高に跳ね上がったのである。



第5図 FAO 食料価格指数（2005年1月～2023年2月）

資料：FAO, Food Price Index より筆者作成。

高騰した食料価格はその後一応の落ち着きを取り戻した。2023年2月時点のFAO食料価格指数は食料平均129.8、穀物147.3、植物油135.9となり、歴史的には依然高水準とはいえウクライナ侵攻以前の水準に戻っている。これは、その後事態が推移する中で、世界の食料需給に当初懸念されたような困難が生じなかったことによるものである。ここに大きく寄与した出来事の一つが2022年7月にまとまった、封鎖されていたウクライナの黒海沿岸港湾からの穀物輸出の再開を実現した合意であり、もう一つは2022年のロシア産穀物が史上最高の豊作となったことである。ロシアの豊作については既に述べたので、以下ウクライナの穀物輸出再開合意について説明する。

ウクライナの黒海沿岸港湾からの穀物輸出の再開に当たっては、2022年7月22日に二つの文書に署名が行われた。

第一の合意は「ウクライナの港湾からの穀物及び食品の安全な輸送に関するイニシアティブ」で、ロシア、ウクライナ、トルコ、国連の代表が署名した。内容は、イスタンブールに共同調整センターを設け、その監視の下にウクライナのオデーサ等3港湾からの穀物等の輸出を行うというものである。120日間の有効期間が設定されており、署名した各国や国連から異論がなければ、同じ日数だけ自動延長する仕組みとなっている（合意文書は UN, Black Sea Grain Initiative, Joint Coordination Centre, Full text of the Initiative）。

第二の合意は「ロシア産の食品及び肥料の世界市場への展開についての協力に係るロシア連邦と国連事務局の間の相互理解に関するメモランダム」で、ロシアと国連の代表が署名した。その内容は、開発途上国の食料安全保障、とりわけ食料や肥料へのアクセスの確保に配慮して、①ロシア側は、食料と肥料の商業的な供給を継続すること、ウクライナの黒海沿岸港湾からの食品の障害なき輸出を促進すること、②国連側は、ロシア産の食品と肥料の世界市場への障害なき供給の促進、特に金融、保険、物流に係る障害の除去に努めること、関係当局や民間セクターと協力して、食料と肥料をロシアに対する措置の例外とするよう努めること等である（合意文書は Ministry of Foreign Affairs of the Russian Federation, 2022）。ロシアは、穀物や肥料の輸出そのものは西側諸国による経済制裁の直接の対象となっていないものの、黒海海域に入域する貨物船の確保、貨物の保険契約締結、

代金の決済等に支障が出ており、以前からこれを「隠れた制裁」だとしてその除去を求めており、第二の合意は国連もこれに助力する旨を記した文書と理解できる。

第一の合意に基づき、2022年8月1日よりオデーサ等3港湾からの穀物輸出が再開された。同日から2023年3月18日までの累計出荷量（ウクライナから出航し共同調整センターの検査を了した貨物の数値）は、全品目計2,369万トン、内訳は、穀物1,917万トン（81%）、油糧種子194万トン（8%）、植物油124万トン（5%）及び油かす等134万トン（6%）に達した。穀物の内訳はトウモロコシ1,153万トン、小麦659万トン、大麦100万トン等である（UN, Black Sea Grain Initiative, Joint Coordination Centre）。

これに対しロシアは「第一の合意と第二の合意は一つのパッケージであるが、第一の合意に基づくウクライナの輸出が進む一方で、第二の合意にもかかわらずロシアの輸出は進んでいない」旨を様々な機会・レベルで主張しており、第一の合意の有効期間の終わりが近づくと延長に抵抗するような動きを繰り返している。

第一の合意の最初の有効期間は2022年7月22日～11月18日だったが、ロシアは、クリミアのセヴァストポリ港でロシア艦船が攻撃を受けたことを理由として、10月29日に第一の合意への参加の停止を表明した。その際は、トルコの仲介もあって11月2日にロシアが合意に復帰し、その後は異論を述べなかったため、第一の合意は延長された。次の有効期間は2022年11月19日～23年3月18日の120日間だったが、期限切れ間近の延長交渉において、ロシアは、再延長を認めつつも延長期間を60日間とし、これが5月18日に期限切れとなる前に、第二の合意に基づくロシア側の要求（ロシア農業銀行のSWIFT（国際銀行間通信協会）への再接続、農業機械・部品・サービスの供給再開等の5項目）が実現されなければ、ロシアはそれ以降第一の合意への参加を停止する旨通告した（Ministry of Foreign Affairs of the Russian Federation, 2023）。

ロシアが2022年11月の最初の延長の時点で第一の合意の延長に異議を唱えなかった理由は推測するほかないが、客観的な状況を見ると、ロシアの2022年産穀物は史上最高の豊作であり、大量の輸出を行わなければ国内に在庫が滞留し、国内価格は低落し、農業生産者の経営に大きな影響を及ぼすことになる。この点については、既述のとおり、2022/23年度のロシアの穀物輸出は、7～9月までは停滞したが、その後活発化し、12月までの年度前半では前年度同期を上回り、その後も前年度同期を上回るペースの輸出が続いている模様である。また、無機肥料についても、国内の肥料メーカーとの関係で輸出の維持が不可欠のところ、2022年の輸出は、量では減少した模様だが金額は前年を上回っている。こうした状況ゆえ、第一の合意の最初の延長の時点においては、これに反対し、ロシアの穀物・肥料輸出に関する第二の合意も一緒に壊してしまうという判断にはならず、引き続き第二の合意をテコに事態の改善を目指すことになったのではなかろうか。しかし、その後もロシア側の主張（穀物・肥料輸出に関連する隠れた制裁の除去・緩和）に係る具体的な措置が実現しなかったため、ロシア側は二回目の期間延長に当たって期間を60日間に縮め、それまでにロシア側の要求を実現するよう求めてきたと考えられる。この期間が過ぎる2023年5月18日に向けた交渉が注目される。

6. おわりに

ロシアのウクライナ侵攻をめぐっては、直後の国際商品市況の高騰はあったものの、これまでのところは世界の食料需給構造全体に大きな影響を及ぼすような事態は起きていない。そこで重要なのは、この戦争により当事国だけでなく、食料供給を両国に依存する途上国にまで飢餓などの問題を拡散することは避けなければならないとの立場から、国連などが精力的に仲介に当たった結果、ウクライナからの穀物等の供給が、減少したとはいえ維持されていることである。とはいえ、これはかりそめの均衡である。ロシアとしても、史上最高の豊作で、少しでも多くの穀物を輸出したい状況にある以上、ウクライナの穀物輸出に干渉せず、粛々と自らの穀物輸出を続けることが得策なのではないかと筆者は一応考えるが、戦争が長期化し、いまだ終わりを見通せない中、経済制裁の影響もあり、今後ロシアがどのような行動に出て、世界の食料需給にどのような影響を及ぼすか、予見することは難しい。これまでの20年間、ロシアとウクライナはともに穀物生産を拡大し、競い合うように世界に輸出していった。筆者はその後半の10年あまり、ロシアを中心にその動きを追いかけてきた。ロシアとウクライナが農業大国としてともに発展していける平和な時代が再び訪れることを願ってやまない。

注(1) 以下、2022年の耕種作物の作柄についてはマクシモヴァ（2022）、ガネンコ（2023）を参照した。

(2) ロシアの統計値には、2014年以降はロシアが併合したウクライナ領のクリミアの値が含まれている。本稿でロシア連邦全体の数値を示す際には、特に示す場合を除き、2013年以前はクリミアの値を含まず、2014年以降はクリミアの値を含む数値を掲載している。なお、ロシアは、2022年にはクリミアに加えてさらに、ウクライナの領土であるドネツィク、ルハンシク、ザポリージャ、ヘルソンの4州のロシア支配地域を一方的に併合したが、これら地域については、依然戦闘が続いており、当然ながらロシアの統計の2022年値には反映されていない。

(3) マクシモヴァ（2022）やガネンコ（2023）で紹介されている農業企業経営者の見解による。筆者がかつて現地農業企業を訪問した際の見聞とも一致する。

(4) 以下、2022年の畜産物生産については、ベレーヤ（2022）を参照した。

(5) 先に2.（2）で言及した2022年の農水産物貿易額の数値は、ロシア連邦税関庁ウェブサイト通関統計ページに2023年3月に掲載されたものであり、HS1～24類の輸出入の総額は示されたが、内訳は示されていない。

(6) ガネンコ（2023）を中心に、その他個別に引用する記事を参照した。

(7) USDAのロシアの穀物輸出量の数値は、ロシア連邦税関庁の数値と比べて、対象にソバを含まないことなど品目によっては明示的な違いがあるが、小麦等明示的な違いがない品目についてもデータの時期の違い等によるものか若干の差異がある。ただし、第8表と第9表に見られるように、その違いは大きくない。

(8) ガネンコ（2023）は、「ロシアの穀物輸出は制裁と予見不可能性―船会社、保険会社、銀行等の外国企業がこれに直面―の下で行われ、最初の3か月のペースは遅かった。だが我々の輸出業者は新しい状況にうまく適応し、輸出は加速した」（コルプト・ロシア穀物連盟副会長）、「7月から9月までの輸出のテンポは同時期の平均より遅れていた。これはロジスティクス上の問題によるものだが、10月にはこのテンポから抜け出すことができ、同月の穀物総輸出量は556万トン（前年同期414万トン）に達した。11月には574万トン（同362万トン）、うち小麦4.8百万トンと前例のない量を輸出した」（パヴェンスキー・ルスアグロトランス社戦略マーケティング部長）、「今年度前半の穀物輸出量は前年度同期を上回る（中略）。7-12月の穀物輸出量は24-24.5百万トン、年度計では50-53百万トンに達する見通しだが、本来最低60百万トンの輸出が必要であり、年度末には大量の在庫が残り、価格引下げ要因になるだろう」（コルプト）といったロシアの穀物業界専門家の発言を紹介している。

(9) 「不明国」をイランとすれば、2020/21年度のロシアの小麦総輸出量に占める中東・北アフリカ地域のシェアは58%に上昇する。昨年度のカントリーレポート・ロシアの文末脚注13参照。

(10) ショクロヴァ（2023）は、「今年度前半のロシアの穀物輸出先国数は、前年度の79から53に減少した」とのチュリーナ・ロシア穀物連盟分析部長の発言を紹介している。

(11) 本稿執筆時点におけるロシアの四種穀物の輸出関税の根拠政令は以下のとおり。

- ・ 現行制度の枠組み：2021年12月31日付けロシア連邦政令第2596号
- ・ 可変輸出関税のルール化：2022年6月30日付けロシア連邦政令第1179号
- ・ 2023年2-6月の輸出数量枠：2022年12月29日付けロシア連邦政令第2524号

(12) 対象品目は、厳密には小麦・メスリン（HS1001 19 000 0, 1001 99 000 0）、ライ麦（HS1002 90 000 0）大麦（HS1003 90 000 0）及びトウモロコシ（HS1005 90 000 0）である。このうちライ麦については、輸出関税が賦課されるのは、輸出数量枠が設定された場合の枠外輸出関税（50%、ただし最低100ユーロ/トン）のみであり、可変

- 輸出関税は常にゼロである。なお、種子用の輸出の場合は、いずれの穀物も輸出関税の対象とならない。
- (13) ルーブルと US ドルの交換レートは、2022 年 7 月以降おおむね 1USD = 60 ルーブル前後で推移してきたが、同年 12 月以降徐々にルーブル安が進み、2023 年 3 月に入ると 1USD = 75 ルーブルを下回るルーブル安の水準で推移しているため、基準輸出価格を 1USD = 75 ルーブルでルーブル換算することによる四種穀物の輸出関税引下げ効果は既に消失している。ただし、ドル建て輸出価格そのものが低下傾向にある小麦・大麦の輸出関税額は比較的安定している（これが上昇傾向にあるトウモロコシの輸出関税額は上昇している）。
- (14) ロシアの四種穀物の 2 月～6 月の EAEU 域外へ輸出実績は、2018/19 年度～2020/21 年度の 3 年度平均で約 1,250 万トンである（ロシア連邦税関庁「通関統計データベース」より筆者計算）。
- (15) 2022 年 6 月 30 日付けロシア連邦政令第 1179 号においては、2023 年の穀物輸出枠の輸出業者への配分において、原則は基準期間（＝前々年 12 月 1 日～前年 11 月 30 日の 1 年間）の実績比例であるところ、極東連邦管区の業者については、基準期間の極東の輸出実績を 3.13 倍に割り増しして枠を算出する旨が規定されている。ショクロヴァ（2022a）は、極東に 50 万トンの輸出枠が与えられる旨のパトルシェフ農相の発言を紹介しており、本件特例によって極東連邦管区の業者に与えられる輸出枠の総量としてその程度が想定されているのかもしれない。
- (16) リア・ノーヴォスチ（2023）のアブラムチェンコ副首相インタビューの概要記事による。
- (17) 油糧種子に係る輸出関税の対象品目は、ナタネ種子 HS1205 10 900 0）、ヒマワリ種子 HS1206 00 990 0、大豆 HS1201 90 000 0。いずれも、各品目のうちの「その他のもの」＝「種子用以外のもの」である。
- (18) ヒマワリ油に係る輸出関税の対象品目の詳細は以下のとおり。HS1512 11 910 1（ヒマワリ油、原料用、食品製造用で容量 10kg 以下の一次容器入りのもの）、HS1512 11 910 9（同 10kg を超える容量の一次容器入りのもの）、HS1512 19 900 2（ヒマワリ油及びその分別物、原料用以外、容量 10kg 以下の一次容器入りのもの）、HS1512 19 900 9（同 10kg を超える容量の一次容器入りのもの）。
- (19) ヒマワリ油かすの輸出関税の対象品目は、HS 2306 30 000 0。
- (20) 2022 年 12 月以降のルーブル安の進行によって、ルーブル化に伴う輸出関税引下げ効果が減少・消失していることは、ヒマワリ油かすについても四種穀物の輸出関税と同様。
- (21) ロシアの無機肥料輸出量（2017-2019 年平均）は、窒素肥料 692 万トン（世界シェア 15.2%、第 1 位）、リン酸肥料 295 万トン（同 7.0%、第 3 位）、カリ肥料 892 万トン（同 11.8%、第 2 位）。（FAOSTAT から筆者計算）
- (22) 具体的な対象品目は、窒素肥料については品目コード 3102 10 100 0、3102 10 900 0、3102 30 100 0、3102 30 900 0、3102 50 000 0、3102 60 000 0 及び 3102 80 000 0、配合肥料については品目コード 3105 20 100 0、3105 20 900 0、3105 30 000 0、3105 40 000 0、3105 51 000 0 及び 3105 59 000 0 である（品目コードは HS 準拠のユーラシア経済連合対外経済活動品目分類コードによる）。
- (23) 輸出禁止の対象となった硝酸アンモニウムの品目コードは 3102 30 100 0 及び 3102 30 900 0。
- (24) 具体的な対象品目は、窒素肥料については品目コード 3102 10 100 0、3102 10 900 0、3102 30 100 0、3102 30 900 0 及び 3102 80 000 0、配合肥料については品目コード 3105 20 100 0、3105 20 900 0、3105 40 000 0 及び 3105 59 000 0 である
- (25) 無機肥料の 2023 年の輸出数量制限の対象品目は、窒素肥料については品目コード 3102 10 100 0、3102 10 900 0、3102 30 100 0、3102 30 900 0 及び 3102 80 000 0、配合肥料については品目コード 3105 20 100 0、3105 20 900 0、3105 40 000 0 及び 3105 59 000 0 である。そのうち 3102 30 100 0 及び 3102 30 900 0 が、より厳しい規制を受ける硝酸アンモニウムである。

[引用文献]

URL は、全て 2023 年 3 月 31 日現在有効。

【日本語文献】

長友謙治（2022）「第 3 章 ロシアー農水産物純輸出国への転換、輸出規制の拡大、ウクライナ侵攻」『令和 3 年度カントリーレポート：EU（農産物貿易政策）、英国、ロシア』農林水産政策研究所。
[https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/220331_R03cr09_03.pdf]

【英語文献】

FAO, FAO Food Price Index. [<https://www.fao.org/worldfoodsituation/foodpricesindex/en/>]
Ministry of Foreign Affairs of the Russian Federation (2022)Memorandum of Understanding between the Russian Federation and the UN Secretariat on assistance in promoting Russian food and fertilisers on global markets, 12.09.2022. [https://mid.ru/ru/foreign_policy/news/1829558/?lang=en]
Ministry of Foreign Affairs of the Russian Federation (2023), Press release on Istanbul agreements, 20.03.2023. [https://www.mid.ru/ru/foreign_policy/news/1858720/?lang=en]
UN, Black Sea Grain Initiative, Joint Coordination Centre
Full text of the Initiative [https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/black_sea_grain_initiative_full_text.pdf]
Vessel Movements [<https://www.un.org/en/black-sea-grain-initiative/vessel-movements>]
USDA, PSD Online, Custom Query. [<https://apps.fas.usda.gov/psdonline/app/index.html#/app/advQuery>]

【ロシア語文献】本文中では「日本語訳の著者名（刊行年）」又は項目末尾に示す【】内の略称で引用。

Белая А. (2022), Мясной сектор снова в плюсе. Общее производство увеличится на 6%, *Агроинвестор*, 2.12.2022. (ペーラヤ (2022) 「食肉セクターは再びプラス。総生産量は 6%の伸び」『アグロインヴェストル』2022 年 12 月号。) [<https://www.agroinvestor.ru/markets/article/39366-myasnoy-sektor-snova-v-plyuse-obshchee-proizvodstvo-uvlechitsya-na-6/>]

Ганенко И. (2023), Зерновой рынок становится все депрессивнее. Итоги первой половины сезона 2022/23, *Агроинвестор*, 9.1.2023. (ガネンコ (2023) 「穀物市場は全面的後退へ。2022/23 年度前半の結果」『アグロイン

- ヴェストル』2023年1月号.) [<https://www.agroinvestor.ru/analytics/article/39543-zernovoy-rynok-stanovitsya-vse-depressivnee-itogi-pervoy-pолоviny-sezona-2022-23/>]
- ЕМИСС: Единая межведомственная информационно-статистическая система. (省庁間情報統計システム) [<http://www.fedstat.ru/indicators/start.do>] 【ЕМИСС】
- Кулистикова Т. (2022a), Экспорт пшеницы в июле-ноябре может превысить прошлогодний - «Русагроотранс» прогнозирует отгрузки на уровне 20,2 млн тонн, *Агроинвестор*, 14.11.2022. (クリスティコヴァ (2022a) 「7-11月の小麦輸出は前年を上回る ― ルスアグロトランスは輸出量を 20.2 百万トンレベルと見込む」『アグロインヴェストル』ウェブサイト 2022年11月14日.) [<https://www.agroinvestor.ru/analytics/news/39200-eksport-pshenitsy-v-iyule-noyabre-mozhet-prevysit-proshlogodniy/>]
- Кулистикова Т. (2022b), Рост под санкциями. 2022 год стал крайне сложным для экономики, но агросектор будет в плюсе, *Агроинвестор*, 2.12.2022. (クリスティコヴァ (2022b) 「制裁下の成長。2022年は経済には非常に厳しかったが、農業セクターはプラス成長」『アグロインヴェストル』2022年12月号ウェブサイト公開記事.) [<https://www.agroinvestor.ru/markets/article/39359-rost-pod-sanktsiyami-2022-god-stal-krayne-slozhnym-dlya-ekonomiki-no-agro-sektor-budet-v-plyuse/>]
- Литвинова Е. (2023), Минсельхоз предлагает продлить запрет на экспорт рапса - Исключением станет пункт пропуска Забайкальск, *Агроинвестор*, 2.7.2023. (リトヴィノヴァ (2023) 「連邦農業省はナタネ輸出禁止の延長を提案―例外はザバイカルスクの通過ポイント」『アグロインヴェストル』ウェブサイト 2023年2月7日.)
- Максимова Е. (2022), Растениеводство теряет привлекательность. Затраты на производство выросли, а цены на большинство позиций упали, *Агроинвестор*, 2.12.2022. (マクシモヴァ (2022) 「耕種農業は魅力を失う。生産コストは上昇し価格は大半の品目で低下」『アグロインヴェストル』2022年12月号ウェブサイト公開記事.) [<https://www.agroinvestor.ru/markets/article/39361-rastenievodstvo-teryat-privlekatelnost-zatraty-na-proizvodstvo-vyrosli-a-tseny-na-bolshinstvo-pozits/>]
- Минсельхоз РФ, Официальный сайт. [<http://mcx.ru/>] 【ロシア連邦農業省ウェブサイト】
- Ставки вывозных таможенных пошлин. (輸出関税率) [<https://mcx.gov.ru/ministry/departments/departament-ekonomiki-investitsiy-i-regulirovaniya-rynkov/industry-information/info-stavki-vyvozykh-tamozhennykh-poshlin/>]
- РИА НОВОСТИ (2023), Абрамченко рассказала о доходах бюджета от зерновых пошлин, 23.01.2023. [<https://ria.ru/20230123/poshliny-1846690185.html>] (リア・ノーヴォスチ (2023) 「アブラムチェンコ、穀物関税の国庫収入について語る」2023年1月23日.)
- Росстат, Официальный интернет-портал Федеральной службы государственной статистики. [<https://rosstat.gov.ru/>] 【ロシア連邦統計庁ウェブサイト】
- Росстат (2023a), Бюллетень «Посевные площади Российской Федерации в 2022 году» (ロシア連邦統計庁 (2023a) 「ロシア連邦の播種面積 2022年速報」.)
- Росстат (2023b), Бюллетень «Валовые сборы и урожайность сельскохозяйственных культур по Российской Федерации в 2022 году» (ロシア連邦統計庁 (2023b) 「ロシア連邦の農作物の収穫量と単収 2022年速報」.)
- Росстат (2023c), Производство продукции животноводства и численность скота в хозяйствах всех категорий за январь-декабрь 2022 года. (ロシア連邦統計庁 (2023c) 「全類型の農業生産主体における 2022年1月―12月の畜産物生産と家畜頭数」.)
- Сапожников А, В Минпромторге ожидают падение экспорта удобрений из России на 10%, *Коммерсантъ*, 25.11.2022. (サボジニコフ (2022) 「産業貿易省はロシアの肥料輸出 10%減を見込む」『コメルサント』2022年11月25日.) [<https://www.kommersant.ru/doc/5691949>]
- ФТС, Официальный интернет-портал Федеральной таможенной службы РФ, Таможенная статистика. [<https://customs.gov.ru/statistic>] 【ロシア連邦税関庁ウェブサイト通関統計ページ】
- ФТС, Таможенная статистика внешней торговли РФ, Анализ данных. [<http://stat.customs.gov.ru/analysis>] 【ロシア連邦税関庁「通関統計データベース」】
- Центральный Банк Российской Федерации, Официальный сайт. [<https://www.cbr.ru/>] 【ロシア連邦中央銀行ウェブサイト】
- Шокурова Е. (2022a), Минсельхоз озвучил возможную квоту на экспорт зерна - Она не будет разбиваться по агрокультурам, *Агроинвестор*, 19.10.2022. (ショクロヴァ (2022a) 「連邦農業省は穀物輸出クォータ案を公表―作物別の分割はなし」『アグロインヴェストル』ウェブサイト 2022年10月19日.) [<https://www.agroinvestor.ru/markets/news/39078-minselkhoz-ozvuchil-vozmozhnyu-kvotu-na-eksport-zerna/>]
- Шокурова Е. (2022b), Минсельхоз: по итогам года Россия останется нетто-экспортером продовольствия - Сейчас агроэкспорт в денежном выражении на 13% больше, чем год назад, *Агроинвестор*, 11.12.2022. (ショクロヴァ (2022b) 「連邦農業省：ロシアは今年も食料の純輸出国にとどまる―金額ベースの農業輸出は現時点で対前年 13%増」『アグロインヴェストル』ウェブサイト 2022年11月12日.) [<https://www.agroinvestor.ru/markets/news/39196-minselkhoz-po-itogam-goda-rossiya-ostanetsya-netto-eksporterom-prodovolstviya/>]
- Шокурова Е. (2023), Экспорт зерна в этом сезоне может достигнуть 60 млн тонн - Это позволит начать следующий сельхозгод с комфортными переходящими остатками, *Агроинвестор*, 19.10.2022. (ショクロヴァ (2023) 「今季の穀物輸出は 60 百万トンに達する可能性 ― そうなれば適正な繰越在庫で新年度を迎えられる」『アグロインヴェストル』ウェブサイト 2023年1月19日.) [<https://www.agroinvestor.ru/markets/news/39598-eksport-zerna-v-etom-sezone-mozhet-dostignut-60-mln-tonn/>]

2023（令和5）年 3月31日 発行

プロジェクト研究〔主要国農業政策・食料需給〕研究資料 第1号

令和4年度カントリーレポート EU, ドイツ, ロシア・ウクライナ

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話 (03)6737-9000

FAX (03)6737-9600
